

# 官報号外

## ○第六十三回 衆議院会議録 第二十二号

昭和四十五年四月二十八日(火曜日)

證事日程 第二十一号

昭和四十五年四月二十八日

午後二時開議

第一 民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

第二 北西大西洋の漁業に関する国際条約及び関係諸議定書の締結について承認を求める件

第三 全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関する条約への加入について承認を求めるの件

第四 南東大西洋の生物資源の保存に関する条約の締結について承認を求めるの件

第五 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 家内労働法案(内閣提出)

第七 道路整備緊急措置法等の一部を改止する法律案(内閣提出)

第八 防衛厅設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件  
議員請假の件

議員請假の件  
国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)  
全国新幹線鉄道整備法案(鈴木善幸君外十六名提出)

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)  
衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程(議院運営委員長提出)

○議長(船田中君) 午後二時三十四分開議  
議員請假の件  
これより会議を開きます。

林百郎君から、海外旅行のため、四月二十八日から五月六日まで九日間請假の申し出があります。これを許可する御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(船田中君) 議員請假の件につきおはかりいたします。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(船田中君) おはかりいたします。  
内閣から、国家公安委員会委員に津田正夫君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多數。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(船田中君) おはかりいたします。  
内閣から、国家公安委員会委員に津田正夫君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

日程第一、民事訴訟手続に関する法律案、航空機の強取等の処罰に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

民訴法第十九条第一項の規定による送付を受ける民事訴訟手続に関する法律案

右国会に提出する。

昭和四十五年三月十八日 内閣総理大臣 佐藤 栄作

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条)

民事訴訟手続に関する条約等の実施

第二章 民事訴訟手続に関する条約の実施

第一節 通則(第二条—第五条)

第二節 文書の送達(第六条・第七条)

第三節 司法共助の嘱託(第八条・第九条)

第四節 訴訟費用の担保の免除等(第十一条—第十二条)

第五節 訴訟上の救助(第十三条)

第三章 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約の実施(第十四条—第二十九条)

第四章 雜則(第三十条・第三十一条)

附則 第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、民事訴訟手続に関する法律案及び民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約

の実施に伴い、民事訴訟手続に関する特例等を定めることを目的とする。

第二章 民事訴訟手続に関する条約の実施

(当局の指定)

第一節 通則

第二条 民事訴訟手続に関する条約(以下「民訴条約」といふ。)第一条第一項、第九条第一項及び第一十三条第一項の当局は、外務大臣とする。

(送達及び司法共助の管轄等)

第三条 民訴条約に定める文書の送達及び証拠調査の他の裁判所の行為について、同条約の締約国である外国(以下この章において「外国」といふ。)の当局の嘱託があつたときは、裁判所は、これについて法律上の補助をするものとする。

2 法律上の補助をする裁判所は、所要の事を取り扱るべき地を管轄する地方裁判所とする。

(管轄裁判所への移送)

第四条 受託事項が他の裁判所の管轄に属するときは、受託裁判所は、嘱託を管轄裁判所に移送する。

(受託事項の実施)

第五条 受託事項は、民訴条約に特別の定めがある場合には同条約によるほか、日本国の法律により行なう。

第二節 文書の送達

第六条 民訴条約第一条第一項に規定する訴訟費用の担保を供することを要しない。ただし、その者が国籍を有する締約国が民訴条約第三十二条规定の留保をしているときは、この限りでない。

(執行認許の請求の嘱託)

第十一条 民訴条約第十八条第一項又は第二項の裁判で本邦の裁判所がしたものについては、第一審の受託裁判所は、訴訟費用債権者の申立てにより、執行認許の請求をすべき旨を外務大臣に嘱託するものとする。

(訴訟費用の負担の外國裁判の執行)

第十二条 民訴条約第十八条第一項又は第二項の裁判で外國裁判所がしたものによる強制執行は、本邦の裁判所が執行認許をしたときに限り、行なうことができる。

2 前項の送達及び外國の当局の嘱託により本邦においてする裁判外の文書の送達に関しては、第七条 送達について法律上の補助をした地方裁判所は、送達の事実、方法及び日付を確認した

(送達証明)

編第四章第二節の規定を準用する。

2 前項の送達及び外國の当局の嘱託により本邦においてする裁判外の文書の送達に関しては、第七条 送達について法律上の補助をした地方裁判所は、送達の事実、方法及び日付を確認した

(裁決費用の負担)

第十九条 職權で開始した執行認許の手続(その抗告審における手続を含む。)に要する裁判費用は、國庫の負担とする。

証明書又は送達ができなかつた事由を記載した證明書を作成し、外務大臣に送付しなければならない。

前項の證明書の作成事務は、裁判所書記官が取り扱う。

第三節 司法共助の嘱託

(期日の通知)

第八条 民訴条約第十二条第二項の規定による通知をしたときは、当事者に対する期日の呼出しは、要しない。

(受託裁判所のした処分に対する不服申立て)

第九条 外國の当局の嘱託により証拠調査の他の裁判所の行為をするに際し本邦の裁判所がした裁判については、当該裁判所を受託裁判所とした裁判所がし申立てにより、同条約第十九条第二項1、2及び3に掲げる事項について審理し、執行認許又は執行不認許の決定をしなければならない。

(執行認許についての裁判)

第十四条 裁判所は、前条の規定による送付を受けたときは職權で、民訴条約第十八条第三項の取扱があるときは申立てにより、同条約第十九条第二項1、2及び3に掲げる事項について審理し、執行認許又は執行不認許の決定をしなければならない。

判籍を有する地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。その普通裁判籍がないときは、民事訴訟法第八条の規定により訴訟費用債務者に対する訴えを管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第十三条 民訴条約第十八条第一項又は第二項の規定により執行認許の請求がされた場合には、外務大臣は、これを裁判所に送付しなければならない。

(執行認許の請求の送付)

第十五条 前条の規定により裁判所が職權で開始した事件の決定は、検察官及び訴訟費用債務者に告知することによつて、効力を生ずる。

(即時抗告)

第十六条 申立て人及び訴訟費用債務者は、執行認許又は執行不認許の決定に対して即時抗告をすることができる。前条の規定により執行不認許の決定の告知を受けた検察官も、同様とする。

2 前項の即時抗告の期間は、二週間とする。

(執行認許の決定の効力)

第十七条 確定した執行認許の決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 (決定正本の送付)

第十八条 裁判所は、職權で開始した事件の決定が確定したときは、その決定の正本を外務大臣に送付しなければならない。

(裁決費用の負担)

第十九条 職權で開始した執行認許の手続(その抗告審における手続を含む。)に要する裁判費用は、國庫の負担とする。

(証明、翻訳及び認証の費用額の確定)

第二十条 民訴条約第十九条第四項の規定により

費用額を定めるべき旨の請求があつたときは、

裁判所は、執行認許の決定においてその額を定

める。

(非訟事件手続法の準用)

第二十一条 第十二条の申立て及び執行認許の手続に關しては、民訴条約又はこの法律に特別の定めがある場合を除き、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編の規定を準用する。

(当局の権限証明)

第二十二条 民訴条約第十九条第三項の当局の権限は、最高裁判所が証明する。

(第五節 訴訟上の救助)

第二十三条 民訴条約第二十三条の規定により外国において訴訟上の救助を請求する者は、その者が普通裁判籍を有する地を管轄する地方裁判所にその請求を提出しなければならない。

2 前項の請求に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

第三章 民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に關する条約の実施

(当局の指定)

第二十四条 民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に關する条約(以下「送達条約」といふ。)第二条第一項の中央當局及び同条約第九条第一項の當局は、

外務大臣とする。

(送達の管轄等)

第二十五条 送達条約に定める文書の送達について、同条約の締約国である外國(以下この章において「外國」といふ。)の當局又は裁判所附屬史の嘱託があつたときは、裁判所は、これについて法律上の補助をするものとする。

2 第三条第二項及び第四条の規定は、前項の場合について準用する。

(送達の実施)

第二十六条 前条第一項の嘱託に係る文書の送達は、送達条約に特別の定めがある場合には同条

約によるほか、日本国の法律により行なう。

(送達証明)

第二十七条 送達について法律上の補助をした地方裁判所は、送達条約第六条の証明書を作成しなければならない。

(公示送達)

第二十八条 外國においてすべき送達条約第十五条第一項の文書の送達については、同条第二項(2), (b)及び(c)に掲げる要件がみたされたときに限り、民事訴訟法第七百七十八条の規定により公示送達をすることができる。

(裁判外の文書の送達)

第二十九条 第六条の規定は、送達条約第十七条の裁判外の文書の送達について準用する。

(最高裁判所規則)

第三十条 民訴条約及び送達条約並びにこの法律に定める事項の実施のため費用を要するときは、裁判所は、当事者にその費用を予納させることができる。

(費用の予納)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、民訴条約及び送達条約並びにこの法律に定める裁判所の手続に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

(付則)

第三十二条 民事訴訟法及び非訟事件手続法の一部改正に伴う経過措置

5 この法律の施行の際附則第三項の規定による改正前の民事訴訟法第七百五十九条又は前項の規定による改正前の非訟事件手続法第二十二条に定める期間が現に進行しているものについて

は、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この法律は、民訴条約及び送達条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 この法律は、この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

(民事訴訟法の一部改正)

民事訴訟法の一部を次のように改正する。

第百五十九条後段を次のように改める。

月トス

第百五十九条に次の一項を加える。

前項ノ期間ニ付テハ前条ノ規定ヲ適用セズ

第百七十八条第一項に後段として次のよう

加える。

同条ノ規定ニ依リ外國ノ管轄官厅ニ嘱託ヲ發シタル後六月ヲ経過スルモ其ノ送達ヲ証スル書面ノ送付ナキ場合亦同ジ

第百七十八条第三項に次のただし書を加える。

但シ第一項後段ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

(非訟事件手続法の一部改正)

4 非訟事件手続法の一部を次のように改正す

る。

第二十二条に後段として次のように加える。

トス  
外国ニ在ル当事者ニ付テハ此期間ハ之ヲ二月

(非訟事件手続法の一部改正)

5 非訟事件手続法の一部を次のように改正す

る。

第二十二条に後段として次のように加える。

(航空機強取等準備)

第三条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処する。たゞ

し、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

(航空機強取等予備)

第三条第一項の罪を犯す目的で、その予

備をした者は、死刑又は無期懲役に処する。

(航空機強取等死刑)

第一条 前条の罪を犯し、よつて人を死にさせた者は、死刑又は無期懲役に処する。

(航空機強取等準備)

第三条第一項の罪を犯す目的で、その予

備をした者は、三年以下の懲役に処する。

(航空機強取等経過措置)

第三条第一項の罪を犯す目的で、その予

備をした者は、死刑又は無期懲役に処する。

(国外犯)

第五条 前四条の罪は、刑法(明治四十年法律第

四十五号)第二条の例に従う。

(附則)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 第三条第一項の規定は、この法律の施行後

に自首した者がその施行前にした行為についても適用する。

航空機の強取等の処罰に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十五年四月二十二日 内閣總理大臣 佐藤 栄作

九二五

**理 由**  
最近における航空機奪取事犯の実情等にかんがみ、航行中の航空機の強取等について特別の处罚規定を設けることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。法務委員長高橋英吉君。

[報告書は本号末尾に掲載]

[高橋英吉君登壇]

○高橋英吉君 ただいま議題となりました二法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、民事訴訟手続に関する条約、及び民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約の批准に伴い、国内法上必要な措置として、送達及び証拠調べの共助等について、民事訴訟手続に関する特例等を定めようとするものであります。

当委員会におきましては、三月二十四日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行ない、四月二十四日、質疑を終了、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、最近のいわゆるハイジャッキングの実情にかんがみ、特別の处罚規定を新設しようとすること、その要旨は、航行中の航空機の強取または運航を支配した者に対し、その未遂罪をも含め、現行刑法の強盗罪よりも重い、無期または七年以上の懲役に処すること、この犯罪の結果、人を死亡させたときは死刑または無期懲役に処すること、その予備をなしたる者に対する現行の強盗

予備罪より重い、三年以下の懲役に処し、予備の段階で自首した者に対しても、必ず刑罰の減輕または免除すること、偽計または威力を用いて運航を阻害したことの者についても、一年以上十年以下の懲役に処すること、国外犯についても広く処罰し得ることとした点であります。

当委員会におきましては、四月二十四日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行ない、本日、質疑を終了、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたしました。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

北西大西洋の漁業に関する国際条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件

右  
昭和四十五年三月二十七日  
内閣総理大臣 佐藤 栄作

源の保存に関する条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

北西大西洋の漁業に関する国際条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件

右  
昭和四十五年三月二十七日  
内閣総理大臣 佐藤 栄作

北西大西洋の漁業に関する国際条約  
正當に委任を受けたその代表者がこの条約に署名した政府は、北西大西洋の漁業資源の保存に実質的な利益を共有しているので、北西大西洋の漁業において最大の持続的漁獲の維持を可能にするためこの漁業の調査、保護及び保存に関する条約を締結することを決意し、このため、正當に委任を受けたその代表者を通じて、次のとおり協定した。

### 第一条

1 この条約が適用される区域(以下「条約区域」という)は、ロード・アイランド州の沿岸の西經七十一度四十分の点から真南に北緯三十九度の点まで、そこから真東に西經四十二度の点まで、そこから真北に北緯五十九度の点まで、そこから真西に西經四十四度の点まで、そこからグリーンランドの西岸に沿つて北緯七十五度西經七十度三十分の点まで、そこから航程線に沿つて北緯六十九度西經五十九度の点まで、そこから真南に北緯六十一度の点まで、そこから真西に西經六十四度三十分の点まで、そこから真南にラブラドルの沿岸まで、そこから航程線に沿つてケベック州との境界線の最南端まで、そこからケープ・ブレトン島、ノヴァ・スコシア州、ニューブランズウィック州、メイプル州、ニューハンプシャー州、マサチューセッツ州及びロード・アイランド州の沿岸に沿つて出発点までの線によつて囲まれた全水域(領水を除く。)とする。

この条約及び関係諸議定書は、北西大西洋の漁業において最大の持続的漁獲の維持が可能となるよう、この漁業の調査、保護及び保存のための措置をとることを目的とするものであつて、わが国がこの条約及び関係諸議定書を締結することは、国際協調の趣旨に沿つてわが国の漁業の健全な発展を図るうえで有意義と考えられる。よつて、この条約及び関係諸議定書を締結することといつた。これが、この案件を提出する理由である。

日程第四 南東大西洋の生物資源の保存に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約への加入について承認を求めるの件

2 この条約のいかなる規定も、領水の範囲又は沿岸国の漁業管轄権に関する締約政府の主張に不利な影響を与える(その主張を害する)もの

# 官 報 (号外)

とみなしてはならない。

3 条約区域は、五の小区域に分けられ、その境界は、附属書に定めるとおりとする。ただし、第六条2の規定に従つて行なわれることがある変更には従うものとする。

## 第二条

1 締約政府は、この条約の実施のため、委員会を設置し及び維持する。この委員会は、北西大西洋漁業国際委員会（以下「委員会」という。）と称する。

2 各締約政府は、三人以下の委員及びこれを補佐する一人又は二人以上の専門家又は顧問を任命することができる。

3 委員会は、その構成員のうちから議長及び副議長一人及び副議長一人を選出する。議長及び副議長は、それぞれ二年の任期で在任するものとし、また、その後に続く任期を除くほか、再選される資格を有する。議長及び副議長は、異なる締約政府の委員でなければならない。

4 委員会の所在地は、委員会が選定する北アメリカの場所とする。

5 委員会は、その所在地又は委員会が同意する北アメリカの場所において、年次通常会議を開催する。

6 委員会の他の会議は、いずれかの締約政府の委員の要請により、かつ、他の二の締約政府の委員（北アメリカの一の政府の委員を含む。）の同意を得ることを条件として、議長がその決定する時期及び場所に招集することができる。

7 各締約政府は、その委員が投ずることのできる一の票を有する。委員会の決定は、すべての締約政府の票の三分の二以上の多数による議決で行なう。

8 委員会は、財政規則、その会議の運営に関する規則並びにその職務及び任務の遂行に関する規則を採択し、また、必要があるときは、これらを改正する。

## 第三条

1 委員会は、その定める手続及び条件に従つて事務局長を任命する。

2 委員会の職員は、委員会が定め及び承認する規則及び手続に従つて事務局長が任命する。

3 事務局長は、委員会の一般的監督の下で、職員に対して完全な権限を有し、かつ、委員会が定める他の職務を遂行する。

## 第四条

1 締約政府は、この条約の目的を遂行するため、第一条に規定する各小区域につき部会を設置し及び維持する。部会に参加する各締約政府は、部会において一人又は二人以上の委員によつて代表される。それらの委員は、専門家又は顧問の補佐を受けることができる。各部会は、その構成員のうちから議長一人を選出する。議長は、二年の任期で在任するものとし、また、その後に続く任期を除くほか、再選される資格を有する。

2 部会の構成は、この条約が二年間以上効力を存続した後、委員会が毎年検討する。委員会は、関係部会と協議することを条件とし、関係小区域におけるたら類（ガディフオーミス）、ヒラメ・かれい類（フレウロネクティフオーミス）及びローズ・フィッシュ（めばる（セバスティス）属に属する）の実質的漁獲の現状を基礎として、各部会の構成を定める権限を有する。もつとも、小区域に隣接する海岸線を有する国の締約政府は、その小区域の部会に代表を出す権利を有する。

3 各部会は、手続規則、その会議の運営に関する規則並びにその職務及び任務の遂行に関する規則を採択することができるものとし、また、必要があるときは、これらを改正することができる。

4 部会に参加する各締約政府は、これを代表する委員が投する一の票を有する。部会の決定は、その部会に参加するすべての政府の票の三分の二以上の多数による議決で行なう。

5 特定の部会に参加しない締約政府の委員は、オブザーバーとしてその部会の会議に出席する権利を有するものとし、また、専門家及び顧問を同伴することができる。

6 部会は、その職務及び任務を遂行するにあたり、委員会の事務局長及び職員の役務を利用すり、委員会の事務局長及び職員の役務を利用す。

## 第五条

1 各締約政府は、北西大西洋の漁業の問題に精通した者（漁民及び船舶所有者を含む。）で構成する諮問委員会を設置することができる。諮問委員会の一人又は二人以上の代表者は、関係締約政府の同意を得て、委員会又は自國の政府が参加する部会のすべての非管理関係の会議にオブザーバーとして出席することができる。

2 各締約政府の委員は、その代表する領域内で公聴会を開くことができる。

## 第六条

1 委員会は、科学的調査の分野において、条約区域における国際漁業をささえていたる魚類の資源の維持に必要な情報を入手し及び取りまとめるにについて責任を有する。委員会は、また、締約政府の機関その他の公私の機関及び団体を通じて、これらと共同して、又は必要な場合には単独で、次のことを行なうことができる。

(a) 北西大西洋の全域におけるすべての種類の水生生物の豈度及び生活史の調査並びに生態学的調査で必要と認めるものを行なうこと。

(b) 北西大西洋の漁業資源の現状及び傾向に関する統計上の情報を収集し及び分析すること。

(c) 北西大西洋における魚類の資源を維持し及び増加する方法に関する情報を研究し及び評価すること。

(e) 科学的調査のため、隨時条約区域において漁獲操業を行なうこと。

(f) 委員会の調査結果の報告、北西大西洋の漁業に関する統計上の情報、科学的情報その他

の情報及びこの条約の範囲内の他の報告を刊行し、及びその他の方法によつて普及すること。

## 第七条

1 第四条の規定に基づいて設置される各部会は、その小区域の漁業及びこれに関係のある科学的情報その他の情報を常に検討する責任を有する。

2 各部会は、科学的調査を基礎として、締約政府が第八条1に掲げる事項についてとるべき共同措置を委員会に勧告することができる。

## 第八条

1 委員会は、部会の勧告に基づき、かつ、科学的調査を基礎として、条約区域における国際漁業をささえていたる魚類について次の措置を適用

する。

昭和四十五年四月二十八日 衆議院会議録第一三三号 北西大西洋の漁業に関する国際条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件外二件



に対し、寄託されたすべての批准書及び受領したすべての加入書を通告する。

5 寄託政府は、すべての関係政府に対し、この条約が効力を生ずる日を通告する。

第十六条

1 いずれの締約政府も、この条約の効力発生の日から十年を経過した後はいつでも、いずれかの年の十二月三十一日に、その年の六月三十日以前に寄託政府に対して通告を行なうことによりこの条約から脱退することができるものとし、寄託政府は、その通告の写しを他の締約政府に送付する。

2 1の場合に、いずれの他の締約政府も、1の規定に従つて行なわれた脱退の通告の写しを受領した時から一箇月以内に寄託政府に対して通告を行なうことにより、その年の十二月三十一日にこの条約から脱退することができる。

## 第十七条

1 この条約の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託するものとし、同政府は、その認証謄本をすべての署名政府及び加入政府に送付する。

2 寄託政府は、国際連合事務局にこの条約を登録する。

3 この条約は、署名のために開放される日の日付を付し、その日の後十四日の期間、署名のため開放しておぐ。

以上の証拠として、下名は、各自の全権委任状を寄託してこの条約に署名した。

千九百四十九年二月八日にワシントンで、英語によつて作成した。

カナダのために  
ステュワート・ペイツ  
デンマークのために  
B・ディネセン  
フランスのために

対し、寄託されたすべての批准書及び受領し

たすべての加入書を通告する。

5 寄託政府は、すべての関係政府に対し、この条約が効力を生ずる日を通告する。

## 第一条の規定を適用しない旨の留保を付して

M・テラン

アイスランドのために  
アルベルト・タルキアーニ

ニューファウンドランドに關し、連合王国における皇帝陛下の政府及びニューファウンドランド政府のために

R・ガシュー

W・テンブルマン  
ノールウェーのために  
クラウス・スンナーノー

グンナー・ロルフセン  
イラフ・ルンド

ボルトガルのために  
マヌエル・カルロシュ・キンタオーン・メイ

レレショ  
アルフレド・デ・マガリヤエンシュ・ラ  
マーリョ

ジヨゼ・アウグシュト・コレイヤ・デ・バ  
ロス

マヌエル・デ・アルメイダ  
スペインのために

マヌエル・カルロシュ・キンタオーン・メイ

レレショ  
アルフレド・デ・マガリヤエンシュ・ラ  
マーリョ

ジヨゼ・アウグシュト・コレイヤ・デ・バ  
ロス

マヌエル・デ・アルメイダ  
スペインのために

マヌエル・カルロシュ・キンタオーン・メイ

レレショ  
アルフレド・デ・マガリヤエンシュ・ラ  
マーリョ

ジヨゼ・アウグシュト・コレイヤ・デ・バ  
ロス

マヌエル・デ・アルメイダ  
スペインのために

第一條の規定を留保して

海軍中佐 アメリコ・アンジエロ・タヴァ  
ウンドランドの北岸のボーレード岬から真北に北緯五十二度十五分の点までの線の東側で、北緯三十九度の緯度線の北側で、北緯四十三度三十分西經五十五度の点及び北緯四十七度五十分西經六十度の点を通る北西向

きの航程線の北東側で、かつ、この航程線がニューファウンドランドの沿岸のレイ岬とケープ・ブレトン島のノース岬とを結ぶ直線と交わる点から北東の方向にこの直線に沿つて

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

A・T・A・ドブソン  
A・J・アグレン

アメリカ合衆国のために  
W・M・チャップマン

ウイリアム・E・S・フロリー  
ヒラリー・J・ディーソン  
フレデリック・L・ジンマーマン

## 附属書

1 第一条に規定する小区域は、次のとおりとする。

第一小区域 条約区域のうち、北緯七十五度西經七十三度三十分の点から北緯六十度西經五十九度の点までの航程線の北東側で、西經五十九度の子午線の東側で、かつ、北緯六十一度西經五十九度の点から北緯五十二度十五分西經四十二度の点までの航程線の北東側の部分

2 各小区域の部会の構成国は、この条約の効力発生の日から二年の期間、次のとおりとする。

(a) 第一小区域  
デンマーク、フランス、イタリア、ノルウェー、ポルトガル、スペイン及び連合王国

(b) 第二小区域  
デンマーク、フランス、イタリア及びニューファウンドランド

(c) 第三小区域  
カナダ、デンマーク、フランス、イタリア、ニユーファウンドランド、ポルトガル、スペイン及び連合王国

(d) 第四小区域  
カナダ、フランス、イタリア、ニューファウンドランド、ポルトガル、スペイン及びアメリカ合衆国

(e) 第五小区域  
カナダ及びアメリカ合衆国

署名政府及び加入政府は、この条約を署名した時からこの条約の効力発生の日までの間は、寄託政府に対して通告を行なうことにより、小区域の部会の名簿から自国の国名を撤回し、又はその国名が記載されていない小区域の部会の名簿にその国名を記入することができるものと了解される。寄託政府は、その受領したすべての当該通告をすべての他の関係政府に通報するものとし、当該部会の構成国は、この通告に従つて変更される。

東に西經六十六度の点まで、そこから南東の方向に航程線に沿つて北緯四十二度西經六十五度四十分の点まで、そこから真南に北緯三十九度の

緯度線までの線の東側の部分  
条約区域のうち、第四小区域の西側境界線の西側の部分

3 第二小区域  
北東側の部分

4 第五小区域  
北東側の部分

5 第四小区域  
北東側の部分

6 第一小区域  
北東側の部分

7 第二小区域  
北東側の部分

8 第三小区域  
北東側の部分

9 第四小区域  
北東側の部分

10 第五小区域  
北東側の部分

11 第二小区域  
北東側の部分

12 第三小区域  
北東側の部分

13 第四小区域  
北東側の部分

14 第五小区域  
北東側の部分

15 第二小区域  
北東側の部分

16 第三小区域  
北東側の部分

17 第四小区域  
北東側の部分

18 第五小区域  
北東側の部分

19 第二小区域  
北東側の部分

20 第三小区域  
北東側の部分

21 第四小区域  
北東側の部分

22 第五小区域  
北東側の部分

23 第二小区域  
北東側の部分

24 第三小区域  
北東側の部分

25 第四小区域  
北東側の部分

26 第五小区域  
北東側の部分

27 第二小区域  
北東側の部分

28 第三小区域  
北東側の部分

29 第四小区域  
北東側の部分

30 第五小区域  
北東側の部分

31 第二小区域  
北東側の部分

32 第三小区域  
北東側の部分

33 第四小区域  
北東側の部分

34 第五小区域  
北東側の部分

千九百四十九年二月八日にワシントンで署名された北西大西洋の漁業に関する国際条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件外二件

以上の証拠として、下名は、各自の全権委任状を寄託してこの議定書に署名した。

千九百四十九年二月八日にワシントンで署名された北西大西洋の漁業に関する国際条約（以下「千九百四十九年条約」という。）の当事者である政府は、北アメリカ以外の場所における委員会の年次会議の開催について規定することを希望して、次のとおり協定する。

第一条  
千九百四十九年条約第二条5を次のように改める。  
5 委員会は、その所在地又は委員会が同意する北アメリカの場所若しくはこれら以外の場所において、年次通常会議を開催する。

千九百四十九年条約第二条5を次のように改める。  
5 委員会は、その所在地又は委員会が同意する北アメリカの場所若しくはこれら以外の場所において、年次通常会議を開催する。

千九百五十六年六月二十五日にワシントンで、英語によつて作成した。

カナダのために

A・D・P・ヒニー

千九百五十六年六月二十六日  
デンマークのために

A・ボーアンダーセン

千九百五十六年七月九日  
フランスのために

J・ヴィモン

千九百五十六年七月九日  
アイスランドのために

トール・トーシュ

千九百五十六年七月九日  
イタリアのために

マンリオ・ブローズイオ

千九百五十六年六月二十八日  
ノルウェーのために

トルフイン・オフテダール

千九百五十六年七月三日  
ボルトガルのために

ルイシニ・イシニテーヴェシニ・フェルナ  
ンデシニ

千九百五十六年七月三日  
スペインのために

ホセ・アレイルザ

千九百五十六年七月五日  
ゲレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ロージャー・マキンズ  
千九百五十六年六月二十九日  
アメリカ合衆国のために

ジョン・フォスター・ダレス  
千九百五十六年六月二十九日  
ためるために開放される。

千九百五十六年七月九日  
北西大西洋の漁業に関する国際条約の議定書

千九百四十九年二月八日にワシントンで署名され、その後改正された北西大西洋の漁業に関する国際条約（以下「条約」といふ。）の当事者である政府は、たてごとあざらし及びずきんあざらしについて適用する。つても条約を適用することを希望して、次のとおり協定する。

## 第一条

条約は、第二条及び第三条の規定に従い、たてごとあざらし及びずきんあざらしについて適用する。

## 第二条

1 締約政府は、条約区域におけるたてごとあざらし及びずきんあざらしを管轄事項とする部会を設置し及び維持する。部会の最初の構成国は、北西大西洋漁業国際委員会が条約区域におけるたてごとあざらし及びずきんあざらしの実質的調査の現状を基礎として定める。もつとも、条約区域に隣接する海岸線を有する国の締約政府は、その部会に代表を出す権利を有する。

2 部会の構成国は、委員会が毎年検討する。委員会は、部会と協議することを条件とし、最初の構成国に関する1の規定と同様の基礎に基づいて部会の構成国を定める権限を有する。

## 第三条

1 この議定書の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託するものとし、同政府は、その認証謄本を千九百四十九年条約のすべての署名政府及び加入政府に送付する。

2 この議定書は、署名のために開放される日の付を付し、その日の後十四日の期間、署名のために開放しておくものとし、その後は、加入の通知を受けた日に、効力を生ずる。

3 アメリカ合衆国政府は、千九百四十九年条約のすべての署名政府及び加入政府に対し、寄託されたすべての批准書及び受領したすべての加入書並びにこの議定書が効力を生ずる日を通告する。

4 アメリカ合衆国政府は、条約のすべての署名政府及び加入政府に対し、寄託されたすべての批准書及び受領したすべての加入書並びにこの議定書が効力を生ずる日を通告する。

## 第五条

1 この議定書の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託するものとし、同政府は、その認証謄本を条約のすべての署名政府及び加入政府に送付する。

2 この議定書は、署名のために開放される日の付を付し、その後十四日の期間、署名のために開放しておくものとし、その後は、加入の通知を受けた日に、効力を生ずる。

## 第六条

以上の証拠として、下名は、各自の全権委任状を寄託してこの議定書に署名した。

千九百六十三年七月十五日にワシントンで、英語によつて作成した。

## カナダのために

C・S・A・リッチ

千九百六十三年七月十五日  
デンマークのために

## T・ダーレルゴ

千九百六十三年七月二十六日  
ドイツ連邦共和国のために

政府のため、署名及び批准又は加入のために開放される。

この議定書は、条約の当事者であるすべての政府から、批准書がアメリカ合衆国政府に寄託され又は同政府が書面による加入の通告を受領した日に、効力を生ずる。



## 官報号外

部会に参加する他のいづれの締約政府又は、  
5の規定に基づいて行なわれた提案の場合には、他のいづれの締約政府も、追加の六十日  
の期間が満了する日と他の締約政府によつて  
その追加の六十日の間に行なわれた異議の通  
告を受領した後三十日目の日とのうちいづれ  
か一層おそい日までに、同じく異議を申し立  
てることができる。当該提案は、異議申立て  
のための延長された期間が満了する時に、異  
議を申し立てた政府以外のすべての締約政府  
について効力を生ずる。もつとも、当該部会  
に参加する締約政府の過半数又は、5の規定  
に基づいて行なわれた提案の場合には、すべ  
ての締約政府の過半数が、異議を申し立てた  
ときは、当該提案は、効力を生じない。ただし、一部又は全部の締約政府が、合意した日  
に当該提案の効力を生じさせることを相互間  
で合意する場合には、これによるものとする。

(c) 提案に対する異議を申し立てた締約政府  
は、いつでもその異議を撤回することができ  
るものとし、撤回した場合には、当該提案  
は、すでに効力を生じているものであるとき  
は直ちに、その他のときはこの条の規定に基  
づいて効力を生ずる時に、その締約政府につ  
いて努力を生ずる。

8 寄託政府は、異議及びその撤回の通告を受領  
したとき並びに提案が効力を生じたときは、直  
ちに、それぞれその旨を各締約政府に通告する  
ものとする。

第二条

1 この議定書は、条約の当事者であるすべての  
政府による署名及び批准若しくは承認又は加入  
のための開示される。

2 この議定書は、条約の当事者であるすべての  
政府から、批准書若しくは承認書がアメリカ合  
衆国政府に寄託され又は同政府が書面による加  
入の通告を受領した日に、効力を生ずる。

3 この議定書が署名のために開放された後に条  
約に加入する政府は、同時にこの議定書にも加  
入する。

4 アメリカ合衆国政府は、条約のすべての署名  
政府及び加入政府に対し、寄託されたすべての  
批准書又は承認書及び受領したすべての加入書

3 この議定書が効力を生じた後に条約の当事者  
となる政府は、この議定書に加入するものとな  
し、その加入は、当該政府が条約の当事者とな  
る日に効力を生ずる。

4 アメリカ合衆国政府は、条約のすべての署名  
政府及び加入政府に対し、寄託されたすべての  
批准書及び承認書、受領したすべての加入書並  
びにこの議定書が効力を生ずる日を通告する。

第三条

1 この議定書の原本は、アメリカ合衆国政府に  
寄託するものとし、同政府は、その認証謄本を  
条約のすべての署名政府及び加入政府に送付す  
る。

2 この議定書は、署名のために開放される日の  
日付を付し、その日の後十四日の期間、署名の  
ために開放しておくものとし、その後は、加入  
のために開放される。

千九百六十五年十一月十三日  
ボルトガルのために  
カナダのために  
C・S・A・リワーチ  
千九百六十五年十一月十三日  
デンマークのために  
トルベントン  
千九百六十五年十一月一日  
ドイツ連邦共和国のために  
K・H・クナップ・シュタイン  
千九百六十五年十一月八日  
フランスのために  
ブリュノ・ドゥ・ルス  
千九百六十五年十一月十三日  
ペトール・トシュテンソン

千九百六十五年十二月七日  
イタリアのために  
セルジオ・フェノアルテア  
千九百六十五年十一月十三日  
ノールウェーのために  
ハанс・エンゲン  
千九百六十五年十一月十三日  
ポーランドのために  
E・ドゥロズニヤーク  
千九百六十五年十二月十三日  
千九百六十五年十二月十三日  
スペインのために  
メリ・デル・ヴァル  
千九百六十五年十二月八日  
ソヴィエト社会主义共和国連邦のために  
アーヴィング  
千九百六十五年十二月十三日  
千九百六十五年十二月二日  
グレー・ト・ブリテン及び北部アイルランド連合  
王国のために  
バトリーク・ディーン  
千九百六十五年十二月八日  
アメリカ合衆国のために  
バーディック・H・ブリッティン  
千九百六十五年十二月二日  
千九百六十五年十二月二日  
北西大西洋の漁業に関する国際条約の部会  
の構成国及び規制措置に関する議定書  
千九百四十九年二月八日にワシントンで署名さ  
れ、その後改正された北西大西洋の漁業に関する  
国際条約（以下「条約」という。）の当事者である  
政府は、条約に基づいて設置された部分の構成国  
の決定のために一層妥当な基礎を定めることを希  
望し、北西大西洋漁業国際委員会の提案すること  
ができる漁業規制措置に対して一層大きな彈力性  
を与えることを希望して、次のとおり協定する。

第一条

1 この議定書は、条約の当事者であるすべての  
政府による署名及び批准若しくは承認又は加入  
のための開示される。

2 この議定書は、条約の当事者であるすべての  
政府から、批准書若しくは承認書がアメリカ合  
衆国政府に寄託され又は同政府が書面による加  
入の通告を受領した日に、効力を生ずる。

3 この議定書が署名のために開放された後に条  
約に加入する政府は、同時にこの議定書にも加  
入する。

4 アメリカ合衆国政府は、条約のすべての署名  
政府及び加入政府に対し、寄託されたすべての  
批准書又は承認書及び受領したすべての加入書

2 条約第四条2を次のように改める。

2 部会の構成国は、委員会が毎年検討する。委  
員会は、関係部会と協議することを条件とし、委  
員会は、関係小区域における魚類の実質的漁獲の現状又  
は条約区域内におけるたとあざらし及びすぎ  
んあざらしの実質的漁獲の現状を基礎として、  
各部会の構成国を定める権限を有する。もつと  
も、小区域に隣接する海岸線を有する国の締約  
政府は、その小区域の部会に代表を出す権利を  
有する。

第二条

1 条約第七条2を次のように改める。

2 各部会は、科学的調査並びに経済的及び技術  
的考慮を基礎として、締約政府が第八条1の規  
定の範囲内においてるべき共同措置を委員会  
に勧告することができる。

第三条

1 この議定書は、条約の当事者であるすべての  
政府のため、署名及び批准若しくは承認又は加入  
のための開放される。

2 この議定書は、条約の当事者であるすべての  
政府から、批准書若しくは承認書がアメリカ合  
衆国政府に寄託され又は同政府が書面による加  
入の通告を受領した日に、効力を生ずる。

3 この議定書が署名のために開放された後に条  
約に加入する政府は、同時にこの議定書にも加  
入する。

4 アメリカ合衆国政府は、条約のすべての署名  
政府及び加入政府に対し、寄託されたすべての  
批准書又は承認書及び受領したすべての加入書

並びにこの議定書が効力を生ずる日を通告する。

### 第五条

1 この議定書の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託するものとし、同政府は、その認証原本を条約のすべての署名政府及び加入政府に送付する。

2 この議定書は、署名のために開放される日の日付を以て、その日の後十四日の期間、署名のために開放しておるものとし、その後は、加入のために開放される。

ボーランドのために

イエジー・ミハロフスキ

千九百六十九年十月十四日

ポルトガルのために

ルーマニアのために

スペインのために

メリーデル・ヴァル

千九百六十九年十月十五日

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

エドワード・E・トムキンズ

千九百六十九年十月六日

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ドナルド・L・マッカーナン

千九百六十九年十月十日

アメリカ合衆国のために

アーネスト・デル・ヴァル

千九百六十九年十月十五日

全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメ

リカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条

約への加入について承認を求める件

右

全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメ  
リカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条  
約への加入について承認を求める件

千九百六十九年十月十日  
トルベニ・ロンネ  
千九百六十九年十月十五日  
ドイツ連邦共和国のために

ロルフ・パウルス

千九百六十九年十月二日  
フランスのために

シャルル・リュセ

千九百六十九年十月十三日  
アイスランドのために

イタリアのために

エジディオ・オルトーナ

千九百六十九年十月十四日  
ノールウェーのために

アーネ・グンネング

千九百六十九年十月十四日

理由  
この条約は、東太平洋におけるまぐろ類の資源

を最大の持続的漁獲が可能となる水準に維持することを容易にするため締約国が情報の収集等について相互に協力することを目的とするものであつて、わが国がこの条約に加入することは、国際協調の趣旨に沿つてわが国の漁業の健全な発展を図るうえで有意義と考えられる。よつて、この条約に加入することとしたいたしたい。これが、この案件に提出する理由である。

委員会は、その調査及び調査結果に関する報告を適当な勧告とともに毎年各締約国の政府に提出するものとし、また、適当と認めるときは、この条約の目的に関係のある事項を各締約

人以下の委員で構成する。

国は、その政府に通報する。

各締約国は、自國の国別委員部の経費を決定し、これを支払う。委員会の共同経費は、委員会が勧告しつ締約国が承認する形式及び割合に従つて締約国の分担金から支払われる。各締約国が支払う共同経費の割合は、この条約の対象となつていてる漁業の総漁獲量のうち該締約国が利用した漁獲の数量が占める割合に応じたものとする。

活動の一般年次計画及び共同経費に係る予算は、委員会が勧告し、かつ、締約国に対しその承認のために提出する。

委員会は、その本部に最も適した場所を決定する。

委員会は、毎年少なくとも一回会合するものとし、また、国別委員部が要請する他の時期にも会合する。第一回会議の期日及び場所は、締約国間の合意によつて決定する。

委員会は、その第一回会議において、議長及び書記長を異なる国別委員部から選出する。議長及び書記長は、一年の期間在任する。その後の各年においては、国別委員部からの議長及び書記長の選出は、議長及び書記長が異なる国籍を有する者であり、かつ、各締約国がそれらの地位に代表される機会を順番に与えられるよう

な方法で行なう。

各國別委員部は、一の票を有する。委員会によ

る決定、決議、勧告及び出版は、すべて全会

一致の票決で行なう。

委員会は、その会議の運営に関する規則を採

1 締約国は、この条約の目的を遂行する全米熱帯まぐろ類委員会と称する合同委員会(以下「委員会」といふ。)を設置し及び運営することを同意する。委員会は国別委員部で構成し、各國別委員部はそれぞれの締約国の政府が任命する四

人以下の委員で構成する。

第一条

1 締約国は、この条約の目的を遂行する全米熱帯まぐろ類委員会と称する合同委員会(以下「委員会」といふ。)を設置し及び運営することを同意する。委員会は国別委員部で構成し、各國別委員部はそれぞれの締約国の政府が任命する四

人以下の委員で構成する。

2 各國別委員部は、一の票を有する。委員会によ

る決定、決議、勧告及び出版は、すべて全会

一致の票決で行なう。

委員会は、その会議の運営に関する規則を採

扱し、及びその後必要があるときにこれを改正する権限を有する。

10 委員会は、その職務及び任務の遂行に必要な職員を雇用する権限を有する。

11 各締約国は、自国の國別委員部のため、共通の関心事であるまぐろ類の漁業問題に精通した者で構成する諮問委員会を設置する権利を有する。各諸問委員会は、委員会の非管理関係の會議に参加するよう招請される。

12 委員会は、公聽会を開くことができる。各国別委員部も、自國において公聽会を開くことができる。

13 委員会は、調査事務局長を任命する。調査事務局長は、有能な専門家でなければならず、委員会に対して責任を有し、また、委員会による指示に従い、かつ、その承認を得て、次の任務を行なう。

(a) 調査計画を立案し、及び委員会の予算見積書を作成すること。

(b) 委員会の共同経費のための資金の支出を許可すること。

(c) 委員会の共同経費のための資金の経理を行なうこと。

(d) 委員会の職務の遂行に必要な技術職員その他の職員を任命し及び直接に指揮すること。

(e) 16の規定に従い、他の機関又は個人との協力について取りきめること。

(f) 協力を得ることを取りきめた機関又は個人の事業と委員会の事業とを協調させること。

(g) 委員会のため、管理関係の報告案、科学的報告案その他の報告案を作成すること。

(h) 委員会が要請する他の任務を遂行すること。

14 委員会の公用語は、英語及びスペイン語とする。委員は、会議中いずれの一方の国語をも使用することができます。要請があつたときは、他方の国語に翻訳される。委員会の議事録、公文

書及び刊行物は、両国語による。ただし、委員会の公式通信は、書記長の裁量によりいずれか一方の国語によつて作成することができる。

15 各国別委員部は、委員会に属する文書の認証書、謄本を入手する権利を有する。ただし、委員会が、個々の漁獲及び個々の会社の操業に関する統計の記録の秘密を保持するため規則を採択し又はその後にこれを改正する場合は、この限りでない。

16 委員会は、その任務及び職務を遂行するにあたり、締約国の官公署及び国際的、公的若しくは私的の団体若しくは機関又は私人に対しその技術的及び科学的役務並びに情報の提供を要請することができる。

## 第二条

委員会は、次の職務及び任務を遂行する。

1 締約国の国民が漁獲する東太平洋の水域における(ネオタウヌス)及びかつお(カツオヌヌス)、えさとしてまぐろ類の漁業に関する調査、その生物学的、生物測定学的及び生態学的調査並びに自然的要素及び人間の活動が

びにまぐろ漁船が漁獲する他の魚類の豊度の調査、その生物学的、生物測定学的及び生態

学的調査並びに自然的要素及び人間の活動がそれらのすべての漁業をさざえる魚類の資源の豊度に及ぼす影響に関する調査を行なうこと。

2 この条約の対象となつてゐる魚類の資源の現在及び過去における状態並びに傾向に関する情報を収集し及び分析すること。

3 この条約の対象となつてゐる魚類の資源を維持し及び増加するための方法及び措置に関する情報を研究し及び評価すること。

4 公海及び締約国管轄下にある水域において、1から3までに規定する目的の達成に必要な漁獲その他の活動を行なうこと。

5 科学的調査を基礎として、締約国共同措置のための提案であつてこの条約の対象となつてゐる魚類の資源を最大の持続的漁獲が可能となる豈度の水準に維持することを目的とするものを隨時勧告すること。

6 この条約の対象となつてゐる魚類につき、漁船の漁獲及び操業に関する統計及びあらゆる種類の報告並びにそれらの魚類の漁業に関する他の情報をその漁業に従事する船舶又は者から収集すること。

7 委員会の調査結果に関する報告、この条約の範囲内の他の報告及び締約国がこの条約の対象となつてゐる魚類について行なつてゐる漁業に関する科学的資料、統計資料その他の資料を刊行し、及びその他の方法によつて普及すること。

## 第三条

締約国は、この条約の目的の遂行に必要な法令を制定することに同意する。

この条約のいかなる規定も、締約国が東太平洋の漁業に関してすでに締結している現行の条約を変更し、又は締約国が東太平洋の漁業に関するこの条約と抵触する条項を含まない条約を他の国と締結することを妨げるものと解してはならない。

第五条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにワシントンにおいて交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

3 その国民がこの条約の対象となつてゐる漁業に参加している国の政府でこの条約に加入することを希望するものは、その旨の通告を各締約国に行なうものとする。その政府は、その加入につきすべての締約国に同意を得て、その加入が効力を生ずる日を明記した加入書をアメリカ合衆国政府に寄託する。アメリカ合衆国政府は、加入を希望する各政府に對してこの条約の認証書を送付する。各加入政府は、この条約

の条約に基づくすべての権利及び義務を有する。

4 いずれの締約国も、この条約の効力発生の日から十年を経過した後は、この条約を廃棄する意思をいつでも通告することができる。その通告は、これを行なつた政府につき、アメリカ合衆国政府がこれを受領した後一年で効力を生ずる。この条約は、この一年の期間が満了した後は、残余の締約国についてのみ効力を有する。

5 アメリカ合衆国政府は、その受領したすべての加入書及び廢棄通告を他の締約国に通告する。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名した。

千九百四十九年五月三十一日にワシントンで、ひとしく正文である英語及びスペイン語により本文書二通を作成した。

アメリカ合衆国のために  
ジエームズ・E・ウェーブ  
W・M・チャップマン  
コスター・リカ共和国のために  
マリオ・A・エスキヴェル  
ホルヘ・アセーラ  
右  
南東大西洋の生物資源の保存に関する条約の締結について承認を求めるの件  
昭和四五年三月二十七日  
内閣総理大臣 佐藤 栄作

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約の締結について承認を求めるの件  
昭和四五年三月二十七日  
内閣総理大臣 佐藤 栄作  
南東大西洋の生物資源の保存に関する条約の締結について、日本憲法第七十三条第三号ただし

書の規定に基づき、国会の承認を求める。

#### 理由

この条約は、南東大西洋の生物資源の保存及び合理的な利用について締約国が相互に協力することを目的とするものであつて、わが国がこの条約を締結することは、国際協調の趣旨に沿つてわが国の漁業の健全な発展を図るうえで有意義と考えられる。よつて、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

この条約の締約国政府は、南東大西洋の生物資源に関する共通の利益を考慮し、また、この資源の保存及び合理的な利用について協力することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 前文

この条約が適用される区域（以下「条約区域」という。）は、次の線によつて囲まれた全水域とする。

南緯六度四分三十六秒東経十二度十九分四十八秒の点から北西の方向に航程線に沿つて東経十二度の子午線と南緯六度の緯度線との交点まで、そこから真西にこの緯度線に沿つて西経二十度の子午線まで、そこから真南にこの子午線に沿つて南緯五十度の緯度線まで、そこから真東にこの緯度線に沿つて東経四十度の子午線まで、そこから真北にこの子午線に沿つてアフリカ大陸の海岸まで、そこから西の方向にこの海岸に沿つて出発点まで東経四十度の子午線による東側の境界線は、これに直特接続する水域について適用される海の生物資源の保存に関する条約が締結された場合には、再検討する。

#### 第二条

この条約のいかなる規定も、領海の範囲又は国際法に基づいて漁業管轄権が及ぶ範囲に属する締約国の権利、主張又は見解に影響を与えるものとみなしてはならない。

この条約は、条約区域におけるすべての魚類その他の生物資源について適用する。ただし、委員会が第十一条の規定に従つて締結する取決め又は協定により除外される生物資源については、この限りでない。

#### 第三条

この条約は、他の生物資源について適用する。ただし、委員会が第十一条の規定に従つて締結する取決め又は協定により除外される生物資源については、この限りでない。

#### 第四条

締約国は、南東大西洋漁業国際委員会と称する委員会（以下「委員会」という。）を設置し及び維持することを合意する。委員会は、この条約に定める任務を遂行する。

#### 第五条

1 委員会は、少なくとも一年に一回通常会議を開催する。特別会議は、一の締約国の要請によつて隨時招集される。ただし、その要請が少なくとも他の三の締約国によつて支持されることを条件とする。

#### 第六条

1 委員会は、この条約に定める目的を達成するため、条約区域におけるすべての魚類その他の生物資源の研究について責任を有する。この研究には、これらの生物資源の豊度及び生活史の調査、生物測定学的及び生態学的調査並びに環境の研究を含む。委員会は、これらの事項の研究を行なうにあたり、あらゆる適当な方法によつて、これらの生物資源に関する統計上の情報、生物学的情報その他の科学的情報を収集し、分析し、刊行し及び普及する。

#### 第七条

1 委員会は、委員会において三人以下の委員により代表される。これらの委員は、専門家及び顧問を同伴することができる。

3 各締約国は、委員会において一の票を有する。委員会の決定は、この条約に別段の定めがない限り、出席しかつ投票する締約国三分の一による。委員会の決定は、この条約に別段の定めがない限り、出席しかつ投票する締約国三分の一による。

#### 第八条

1 委員会は、生態学的基礎に基づいて条約区域を区分した各小区域につき小区域別小委員会を、また条約区域において見い出される魚種につき魚種別小委員会を設置することができる。委員会は、また、科学諮問理事会（以下「理事会」という。）を設置することができる。委員会は、科学諮問理事会は、下部機関を設置し及びその構成を定めることがある。

#### ペイン語とする。

委員会は、その任務の遂行に必要な他の下部機関を設置することができるものとし、それぞれについてその構成及び付託事項を定める。

6 その他、運営上の内部規則を採択する。委員会が第七条の規定に基づいて設置する下部機関は、その手続規則を採択することができるものとし、その手続規則は、委員会の承認によつて効力を生ずる。

#### 第九条

1 委員会は、この条約に定める目的を達成するため、条約区域におけるすべての魚類その他の生物資源の研究について責任を有する。この研究には、これらの生物資源の豊度及び生活史の調査、生物測定学的及び生態学的調査並びに環境の研究を含む。委員会は、これらの事項の研究を行なうにあたり、あらゆる適当な方法によつて、これらの生物資源に関する統計上の情報、生物学的情報その他の科学的情報を収集し、分析し、刊行し及び普及する。

#### 第十条

2 委員会は、その責任を遂行するにあたり、締約国の官公署の技術的及び科学的な役務及び情報を得る限り利用する。委員会は、必要に応じ、これら以外の役務及び情報を利用することができるものとし、また、その特別予算の範囲内において、いすれかの国の政府若しくは団体又は他の国際的機関によつて行なわれている調査を補助するため、独自の調査を行なうことができる。

#### 第十一条

3 締約国は、委員会の要請により、委員会がこの条約の実施のために必要とする統計上の資料その他の資料及び情報入手可能なものを提供する。

#### 第十二条

4 委員会は、各通常会議において委員のうちから議長一人、第一副議長一人及び第二副議長一人を選出する。これらの役員は、その後任者が次回の通常会議において選出される時まで在任するものとし、また、同じ地位に三期続けて在任することはできない。委員は、議長として行動する場合には、投票権を有しない。

#### 第十三条

5 委員会の常用語は、英語、フランス語及びスルベニア語とする。

#### 第十四条

6 理事会は、委員会、小区域別小委員会及び種別小委員会の任務の科学的側面に關し、それらに助言を与える及びそれらを補佐することを任務とする。

#### 第十五条

7 各締約国は、その希望する数の専門家から成る科学者代表団を理事会に送ることができる。理事会は、下部機関を設置し及びその構成を定めることがある。

#### 第十六条

8 理事会は、委員会の同意を得て、その他の科

学者又は専門家に対し顧問の資格でその審議に参加するよう招請することができる。

9 理事会は、通常会議を開催するものとし、その開催の時期は、委員会がその通常会議との関連において決定する。理事会は、委員会の承認を得て特別会議を開催することができる。

1 委員会は、その発議又は小区域別小委員会若しくは魚種別小委員会の提案により、科学的調査の結果に基づいて、この条約の目的に関連する勧告を行なうことができる。この勧告は、第九条に定める条件に従い締約国に対しても拘束力を生ずる。

2 委員会は、次の事項について勧告を行なうことができる。  
(a) 漁網の網目制限  
(b) 漁船内に保持し、陸揚げし、又は販売のために陳列し若しくは提供することができる魚類の制限体長の設定  
(c) 解禁期及び禁漁期の設定  
(d) 解禁区域及び禁漁区域の設定  
(e) 網目制限以外の漁具の規制  
(f) 人工増殖、生物の移植及び馴化、稚魚貝の移植、食害動物の抑制その他の手段による生物資源の改良及び増加  
(g) 種類別若しくは種類群別又は適当な場合によるもの  
(h) その他の措置で、条約区域におけるすべての魚類その他の生物資源の保存に直接関連するもの

3 委員会は、2(4)の規定に基づいて勧告を行なう場合には、委員会が定める関係締約国に対し、総漁獲量の配分に関する取極を作成するよう勧説することができる。取極の作成にあたつては、すべての関係国が漁業上の利害を考慮するものとし、また、総漁獲量に関する委員会の勧告及び合意された配分がすべての関係国によつて遵守されることをできる限り確保する。

(b) 関係締約国は、できる限りすみやかに(i)の取極の内容を委員会に報告する。この場合において、委員会は、その取極の主題に関し、1の規定に従つて勧告を行なうことができる。

もつとも、この勧告は、その取極が当事国に對して有する拘束力を有するものではない。

4 委員会は、その採択した勧告をすべての締約国に通告する。

#### 第九条

1 締約国は、この条の規定に従う場合を除くほか、委員会が第八条の規定に従つて採択した勧告を実施する。

2 締約国は、勧告を通告された時から九十日以内にその勧告に対する異議を委員会に申し立てることができる。この場合において、その申立てをした締約国は、当該勧告を実施する義務を負わない。

3 2に規定する九十日の期間内に異議が申し立てられた場合には、他のいずれの締約国も追加の六十日の期間内に、また、その他の締約国がその追加の六十日の期間内に異議を申し立てたときは、この異議が通告された時から三十日以内に、いつでも異議を申し立てることができるもの。

4 少なくとも三の締約国が勧告に対する異議を申し立てた場合には、他のすべての締約国は、ただし、当該他の締約国の一部又は全部は、その勧告を実施する義務を直ちに免除される。

5 勧告に対する異議を申し立てた締約国は、いつでもその異議を撤回することができるものとし、これを撤回した場合には、当該締約国は、

6 委員会は、異議又はその撤回の通告を受領したときは、直ちに、それぞれその旨をすべての

締約国に通告する。

#### 第十条

1 締約国は、国際法に基づき漁業管轄権行使する権利を有する水域における国家の権利を害されることなく、自国の領域及びそのような水域においてはすべての者及び船舶につき、また民及び船舶につき、この条約及び自國を拘束するようになつた委員会の勧告の実施を確保し並びにその勧告に対する違反を処罰するため、適切な措置をとる。

2 締約国は、この条約の実施及びこの条約の目的として相互に協力することを約束する。

3 締約国は、さらに、委員会によって特に特に選定された諸勧告を実施するための国際的取締制度を委員会の勧告に基づいて設けることを目的として相互に協力することを約束する。ただし、その国際的取締制度は、いかなる国家が国際法に基づき漁業管轄権行使する権利を有する水域については適用されないものとし、その創設に関する勧告の採択及び実施は、第八条及び第九条の規定に従う。

4 締約国は、二年ごとに又は委員会が要求する時期に、この条の規定に従つてとつた措置の報告書を委員会に送付する。

5 委員会は、その予算に基づいて資金の支出を許可する。

6 委員会の資金の経理を行なうこと。

(g) 委員会の資金の経理を行なうこと。

(h) 第十一条に規定する国際機関との協力について取り組みること。

#### 第十二条

1 委員会は、関連する目的を有する他の国際機関、特に国際連合食糧農業機関と協定を締結し及び業務上の取決めを維持することに努めるものとし、これにより、それらの機関の業務に關して、有効な協力及び協調を確保し、また重複を避けられる。

2 委員会は、適當な国際機関及び第十七条の規定によつてこの条約の締約国となることができる。もつとも、委員会は、一回計期間中に二回以上通常会議を開催する場合には、必要に応じて当該会計期間の予算を修正することができる。委員会は、すべての締約国の同意を得ることを条件として、いずれの会議においても特別予算を採択することができる。

機関の会議に代表を出すよう招請することができる。

#### 第十三条

1 委員会は、各通常会議において、次の会計期間の予算及びこの会計期間に統く会計期間の予算の見積りを採択する。会計期間は、二年とする。もつとも、委員会は、一回計期間中に二回以上通常会議を開催する場合には、必要に応じて当該会計期間の予算を修正することができる。

2 委員会は、適當な国際機関及び第十七条の規定によつてこの条約の締約国となることができる。もつとも、委員会は、すべての締約国の同意を得ることを条件として、いずれの会議においても特別予算を採択することができる。

2 各締約国が負担すべき予算（特別予算を含む）に係る分担金は、委員会が定める（又は二以上の通貨により、委員会が定める時期に支払われる。）

3 分担金の延滞額が当該会計期間に先づ会計期間中に支払うべき分担金の総額以上となる締約国は、委員会が別段の決定をしない限り、その投票権を停止される。

4 委員会は、また、その任務を遂行するため、公私の財源から寄付を受けることができる。このようないくつかは、委員会が採択する規則に従つて利用し及び管理する。

5 委員会は、その会計について毎年独立の検査が行なわれるための措置をとるものとし、その検査報告書は、審査及び承認を受けるため委員会に提出される。

6 委員会は、年次分担金を受領する前にその運営費をまかなうため、及びその定める他の目的のために運営基金を設置する。委員会は、運営基金の額を決定し、その設置に必要な借入金の額を査定するとともに、その使用を律する規則を探査する。

#### 第十四条

委員会は、締約国が予算（特別予算を含む。）のために提出する分担金の額を次の方式に従つて計算する。

(a) 予算（特別予算を含む。）の総額の三分の一については、締約国がそれぞれ等額を提出する。

(b) 各締約国は、自国が構成国となつてゐる各小区域別小委員会又は各魚種別小委員会につき、(a)の規定に基づいて提出する額の三分の一に相当する額を提出する。この割合は、締約国がこの(b)の規定に基づいて提出する額の合計が予算（特別予算を含む。）の総額の三分の一をこえることとならないように、必要に応じて引き下げる。

(c) 予算（特別予算を含む。）の残余の部分につ

いては、各締約国が、条約区域における自国の名目漁獲量が同区域におけるすべての締約の適用から除外される種類のものを除くほか、すべての魚類及び甲殻類、軟體動物その他の海産無きい動物を考慮に入れる。漁獲量は、国際連合食糧農業機関が統計を刊行している最近の二曆年の平均漁獲量を基礎として決定する。

#### 第十五条

1 委員会は、その所在地を定める。

2 委員会は、法人格を有する。委員会は、特に、契約し並びに動産及び不動産を取得し及び処分する能力を有する。

#### 第十六条

この条約は、船舶が締約国の許可を受けて科学的調査のためにのみ行なう漁獲操業及びこのような漁獲操業において漁獲された魚類については、適用しない。ただし、このようにして漁獲された魚類は、委員会の勧告に違反して、販売又は販売のために陳列し若しくは提供してはならない。

委員会は、締約国が採択した会議に代表を出でて承認を得るために委員会に付託する。改正の提案は、寄託者に通報するものとし、寄託者は、これを締約国に通報する。改正は、締約国の四分の三による受諾の後九十日目の日に、その改正を受諾した各締約国について効力を生じた後は、他の締約国につき、寄託者が当該他の締約国による受諾の通告を受領した日に効力を生ずる。

2 この条約の改正につきこの条の規定に基づく受諾のための提案が行なわれた後に締約国となる国は、その改正が効力を生じた時から、その改正された条約によつて拘束される。

#### 第二十条

締約国は、この条約が効力を生じたとき、1に規定する国でこの条約に署名しなかつたもの及び委員会がこの条約の締約国となるよう全会一致で招請したその他の国は、この条約に加入することができる。

4 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、国際連合食糧農業機関の事務局長（以下「寄託者」といふ。）に寄託する。

5 批准、受諾、承認又は加入に際しては、いかなる留保をも付することができない。

第十八条

この条約は、少なくとも四の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託をするにあたり、第三条の規定に従つてこの条約の適用から除外される種類のものを除くほか、すべての魚類及び甲殻類、軟體動物その他の海産無きい動物を考慮に入れる。漁獲量は、国際連合食糧農業機関が統計を刊行している最近の二曆年の平均漁獲量を基礎として決定する。

1 この条約は、少なくとも四の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。ただし、これらの文書を寄託した国による条約区域における名目漁獲量の総重量が、国際連合食糧農業機関の刊行した一千九百六十八年度の統計上少なくとも七十万メートル・トンに達することを条件とする。

2 この条約は、1の規定に従つて効力を生じた後は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する政府の国につき、寄託者が当該文書を受領した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

#### 第十九条

1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。改正は、通常会議又は特別会議において承認を得るために委員会に付託する。改正の提案は、寄託者に通報するものとし、寄託者は、これを締約国に通報する。改正は、締約国の四分の三による受諾の後九十日目の日に、その改正を受諾した各締約国について効力を生じ、その後は、他の締約国につき、寄託者が当該他の締約国による受諾の通告を受領した日に効力を生ずる。

2 この条約の改正につきこの条の規定に基づく受諾のための提案が行なわれた後に締約国となる国は、その改正が効力を生じた時から、その改正された条約によつて拘束される。

#### 第二十一条

締約国は、この条約の効力発生の日から十年の後はいつでも、書面による脱退の通告を行なうことによつてこの条約から脱退することができる。

脱退は、その通告が寄託者に通報された年の翌年の十二月三十一日に効力を生ずる。

1 寄託者は、第十七条1及び3に規定する国が政府に對して次の事項を通報する。

(a) 第十七条の規定に従つて行なわれるこの条約の署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託。

(b) この条約が第十八条1の規定に従つて効力を生ずる日。

(c) 第十九条の規定に従つて行なわれるこの条約の改正のための提案、改正の受諾の通告及び改正の効力発生。

(d) 第二十条の規定に従つて行なわれる脱退の通告。

2 この条約の原本は、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、第十七条の規定によつてこの条約の締約国となることができる國の政府に対しこの条約の認証原本を送付する。

3 この条約の原本は、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、第十七条の規定によつてこの条約の締約国となる國の政府に対しこの条約の認証原本を送付する。

4 この条約は、日本語、英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

○謹長（船田中榮君） 委員長の報告を求めます。外務委員長田中榮一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田中榮一君登壇〕

○田中榮一君 大だいま議題となりました三案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

北西大西洋の漁業に関する国際条約及び関係議定書、全米熱帶まぐろ類委員会の設置に関する議定書、アメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約の三条約は、いずれも条約区域である北西大西洋水域、東太平洋水域及び南東大西洋水域における漁業資源をそれぞれ持続して、最大限の漁獲が

維持できるよう、資源の調査、情報の収集、保護、保存及び合理的な利用について、締約国が相互に協力することを目的とするものであります。

この目的を達成し、かつ、実施するため、これら三条約は、いずれも締約国政府代表によつて構成される北大西洋漁業国際委員会、全米熱帯まぐろ類委員会及び南東大西洋漁業国際委員会を設置し、これらの委員会は、それぞれの条約の適用対象資源に関する調査、研究及び科学的調査に基づいてとらるべき共同措置のための提案、勧告等を行ない、また、各締約国政府は、これらの条約の目的を達成するためにとられる措置などについて相互に協力すべきこと等を定めております。

右の三件は、三月二十七日に外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、審査を行ないました。詳細は会議録により御了承願います。

かくて、四月二十四日、質疑を終了いたしましたので、採決を行ないましたところ、右の三件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 三件を一括して採決いたしました。

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

#### 日程第五 道路交通法の一部を改正する法律

案(内閣提出 参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第五、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

#### 道路交通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四五年四月八日

衆議院議長 船田 中殿

参議院議長 重宗 雄三

#### 道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百十四条の二」を「第一百十四条の四」に、「第四節 反則者に係る刑事事件等(第二百三十条・第二百三十条の二)」に改める。

第二条第三号の次に次の二号を加える。

三の二 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された車道の部分をいう。

第四条の付記中「第一百二十二条」を削る。

第五条の見出し中「警察官」を「警察官等」に改め、同条第一項中「警察官」の下に「又は第二百四条の三第一項に規定する交通巡視員(以下「警察官等」という。)」を加え、同条第二項中「警察官等」といふ。」を削る。

第六条の付記中「第一百二十二条」を削る。

第七条の付記中「第一百二十二条」を削る。

第十七条の二 「二輪の自転車(側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。以下この節において同じ。)以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

二 二輪の自転車は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断するための歩道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(自転車の歩道通行)

第十七条の三 二輪の自転車は、第十七条第一項の規定にかかるわらず、公安委員会が歩道又は交

通の状況により支障がないと認めて指定した区間の歩道を通行することができる。

2 前項の場合において、二輪の自転車は、歩行者の通行を妨げないよう速度と方法で進行しなければならない。

第十二条第一項中「右側端」の下に「(自転車道が設けられている車道については、自転車道以外の部分の左側端)」を加える。

第十三条第一項、第十四条第四項及び第十五条中「警察官」を「警察官等」に改める。

第十六条に次の二項を加える。

4 この章の規定の適用については、自転車道が設けられている道路における自転車道と自転車道以外の車道の部分とは、それぞれ一の車道と

する。

第十七条第三項中「以下この章」を「以下第九節まで」に改め、同条の付記中「第一百二十二条」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(自転車道の通行区分)

第十七条の二 「二輪の自転車(側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。以下この節において同じ。)以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

二 二輪の自転車は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(進路の変更の禁止及び制限)

第二十一条及び第二十五条から第二十六条までの各付記中「、第一百二十二条」を削り、第二十六条の次に次の二条を加える。

(進路の変更の禁止及び制限)

第二十六条の二 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通安全と円滑に運行するとき、第二十六条の二の規定によりその各付記中「、第一百二十二条」を削り、第二十六条の次に次の二条を加える。

(進路の変更の禁止及び制限)

第二十六条の二 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通安全と円滑を図るために各付記中「、第一百二十二条」を削り、第二十六条の次に次の二条を加える。

(進路の変更の禁止及び制限)

第二十七条の二 公安委員会は、第一項の規定により区間を指定し、当該道路の区間に於ける車両がその通行している車両通行帯以外の車両通行帯を通行することを禁止し、又は制限することができる。この場合において、車両は、次の各号に掲げる場合を除き、当該禁止又は制限に従わなければならない。

1 第四十条の規定により道路の左側若しくは右側に寄るとき、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためその通行している車両通行帯を通行することができないとき。

2 第四十条の規定により道路の左側若しくは右側に寄るとき、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためその通行している車両通行帯を通行することができないとき。

3 公安委員会は、第一項の規定により区間を指定しようとするときは、当該歩道の管理者の意見をきかなければならぬ。

(罰則 第二項については第一百二十一第一条第一項第五号)

第十八条に見出として「(左側寄り通行)」を附する。

第十九条に見出として「(軽車両の並進の停止)」を附し、同条の付記中「、第一百二十二条」を削る。

第二十条第一項中「車両の交通の円滑」を「道

路における危険を防止し、その他交通安全と円滑」に改め、「左側部分」の下に「(当該道路が一方通行となつているときは、当該道路)」を加え、同

条第四項中「右側端に寄るとき」の下に「、第三十条の二第二項の規定による通行の区分に従い通行するとき、第二十六条の二の規定によりその各付記中「、第一百二十二条」を削り、第二十六条の次に次の二条を加える。

(右側端に寄るとき)

第十七条の二 「右側端に寄るとき」の下に「、第三十条の二第二項の規定による通行の区分に従い通行するとき、第二十六条の二の規定によりその各付記中「、第一百二十二条」を削り、第二十六条の次に次の二条を加える。

(右側端に寄るとき)



第七十五条の四、第七十五条の六及び第七十五条の各付記中、「第一百二十二条」を削る。

第七十五条の八第一項第二号中「路肩」を「停車又は駐車のため十分な幅員がある路肩」に改める。

第七十五条の十一の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条に次の「一項」を加える。

2 自動車の運転者は、高速自動車国道又は自動車専用道路においては、第六十二条に規定するもののはか、燃料が不足のためその他道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定により定められた装置を備えていないか、又はこれらの装置についての調整がされていないため、これらの道路において運転することができなくなるおそれがある自動車を運転してはならない。

第八十五条及び第八十七条の各付記中、「第一百二十二条」を削る。

二二二条第一項第五号中「一年」を「同条第四項の規定により指定された期間」に改め、同項第六号中「起算して一年」を「起算して同条第六項の規定により指定された期間」に、「一年から」を「当該指定された期間から」に改める。

第九十条第六項中「第一百三條第八項」を「第三条第九項」に、「同条第八項後段」を「同条第九項後段」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第六項を「第一項」に改める。

第五号の規定により指定された期間」に改め、同条に次の「二項」を加える。

三項の次に次の「一項」を加える。

4 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許を拒否し、又は前項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、三年をとえない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

第九十三条第一項中「第一百二十二条」を削る。

第九十三条の付記中、「第一百二十二条」を削る。

第九十三条第一項中「第九十条第四項」を「第

九十条第五項」に、「第一百三條第六項」を「第一項に「同条第八項後段」を「同条第九項後段」に、「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に改める。

九十条第五項に「第一項第三号中「第五号」の下に「第二項」として、「並びに自動車の構造及び取扱方法を」、「自動車の運転に関する教習の水準を高め、もつて自動車の運転者の資質の向上を図るために改める。項」に改める。

九十八条第一項中「公安委員会は」の下に「、自動車の運転に関する教習の水準を高め、もつて自動車の運転者の資質の向上を図るために改め、同条第三項中「解除する」を「解除し、又は六月をとえない範囲内で期間を定めて当該指定自動車教習所が当該期間内における教習に基づき次

の発行を禁止したときは、当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該指定自動車教習所を第一項の政令で定める基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

五 公安委員会は、第三項の規定による卒業証明書の発行の禁止の処分を受けた指定自動車教習所が当該禁止に違反して卒業証明書を発行したときは、その指定を解除し、又は指定自動車教習所を設置し若しくは管理する者が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を解除し、若しくは六月をとえない範囲内で卒業証明書の発行の禁止に係る期間を延長することができる。

六 公安委員会は、前項の規定により第一項第一号に規定する卒業証明書を発行する場合第一項第一号に規定する卒業証明書を発行するに要する期間を「二年」に改め、「第一項第一号に規定する卒業証明書を発行する場合第一項第一号に規定する卒業証明書を発行するに要する期間を「二年」に改める。

七 公安委員会は、第一項第三項中「第一項第三号に規定する卒業証明書を発行する場合第一項第一号に規定する卒業証明書を発行するに要する期間を「二年」に改める。

八 公安委員会は、第一項第三項に規定する卒業証明書を発行する場合第一項第一号に規定する卒業証明書を発行するに要する期間を「二年」に改める。

九 公安委員会は、第一項第三項に規定する卒業証明書を発行する場合第一項第一号に規定する卒業証明書を発行するに要する期間を「二年」に改める。

十 公安委員会は、第一項第三項に規定する卒業証明書を発行する場合第一項第一号に規定する卒業証明書を発行するに要する期間を「二年」に改める。

当することを理由として同項又は第四項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、一年以上三年をとえない範囲内で

当該処分を受けた者が免許を受けることができる。第百三条の二第二項第三号中「第五号」の下に「、第十七号の二」を加える。

第百六条中「同条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第二項若しくは第四項」を「第二項」に改める。

第百六条の四の付記中「、第一項第三号に規定する卒業証明書を発行する場合第一項第一号に規定する卒業証明書を発行するに要する期間を「二年」に改める。

第百七条の五第一項中「一年」を「三年」に改め、「第一項第一号に規定する卒業証明書を発行する場合第一項第一号に規定する卒業証明書を発行するに要する期間を「二年」に改める。

第百七条の六の見出し中「運転禁止」を「運転禁止等」に改め、同条中「又は」を「前条第二項において適用する第一百三十条第九項の規定により期間を短縮したとき、又は」に改める。

第百十二条第三項中「第一百三十条第八項前段」に改め、「第一百三十条第九項前段」に、「第一百三十条第九項前段」に改め、「第一百三十条第八項後段」に改める。

第百十三条の二中「警察官」を「警察官等」に改め、「第一百三十条第八項前段」に改め、「第一百三十条第八項後段」に改める。

第百二十四条の二第一項中「道府県警察本部長」の下に「(以下「警察本部長」という。)」を加え、「第一

百四十四条の二第一項中「第一百三十条第八項の規定により免許を取消された者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。」を削る。

二 第七十五条(車両等の運行を管理する者の義務)第一項第二号の規定に違反して、酒に酔つた状態で車両等を運転することを命じ、又は容認した者

は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

三 第一百四十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ)にあつたもの

者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

四 第一百四十六条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ)にあつたもの

者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

五 第一百四十七条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ)にあつたもの

者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

六 第一百四十八条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ)にあつたもの

者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

七 第一百四十九条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ)にあつたもの

者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 交通巡視員は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十五条第一項に規定する職員(警察官を除く。)で政令で定める要件を備えるものうちから、警察本部長が命ずる

ものとにより、交通巡視員に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。

3 都道府県は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、交通巡視員に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を

する。

者の義務)第一項第一号、第三号又は第四号の規定に違反した者を「警察官等の手信号等」に改め、同項第四号を「警察官等の手信号等」に改め、同項第五号の二中「第五項」の下に「第十七条の二(自転車道の通行区分)第一項」を加え、同項第三号中「警察官」を「警察官等」に改め、同項第七号の次に次の「一号」を加える。

七の二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(軽車両を除く)を運転した者は、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

八の二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(軽車両を除く)を運転した者は、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

九の二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(軽車両を除く)を運転した者は、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

第十の二 第七十五条(車両等の運行を管理する者の義務)第一項第二号の規定に違反した者は(当該違反により運転者が酒に酔つた状態で車両等を運転し、又は身体に第七号の二の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等(軽車両を除く)を運転した場合に限るものとし、第一百十七条の二第二号に該当する場合を除く。)

百の二 第百二十条第一項第二号中「第五項」の下に「(第十四条の三第一項に規定する交通巡視員の指定)第三項において準用する場合を含む。」を加え、同項第三号中「第四項」の下に「、第二十六条の二(直進、左折及び右折車両の通行区分の指定)第二項」を加え、同項中第十一号の五を削り、第十一号の四を第十一号の五とし、第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二の次に次の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者

一百一十二条第一項第一号中「警察官の手信号等」を「警察官等の手信号等」に改め、同項第四号中「警察官」を「警察官等」に改め、同項第五号の二中「第五項」の下に「第十七条の二(自転車道の通行区分)第一項」を「第十七条の二(自転車道の通行区分)第二項、第十九条(軽車両の並進の禁止)」に改める。

一百一十二条を次のよう改める。

一百一十二条 削除

一百一十三条中「第一百一十八条第一項第四号」を「第一百一十七条の二(第二号、第一百一十八条第一項第三号の二若しくは第四号)」に、「第十二号」を「第十一号の二、第十二号」に改め、「第十一号の四」を削る。

第一百一十五条第一項第二号中「過去一年以内」の上に「第一百一十八条又は第一百一十九条の罪にあたる反則行為をした者で、」を加え、「者」を「もの」に改め、同項第三号を次のよう改める。

三 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態又は身体に第一百一十九条第一項第七号の二の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

四 第百二十六条第一項中「(二十歳に満たない者を除く。以下この章において同じ。)」を削り、同条第三項中「警視監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)」を「警察本部長」に改め、「昭和二十九年法律第六十一条」を削り、同条に次の「一項」を加える。

五 第百二十四条の三第一項に規定する交通巡視員は、第一百二十四条の三第一項に規定する交通巡視員に係る部分を除く。)第六号若しくは第七号の罪にあたる行為又はこれらの罪に係る第百二十二条第二項の罪にあたる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知としたときは、前項の例により報告しなければならない。

六 第百二十七条第一項及び第二項中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

第一百二十九条第一項第五号(第五十二条第一項に係る部分を除く。)第六号若しくは第七号の罪にあたる行為をした反則者があると認めた日から起算して十日以内とあるのは、第一百三十条の二(第一項の規定により定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。)

七 この法律の施行前に交通巡視員による反則金の納付について準用する。この場合において、同条第一項中「当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内」とあるのは、「第一百三十条の二(第一項の規定により定めた期限まで」と読み替えるものとする。

八 道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第六十一条)の一部を次のよう改正する。

九 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭

第一百二十九条第二項中「提起されない」を「提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない」に改める。

第一百二十九条第一項中「第百二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

第九章第四節の節名中「刑事案件」を「刑事案件等」に改める。

第一百三十条中「提起されない」を「提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない」に改め、「同項」の下に「又は同条第四項」を、「第一百二十九条の二(第二号、第一百一十八条第一項第三号の二若しくは第四号)」に、「第十二号」を「第十一号の二、第十二号」に改め、「第十一号の四」を削る。

第一百三十条の二(二十歳に満たない者を除く。以下この章において同じ。)を削り、同条第三項中「警視監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)」を「警察本部長」に改め、「昭和二十九年法律第六十一条」を削り、同条に次の「一項」を加える。

二 第百二十八条の規定による指示の告知は、書面で行なうものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

三 第百二十八条の規定は、第一項の規定による指示に係る反則金の納付について準用する。この場合において、同条第一項中「当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内」とあるのは、「第一百三十条の二(第一項の規定により定めた期限まで」と読み替えるものとする。

四 この法律の施行前に交通事故を起こしたことの規定又は同条第八項において準用する旧法第一百三十四条の規定による自動車等の運転の禁止の基準に該当したことを理由とする自動車等の運転の禁止の期間については、なお従前の例による。

五 この法律の施行前に交通巡視員による反則金の納付について準用する。この場合において、同条第一項中「(新法第六十一条の五第九項において準用する場合を含む。)」の規定による仮停止又は仮禁制については、なお従前の例による。

六 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

七 この法律の施行前にした反則行為に関する処理手続については、新法第九章の規定にかかるとおり、なお従前の例による。

八 道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第六十一条)の一部を次のよう改正する。

九 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭

より行なつた措置に要した費用については、改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第五十一条第七項の規定は、適用しない。

三 この法律の施行前に旧法第九十条第一項ただし書の規定による運転免許(以下「免許」という。)の拒否の基準、同条第三項の規定による免許の取消しの基準又は旧法第三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しの基準は、

四 なお従前の例による。

五 この法律の施行前に旧法第七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する旧法第一百三十四条の規定による自動車等の運転の禁止の基準に該当したことを理由とする新法第六十一条の二(第一項第三号(新法第六十一条の五第九項において準用する場合を含む。)の規定による仮停止又は仮禁制)については、なお従前の例による。

六 この法律の施行前に交通事故を起こしたことの規定又は同条第八項において準用する旧法第一百三十四条の規定による自動車等の運転の禁止の基準に該当したことを理由とする新法第六十一条の二(第一項第三号(新法第六十一条の五第九項において準用する場合を含む。)の規定による仮停止又は仮禁制)については、なお従前の例による。

七 この法律の施行前にした反則行為に関する処理手続については、新法第九章の規定にかかるとおり、なお従前の例による。

八 道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第六十一条)の一部を次のよう改正する。

九 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭

和三十七年法律第百四十五号)の一部を次のよう改定する。

第六条第三項及び第八条第一項第二号中「警察官」を「警察官等」に改める。

第十一条に次の二項を加える。

2 第八条第二項第三号若しくは第四号又は同条第三項の罪にあたる行為は、道路交通法第一百二十六条第四項の規定の適用については、同項に規定する罪にあたる行為とみなす。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長菅太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

決の結果、本案は賛成多数をもつて政府原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四派共同提案により、本法の平易化とその周知徹底、交通管制システムの増強整備、運転者教育の徹底、飲酒運転禁止の実効ある措置等をはかるべき旨の附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを付することに決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

題といたします。

第一条 この法律では、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。  
この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させることはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(定義)

第二条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいふ。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、清洗、選別、包装若しくは解体(以下「加工等」という)を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買入受けることを約すること。

この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これららの行為に類似する行為を業とする者であつて労働省令で定めるものから、主として労働の対價を得るために、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。)について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しない者をいふ。

## 第六章 雜則(第二十五条—第三十二条)

### 第七章 罰則(第三十三条—第三十六条)

#### 附則 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいふ。

この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいふ。

一 第一項第一号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対價として委託者が家内労働者に支払うもの

二 第一項第二号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて

委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託

する場合において物品の製造又は加工等の対價として委託者が家内労働者に支払うもの

者に支払うものの価額との差額

この法律で「労働者」とは、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者をいふ。

目次

第一章 総則(第一条・第一条)	家内労働法案
第二章 委託(第三条—第五条)	右
第三章 工賃及び最低工賃(第六条—第十六条)	国会に提出する。
第四章 安全及び衛生(第十七条・第十八条)	昭和四十五年二月十七日 内閣総理大臣 佐藤 榮作
第五章 家内労働に関する審議機関(第十九条)	家内労働法
第六章 雜則(第二十四条)	(家内労働手帳)

3 前二項に規定するもののほか、家内労働手帳に關し必要な事項は、労働省令で定める。

本案は、参議院先議のため、当委員会に予備付託され、四月八日本付託となり、四月十六日荒木國務大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、運輸委員会及び交通安全対策特別委員会と連合審査会を開くなど、熱心に審査を行なつてまいりました。

四月二十四日、質疑を終了し、討論もなく、採

## (就業時間)

第四条 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常の労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が業務に従事することとなるよう努めなければならない。

都道府県労働基準局長は、必要があると認めるとときは、地方家内労働審議会(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれてる地方労働基準審議会)の意見をきいて、一定の地域において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対し、労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

## (委託の打切りの予告)

第五条 六月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続いだ継続的に委託することを打ち切らうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するよう努めなければならない。

## (第三章 工賃及び最低工賃)

第六条 工賃は、労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 工賃は、労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査(以下「検査」という。)をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならぬ。ただし、毎月定期期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。

い。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

(工賃の支払場所等)

第七条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めなければならない。

## (最低工賃)

第八条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るために必要があると認めるときは、中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれてる地方最低賃金審議会)第二十一条第二項において同じ。(以下第十一条までにおいて「審議会」といふ。)の調査審議を求めて、その意見を尊重して、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)について別段の定めをすることができる。

6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

第十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めるなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第九条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者は、前項の規定による公示の日の翌

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めるべきである。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による決定をすることができない。第三項の規定による申出があつた場合において前項の審議会の意見が提出されるまでの間にについても、同様とする。

5 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)について別段の定めをすることができる。

6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

第十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

第十二条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者は、前項の規定による公示の日の翌

現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

(公示及び発効)

第十二条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

(公示及び発効)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一條に規定する賃金をいう。)との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に

2 (最低工賃の効力)

(最低工賃に関する職権等)

第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する労働大臣又は都道府県労働基準局長の職権は、二以上の都道府県労働基準局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働基準局の管轄区域内のみに係る事案であつて労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、労働大臣が行ない、一の都道府県労働基準局の管轄区域内の労働基準局長が行なう。

2 労働大臣は、都道府県労働基準局長が決定した最低工賃が著しく不適当となつたと認めるときは、中央家内労働審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働基準局長に命ずることができる。

3 第八条第二項の規定は、前項の中央家内労働審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

#### (工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

#### (安全及び衛生)

第十七条 委託者は、委託に係る業務に際し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、労働省令で労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、労働省令で定める事項を守らなければならぬ。

(安全及び衛生に関する行政措置)

労働大臣が行ない、一の都道府県労働基準局の管轄区域内のみに係る事案(労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働基準局長が行なう。

2 労働大臣は、都道府県労働基準局長が決定した最低工賃が著しく不適当となつたと認めるときは、中央家内労働審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働基準局長に命ずることができる。

3 第八条第二項の規定は、前項の中央家内労働審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

#### (中央家内労働審議会等の設置)

第十九条 労働省に中央家内労働審議会を、政令で定める都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

#### (第五章 家内労働に関する審議機関)

第三十条 中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、労働大臣又は都道府県労働基準局長の諮問に応じて、家内労働に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關する必要と認める事項を労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議することができる。

2 地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、地方家内労働審議会の権限に属させられた事項のうち、最低工賃に関する事項は当該都道府県労働基準審議会が、その他の事項は当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会又は地方最低賃金審議会(以下「家内労働に関する審議機関」という。)は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者との他の関係者の意見をきくものとする。

#### (政令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、家内労働に関する審議機関に關し必要な事項は、政令で定める。

#### (第六章 雜則)

(援助)

第二十一条 中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会は、政令で定めるところにより、家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員

及び公益を代表する委員各同数をもつて組織す

る。

(届出)

第二十二条 地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会は、家内労働に関する専門の事項を調査審議するため、家内労働部会を置かなければならぬ。

(報告等)

第二十三条 中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会又は地方最低賃金審議会)以下「家内労働に関する審議機関」という。)は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者との他の関係者の意見をきくものとする。

#### (労働基準監督官の権限)

第三十二条 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて労働省令で定めるものを取去すことができる。

2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十一条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行なう。（申告）

第三十二条 委託者は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は、その事実を都道府県労働基準監督官、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 委託者は、前項の規定による申告をしたことを理由として、家内労働者に対し工賃の引下げその他不利益な取扱いをしてはならない。

3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができる。

#### 第七章 罰則

第三十三条 第十八条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十四条 第十四条の規定に違反した者は、一円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

1 第三条第一項、第六条又は第七十七条の規定に違反した者

2 第三条第二項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者

3 第十八条の規定による命令（委託をすることを禁止する命令を除く。）又は第三十二条の規定による命令を除く。）又は第三十二条の規定による命令を除く。）又は第三十二条の規定による命令を除く。）又は第三十二条の規定による命令を除く。

4 第二十六条の規定による届出をせず、又は三項の規定による命令に違反した者

#### 虚偽の届出をした者

五 第二十七条の規定による帳簿の備付けをせぬ、又は同条の帳簿に虚偽の記入をした者

六 第二十八条の規定による立入り、検査（くは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

七 第三十一条第一項の規定による立入り、検査（若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避（し）、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（両罰規定）

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科す。

附 則

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

（工賃の支払に関する経過措置）

第二条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、労働省令で定めるところにより、一定の地域内において一定の業務に從事する家内労働者に委託をする委託者のうち、第六条の規定による工賃の支払をすることが著しく困難であると認められる者であつて労働省令で定めるものの全部又は一部を代表する者から申請があつた場合に会（地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会）の意見をきいて、当該申請に係る委託者につき、当分の間、工賃の支払に關し守るべき事項について別段の定めをすることができる。この場合においては、当該委託者は、同条の規定にかかわらず、当該別段の定めにより工賃を支払うことができる。

第三条 第一条第一項の別段の定めに係る委託者に係る第十六条の規定の適用については、同条中「第六条」とあるのは「附則第二条第一項の別段の定め」と、「これらの規定」とあるのは「当該別段の定め又は同条の規定」とする。

第四条 最低賃金法の一部を次のように改正する。

目次中「最低工賃（第二十条第一項）」を削除する。

第二十条第一項を「削除」に改める。

第二十二条第一項から第五項までを削る。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第二十条から第二十五条まで 削除

第二十七条中「又は最低工賃」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の有効な実施を確保するため必要があると認めるときは、家内労働法（昭和四十五年法律第二号）の規定による最低工賃に關して労働大臣又は都道府県労働基準局に建議することができる。

第三十二条第二項中「若しくは最低工賃の決定又はこれらの改正」を「又はその改正」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

労働大臣又は都道府県労働基準局長の職権について準用する。

一 当該申請があつた場合における当該申請に係る委託者については、次の各号に掲げる日までの間は、第六条の規定は、適用しない。

一、当該申請に基づき、労働大臣又は都道府県労働基準局長が第一項の別段の定めをした日

二、当該申請について、労働大臣又は都道府県労働基準局長が第一項の別段の定めをしない旨を決定した日

（最低賃金法の一部改正）

第三条 前条第一項の別段の定めに係る委託者に關する第十六条の規定の適用については、同条中「第六条」とあるのは「附則第二条第一項の別段の定め」と、「これらの規定」とあるのは「当該別段の定め又は同条の規定」とする。

第四条 最低賃金法の一部を次のように改正する。

目次中「又は第二十三条第一項」を削る。

第二十四条第一項を「第二十四条又は第二十五条」を削る。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第二十条から第二十五条まで 削除

第二十七条中「又は最低工賃」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の有効な実施を確保するため必要があると認めるときは、家内労働法（昭和四十五年法律第二号）の規定による最低工賃に關して労働大臣又は都道府県労働基準局に建議することができる。

第三十二条第二項中「若しくは最低工賃の決定又はこれらの改正」を「又はその改正」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第三十三条中「労働者、委託者及び家内労働者」を「及び労働者」に改める。

第三十四条中「、工賃」及び「又は家内労働者」を削る。

労働者に対し、賃金又は工賃」を「又は労働者に對し、賃金」に改める。

第三十六条第一項中「、第十六条の三並びに

第二十条第一項及び第三項」を「及び第十六条の三」に改め、同条第二項中「又は最低工賃」を削る。

第三十八条第一項中「又は委託者」及び「又は營業所」を削る。

第四十二条第六項中「第三十一条第六項及び第五項」を「第三十二条第五項及び第六項」に改める。

第七項」を「第三十二条第六項」に改める。

第四十四条第一項を「又は第二十三条第一項」を削る。

第四十五条第一号中「、第二十四条又は第二十五条」を削る。

第十五条 第二項第一項及び第六項」を削る。

第五条 この法律の施行の際現に労働者を有する前

条件の規定による改正前の最低賃金法の規定による最低賃金は、この法律の規定の適用については、第八条第一項の規定により決定された最低工賃とみなす。

2 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の最低賃金法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によると。規則とみなす。

この法律の施行前にした前条の規定による改

正前の最低賃金法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によると。規則とみなす。

2 この法律の施行前にした前条の規定による改

正前の最低賃金法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によると。規則とみなす。

第六条 労働省設置法（昭和二十四年法律第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の四中「最低賃金法」を「家内労働法（昭和四十五年法律第二号）に改め

め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第八条第一項第十四号中「最低賃金法」の下

に「家内労働法」を加え、同条第二項中「じ



道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第三十四条の一部を次のとおりに改正する。

第二条第一項、第三条第一項及び第四条中「昭和四十二年度」を「昭和四十五年度」に改め  
(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)

第二条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七保)に  
関する改正する。

第十二条第一項中「昭和四十二年度」を「昭和四十五年度」に改める。  
(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

第三条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)の一部を次のよう  
に改正する。

附則第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。  
(昭和五十年三月三十一日)に改める。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十項を第十一項とし、第九項を第十

項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法

律(昭和四十五年法律第二号)第一条の規定によ  
る。

規定期による改正前の道路整備緊急措置法(以  
下「改正前の法」という。)第三条の規定によ  
り、揮発油税の收入額に相当する金額及び石  
油ガス税の收入額の二分の一に相当する金額  
を改正前の法第一条の道路整備五箇年計画の  
実施に要する経費で国が支弁するものの財源  
に充てて行なつた道路整備事業(昭和四十四  
年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十

五年度以後の年度に繰り越したものにより行  
なう道路整備事業を含む)は、第一条第一項  
に規定する道路整備事業に含まれるものとす  
る。

対の旨が述べられ、次いで採決の結果、本案は多  
数をもって原案のとおり可決すべきものと決定し  
た次第であります。

なお、本案には、道路整備の財源調達等につ  
いての附帯決議が付されたのであります。詳細は  
会議録に譲ることいたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

○議長(船田中君) 本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 「賛成者起立」

○議長(船田中君) 本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○議長(船田中君) 「賛成者起立」

防衛廳設置法等の一部を改正する法律  
(防衛廳設置法の一部改正)  
第一条 防衛廳設置法(昭和二十九年法律第百六  
十四号)の一部を次のとおりに改正する。

第七条中「三万七千八百十三人」を「三万八  
千三百二十三人」に、「四万千八百八十三人」を  
「四万千六百五十七人」に、「二十五万九千五十八人」に改める。

第四十九条中「中央調達不動産審議会及び被  
害者給付金審査会」を「防衛施設中央審議会」  
に改める。

第五十条の見出しを「防衛施設中央審議会」  
に改め、同条第一項中「中央調達不動産審議会」  
を「防衛施設中央審議会」に改め、同項各号を  
次のように改める。

一 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する  
施設及び区域(以下この項において「防衛  
施設」という。)に係る不動産並びにこれに  
附属する動産の評価

二 自衛隊法第二百五条第二項又は日本国とア  
メリカ合衆国との間の相互協力及び安全保  
障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆  
国軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制  
限等に関する法律第二条第一項の規定によ  
る損失の補償

三 防衛施設周辺の整備等に関する法律第九

法律案、外務省設置法及び在外公館に勤務する外務  
公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律  
案、運輸省設置法等の一部を改正する法律案、右  
三案を一括して譲り受けたものであります。

国会に提出する。

防衛廳設置法等の一部を改正する法律案  
昭和四十五年二月二十四日  
内閣總理大臣 佐藤 栄作



尉等として退職し、若しくは死亡した場合又は当該准陸尉等からその者の意思によることなく引き続き幹部自衛官となり、当該幹部自衛官として退職し、若しくは死亡した場合において、その者に係る施行法第十一条から第十三条まで（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用して算定した額が、その者の准陸尉等及び幹部自衛官であつた場合、一等陸曹等であつたものとみなして同法第四十五条から第四十五条の三まで（同法第四十八条の三において準用する場合を含む。）の規定を適用して算定した額より少ないときは、その者の准陸尉等及び幹部自衛官であつた場合、一等陸曹等であつたものとみなして、同法第八章第二節の規定を適用して算定した額とする。

## (関係法律の一部改正)

第四条 国家公務員法（昭和二十一年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第十六号中「中央調達不動産審議会、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議会」を「防衛施設中央審議会及び防衛施設地方審議会」に改める。

第五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「中央調達不動産審議会」を「防衛施設中央審議会」に改める。

第六条 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

日次中「第四章 被害者給付金審査会（第十九条）」を「第四章 削除」に改める。

第十七条中「被害者給付金審査会」を「防衛

尉等として退職し、若しくは死亡した場合又は当該准陸尉等からその者の意思によることなく引き手続き幹部自衛官となり、当該幹部自衛官として退職し、若しくは死亡した場合において、その者に係る施行法第十一条から第十三条まで（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用して算定した額が、その者の准陸尉等及び幹部自衛官であつた場合、一等陸曹等であつたものとみなして同法第四十五条から第四十五条の三まで（同法第四十八条の三において準用する場合を含む。）の規定を適用して算定した額より少ないときは、その者の准陸尉等及び幹部自衛官であつた場合、一等陸曹等であつたものとみなして、同法第八章第二節の規定を適用して算定した額とする。

（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用して算定した額が、その者の准陸尉等及び幹部自衛官であつた場合、一等陸曹等であつたものとみなして同法第四十五条から第四十五条の三まで（同法第四十八条の三において準用する場合を含む。）の規定を適用して算定した額より少ないときは、その者の准陸尉等及び幹部自衛官であつた場合、一等陸曹等であつたものとみなして、同法第八章第二節の規定を適用して算定した額とする。

施設中央審議会に改める。  
第四章を次のよろに改める。

## 第四章 削除

第十九条から第二十一条まで 削除

理由  
防衛庁の任務遂行の円滑を図るために、自衛官の定数を改めるほか、防衛施設庁の附属機関の統合を行なうとともに、自衛隊の任務遂行の円滑を図るために、自衛官の階級につき准尉制度を設け、予備自衛官の員数を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法

別表一 大使館の表中南米の項中「在ブラジル日本国大使館」 「 ブラジル 」 「 リオ・デ・

ジャネイロ 」 を「 在ブラジル日本国大使館」 「 ブラジル 」 「 ブラジリア 」 「

に改め、同表アフリカの項中「 在スチダン日本国大使館」 「 スチダン 」 「 カルトゥーム 」 「

「 在スチダン日本国大使館」 「 スチダン 」 「 スワジランド 」 「 エムババーン 」 を

「 在スチダン日本国大使館」 「 スチダン 」 「 カルトゥーム 」 「 ブラジル 」 「

別表二 総領事館の表中南米の項中「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「

「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 」 「 ブラジル 」 「

「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 」 「 ブラジル 」 「

「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 」 「 ブラジル 」 「

「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 」 「 ブラジル 」 「

「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 」 「 ブラジル 」 「

「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 」 「 ブラジル 」 「

「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 」 「 ブラジル 」 「

「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 」 「 ブラジル 」 「

「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 」 「 ブラジル 」 「

「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 」 「 ブラジル 」 「

「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 」 「 ブラジル 」 「

「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 」 「 ブラジル 」 「

「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 」 「 ブラジル 」 「

「 在ボルト・アレグレ日本国総領事館」 「 ボルト・アレグレ 」 「 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 」 「 ブラジル 」 「

同表アフリカの項中「 スチダン 」 「 1,300 」 「 995 」 「 860 」

「 スチダン 」 「 591 」 「 500 」 「 440 」 「 394 」 「 364 」 「 338 」 「 303 」 「 273 」 「 243 」 「

「 ブラジル 」 「 1,300 」 「 995 」 「 860 」

「 ブラジル 」 「 525 」 「 470 」 「 434 」 「 398 」 「 362 」 「 326 」 「 289 」 「

「 ブラジル 」 「 1,300 」 「 1,026 」 「 982 」 「 939 」 「 896 」 「 758 」 「 667 」 「 598 」 「

「 ブラジル 」 「 906 」 「 806 」 「 706 」 「 597 」 「 525 」 「 470 」 「 434 」 「 398 」 「 362 」 「 326 」 「 289 」 「

「 ブラジル 」 「 1,007 」 「 906 」 「 806 」 「 706 」 「 597 」 「 525 」 「 470 」 「 434 」 「 398 」 「 362 」 「 326 」 「 289 」 「

「 ブラジル 」 「 726 」 「 591 」 「 500 」 「 440 」 「 394 」 「 364 」 「 338 」 「 303 」 「 273 」 「 243 」 「

「 ブラジル 」 「 1,300 」 「 995 」 「 860 」

「 ブラジル 」 「 525 」 「 470 」 「 434 」 「 398 」 「 362 」 「 326 」 「 289 」 「

「 ブラジル 」 「 1,007 」 「 906 」 「 806 」 「 706 」 「 597 」 「 525 」 「 470 」 「 434 」 「 398 」 「 362 」 「 326 」 「 289 」 「

「 ブラジル 」 「 726 」 「 591 」 「 500 」 「 440 」 「 394 」 「 364 」 「 338 」 「 303 」 「 273 」 「 243 」 「

「 ブラジル 」 「 1,300 」 「 995 」 「 860 」

「 ブラジル 」 「 525 」 「 470 」 「 434 」 「 398 」 「 362 」 「 326 」 「 289 」 「

「 ブラジル 」 「 1,007 」 「 906 」 「 806 」 「 706 」 「 597 」 「 525 」 「 470 」 「 434 」 「 398 」 「 362 」 「 326 」 「 289 」 「

「 ブラジル 」 「 726 」 「 591 」 「 500 」 「 440 」 「 394 」 「 364 」 「 338 」 「 303 」 「 273 」 「 243 」 「

「 ブラジル 」 「 1,300 」 「 995 」 「 860 」

(号) 報 外)

552	506	460	414	368	ふ	「スーダン スワジラント	1,300	1,026	982	939	896	」	「スーダン スワジラント	635	515	425	355	280	225	180	ふ	「スーダン スワジラント																		
758	667	593	552	506	460	414	368	ふ	「スワジラント	1,200	937	866	796	725	625	515	425	355	280	225	180	」	「スワジラント																	
613	539	483	446	409	372	334	297	」	上記も。	300	250	205	165	135	365	300	250	205	165	135	105	」	「スワジラント																	
712	572	434	425	381	352	323	293	264	235	ふ	「ポルト・アレグレ リオ・デ・ジャ	1,050	853	712	572	484	425	381	352	323	293	264	235	」	625	515	425	355	280	225	180	」	「スワジラント							
レ	1,050	853	712	572	484	425	381	352	323	293	264	235	」	ネイロ	1,100	860	726	591	500	440	394	364	333	303	273	243	」	165	135	105	」	「ジャカルタ リオ・デ・ジャ	300	250	205	165	135	105	」	「スワジラント
上記も、同表の項中	「ハバロフスク	1,350	1,312	1,036	820	634	610	547	」	上記も、同表の項中	「ハバロフスク	1,350	1,312	1,036	820	634	610	547	」	上記も、同表の項中	「ハバロフスク	1,350	1,312	1,036	820	634	610	547	」	「スワジラント										
505	463	421	378	336	ふ	「ハバロフスク レニン格ラード	1,350	1,312	1,036	820	634	610	547	610	547	505	463	421	378	336	」	上記も、同表の項中	「ハバロフスク レニン格ラード	1,350	1,312	1,036	820	634	610	547	」	「スワジラント								
610	547	505	463	421	378	336	」	上記も、同表の項中	「ハバロフスク レニン格ラード	1,350	1,312	1,036	820	634	610	547	」	上記も、同表の項中	「ハバロフスク レニン格ラード	1,350	1,312	1,036	820	634	610	547	」	「スワジラント												
610	547	505	463	421	378	336	」	上記も、同表の項中	「ハバロフスク レニン格ラード	1,350	1,312	1,036	820	634	610	547	」	上記も、同表の項中	「ハバロフスク レニン格ラード	1,350	1,312	1,036	820	634	610	547	」	「スワジラント												
官	1,003	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274	ふ	「ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ (在ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ国際機関)	1,300	430	355	295	235	190	150	」	「ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ (在ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ国際機関)	520	430	355	295	235	190	150	」	「スワジラント								
〔ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ (在ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ国際機関)	1,300	1,003	891	779	667	565	496	445	355	295	235	190	150	」	(軍縮委員会)	1,300	1,003	891	779	667	565	496	445	」	「スワジラント															
411	377	342	308	274	」	上記も、同表の項中	「ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ (在ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ国際機関)	1,300	430	355	295	235	190	150	」	「ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ (在ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ国際機関)	520	430	355	295	235	190	150	」	「スワジラント															
411	377	342	308	274	」	上記も、同表の項中	「ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ (在ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ国際機関)	1,300	430	355	295	235	190	150	」	「ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ (在ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ国際機関)	520	430	355	295	235	190	150	」	「スワジラント															
別表第11 住民手帳1 大使館の表アシカの項中	「インドネシア	365	300	250	」	上記も、同表の項中	「ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ (在ジ <sup>ヌ</sup> ネーブ国際機関)	1,300	430	355	295	235	190	150	」	1	「」の法律だ。公表の日から施行する。ただし、在アラジル及び在スワジラントの各日本大使館、在外公館、ネイロ・ナ・ジャニネイロ及び在レニン格ラードの各日本国総領事館並びに軍縮委員会日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。	520	430	355	295	235	190	150	」	「スワジラント														
2	第二条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一のうち、在インドネシア及び在パキスタンの各日本大使館並びに在ジャカルタ日本国総領事館に関する部分は、昭和四十五年四月一日から適用する。	520	430	355	295	235	190	150	」	2	第二条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一のうち、在インドネシア及び在パキスタンの各日本大使館並びに在ジャカルタ日本国総領事館に関する部分は、昭和四十五年四月一日から適用する。	520	430	355	295	235	190	150	」	「スワジラント																				
205	165	135	105	ふ	「インドネシア	520	430	355	295	235	190	150	」	理由	別表第11 住民手帳1 大使館の表アシカの項中	「」の法律だ。公表の日から施行する。ただし、在アラジル及び在スワジラントの各日本大使館、在外公館、ネイロ・ナ・ジャニネイロ及び在レニン格ラードの各日本国総領事館並びに軍縮委員会日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。	520	430	355	295	235	190	150	」	「スワジラント															
190	150	120	100	」	「パキスタン	545	450	370	310	245	200	160	ふ	別表第11 住民手帳1 大使館の表アシカの項中	「」の法律だ。公表の日から施行する。ただし、在アラジル及び在スワジラントの各日本大使館、在外公館、ネイロ・ナ・ジャニネイロ及び在レニン格ラードの各日本国総領事館並びに軍縮委員会日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。	520	430	355	295	235	190	150	」	「スワジラント																
キスター	675	560	460	380	305	245	195	」	上記も、同表アフリカの項中	「」の法律だ。公表の日から施行する。ただし、在アラジル及び在スワジラントの各日本大使館、在外公館、ネイロ・ナ・ジャニネイロ及び在レニン格ラードの各日本国総領事館並びに軍縮委員会日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。	520	430	355	295	235	190	150	」	「スワジラント																					

運輸省設置法等の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和四十五年二月二十日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

運輸省設置法等の一部を改正する法律律

(運輸省設置法の一部改正)

第一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五

十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中第五項及び第六項を削り、第七

項を第五項とし、第八項を第六項とする。

第二十九条中「航空大学校」を「航空大学校」

十七条の二の次に次の二条を加える。

(運輸研修所)

第三十七条の三 運輸研修所は、運輸省の所管

行政に係る事務を担当する職員等に対し、そ

の職務を行なうのに必要な研修(他の所掌に

海上安全船員教育審議会

運輸大臣の諮問に応じて船舶の航行の安全その他海上保安に関する重要な事項、船員教育に関する事項並びに水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)及び船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)に定める事項を調査審議すること。

第三十八条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二条を加える。

次の表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するものとする。

運輸政策審議会

運輸大臣の諮問に応じて、総合的輸送体系の樹立のための基本的な政策及び計画の策定その他運輸省の所管行政に関する基本的な政策及び計画の策定について調査審議すること。

種類 目的

属するものを除く。)を行なう機関とする。

2 運輸研修所は、東京都に置く。

3 運輸研修所の内部組織は、運輸省令で定め

る。

第三十八条第三項中「第一項の表に掲げる附屬機関のうち」を削り、「同表」を「第二項の表」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項に掲げる」を「前三項の」に、「委員」を「及び委員」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、本省の附屬機関として都市交通審議会を置き、運輸大臣の

諮問に応じて都市における交通に関する基本的な計画について調査審議することをその目的とする。

第三十八条第一項中「左の表」を「前項に定めるもののほか、次の表」に、「記載する通り」を「記載するもの(運輸政策審議会及び運輸技術審議会の設置の目的とする事項を除く。)」に改め、同項の表中中央船員職業安定審議会及び造船技術審議会の項を削り、海運企業整備計画審議会の項の次に次のように加え、海技審議会、海上安全審議会及び都市交通審議会の項を削る。

第三十九条第一項第二十二号の二及び第二十二号の三中「臨港倉庫業」を「倉庫業」に改める。

第四十条第一項第二十二号の二及び第二十二号の三中「臨港倉庫業」を「倉庫業」に改める。

第四十四条及び第四十五条を次のように改める。

第四十四条及び第四十五条 削除

第四十五条第一項中第十六号及び第十六号の二を削り、第十六号の三を第十六号とする。

第五十五条を次のように改める。

(地方陸上交通審議会)

第五十五条 関連局に、附屬機関として地方陸上交通審議会を置く。

2 地方陸上交通審議会は、陸運局長の諮問に応じて陸運局の所掌事務に関する重要な事項を調査審議することをその目的とする。

3 地方陸上交通審議会の組織、所掌事務及び委員、その他の職員については、運輸省令で定める。

(交通安全公害研究所)

第三十二条 交通安全公害研究所は、運輸省の所管行政に係る技術で陸運及び航空に関する安全の確保、公害の防止等に係るもの(前条第一項第三号に掲げるものを除く。)に関する

調査審議することをその目的とする。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条第一項第一号及び第三号を削除する。

2 交通安全公害研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項に規定する技術に関する設計、試験、調査及び研究

第一項第三号に掲げるものを除く。)に関する

設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

第三十三条 削除

第三十七条第二項の表中「館山海員学校・館

山市」を「館山海員学校・館山市」に改める。

第十条第三項第十号の三を次のように改める。

10.3 船舶から排出する廃油に係る廃油処理設備、廃油処理施設及び廃油処理事業に

第三十条に次の二項を加える。

第三十九条中「港湾技術研究所」を「港湾技術研究所」に改める。

第四十条第一項第二十二号の二及び第二十二号の三中「港湾倉庫業」を「倉庫業」に改める。

第四十四条及び第四十五条を次のように改める。

第四十四条及び第四十五条 削除

第四十五条第一項中第十六号及び第十六号の二を削り、第十六号の三を第十六号とする。

第五十五条を次のように改める。

(地方陸上交通審議会)

第五十五条 関連局に、附屬機関として地方陸上交通審議会を置く。

2 地方陸上交通審議会は、陸運局長の諮問に応じて陸運局の所掌事務に関する重要な事項を調査審議することをその目的とする。

3 地方陸上交通審議会の組織、所掌事務及び委員、その他の職員については、運輸省令で定める。

(交通安全公害研究所)

第三十二条 交通安全公害研究所は、運輸省の所管行政に係る技術で陸運及び航空に関する安全の確保、公害の防止等に係るもの(前条第一項第三号に掲げるものを除く。)に関する

調査審議することをその目的とする。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条第一項第一号及び第三号を削除する。

2 交通安全公害研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項に規定する技術に関する設計、試験、調査及び研究

第一項第三号に掲げるものを除く。)に関する

設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

第三十三条 削除

第三十七条第二項の表中「館山海員学校・館

山市」を「館山海員学校・館山市」に改める。

第十条第三項第十号の三を次のように改める。

10.3 船舶から排出する廃油に係る廃油処理設備、廃油処理施設及び廃油処理事業に

第三十八条第二項の表海運企業整備計画審議

運輸大臣の諮問に応じて、運輸省の所管行政に係る重要な事項を調査審議すること。

関すること。

第三十九条中「港湾技術研究所」を「港湾技術研究所」に改める。

第四十条第一項第二十二号の二及び第二十二号の三中「港湾倉庫業」を「倉庫業」に改める。

第四十四条及び第四十五条を次のように改める。

第四十四条及び第四十五条 削除

第四十五条第一項中第十六号及び第十六号の二を削り、第十六号の三を第十六号とする。

第五十五条を次のように改める。

(地方陸上交通審議会)

第五十五条 関連局に、附屬機関として地方陸上交通審議会を置く。

2 地方陸上交通審議会は、陸運局長の諮問に応じて陸運局の所掌事務に関する重要な事項を調査審議することをその目的とする。

3 地方陸上交通審議会の組織、所掌事務及び委員、その他の職員については、運輸省令で定める。

(交通安全公害研究所)

第三十二条 交通安全公害研究所は、運輸省の所管行政に係る技術で陸運及び航空に関する安全の確保、公害の防止等に係るもの(前条第一項第三号に掲げるものを除く。)に関する

調査審議することをその目的とする。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条第一項第一号及び第三号を削除する。

2 交通安全公害研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項に規定する技術に関する設計、試験、調査及び研究

第一項第三号に掲げるものを除く。)に関する

設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

第三十三条 削除

第三十七条第二項の表中「館山海員學校・館

山市」を「館山海員學校・館山市」に改める。

第十条第三項第十号の三を次のように改める。

10.3 船舶から排出する廃油に係る廃油処理設備、廃油処理施設及び廃油処理事業に

会の項を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第六十八条中「気象測器製作所」を削る。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

(船員職業安定法の一部改正)

第三条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「船員職業安定審議会」を「船員労働委員会への諮問等」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 船員労働委員会への諮問等

(船員労働委員会への諮問等)

第五十七条 この法律の施行に関するすべての重要な事項については、運輸大臣は船員中央労働委員会の、海運局長は船員地方労働委員会の意見をきかなければならぬ。

2 船員労働委員会は、この法律の施行に関する重要な事項に關し、必要に応じ関係行政府に建議することができる。

3 前二項の規定による所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、船員中央労働委員会は運輸大臣に、船員地方労働委員会は海運局長に、資料の提供を求めることができる。

4 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なうため、船員中央労働委員会の会長は三月に一回以上、船員地方労働委員会の会長は一月に一回以上、会議を招集しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なわせるため、船員中央労働委員会に、政令で定めるところにより、部会及び専門委員会を置くことができる。

(道路運送法の一部改正)

第四条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 自動車運送協議会(第百三

条一百十九条)」を「第八章 削除」に改める。

第八章 削除

第一百三十九条から第一百十九条まで 削除

第五条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第一百二条第二項中「第七号又は第八号」を「又は第七号から第九号まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条、第三条、第四条及び次項から附則第五項までの規定 この法律の公布の日

二 第二条の規定中運輸省設置法第二十二条第一項、第二十六条第一項及び第三十八条の改正規定 昭和四十五年四月一日

三 第二条(前号及び次号に掲げる部分を除く。)、第五条及び附則第六項の規定 昭和四十五年七月一日

四 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第一項の改正規定 昭和四十五年八月一日

(水先法の一部改正)

2 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一二十四条の三(見出しを含む。)中「海技審議会」を「海上安全船員教育審議会」に改める。

(造船法の一部改正)

3 造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「造船技術審議会」を「運輸技術審議会」に改める。

(船舶職員法の一部改正)

4 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項、第十一項及び第二項並びに第十五条(見出しが含まれる。)中「海技審議会」を「海上安全船員教育審議会」に改める。

本案の要旨は、

第一に、自衛官の定数を、海上自衛官五百人、航空自衛官四百七十四人、計九百八十四人増

会」を「海上安全船員教育審議会」に改める。

(倉庫業法の一部改正)

倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「又は陸運局長」を削る。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を改正する。

(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第九号」を削る。

理由

運輸省の所管行政に関する基本的な政策及び計画の策定等について調査審議させるため本省の附属機関として運輸政策審議会及び運輸技術審議会を設置するとともに、その他の審議会の整理統合を行なうほか、陸運及び航空に係る安全の確保、公害の防止等に関する試験、研究等を行なわせるため本省の附属機関として交通安全公害研究所を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案は、三月二十六日本会議において趣旨の説明が行なわれた後、同日本委員会に付託、四月十五日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行なったところ、大出俊委員は日本社会党を代表して反対、山口敏夫委員は自由民主党を代表して反対、山口敏夫委員は自由民主党を代表して反対、伊藤惣助丸委員は公明党を代表して反対、受田新吉委員は民社党を代表して反対、東中光雄委員は日本共産党を代表して反対意見を述べられ、採決の結果、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、

第一に、大臣官房に置かれている国際資料部の名称を調査部に改めるとともに、其所掌事務に総合的な外交政策の企画立案に関する事務を加えること。

第二に、ブラジルの首都のブラジリアへの移転に伴い、大使館の所在地名を変更すること。並びにスワジランドに大使館を、リオデジャネイロ及びレニングラードに総領事館を、ジュネーブに軍縮委員会日本政府代表部をそれぞれ新設すること。

第三に、これらの新設公館に勤務する外務公務

加し、予備自衛官の員数を三千三百人増加すること。

第二に、防衛施設局の附属機関である中央調達不動産審議会と被審者給付金審査会とを統合して防衛施設中央審議会とし、その組織、所掌事務を整備するとともに、防衛施設局の附屬機関である地方調達不動産審議会を防衛施設地方審議会に改めること。

第三に、自衛官の階級として、一曹と三尉の間新たに准尉の階級を設けるとともに、その俸給月額を定めること。

務員の在勤手当の額を定めるとともに、在ブラジル日本国大使館の在勤基本手当の額並びに在インドネシア、在パキスタンの各日本国大使館及び在ジャカルタ日本国総領事館の住居手当の限度額をそれぞれ改めること。

等であります。

本案は、二月二十日本委員会に付託、三月五日政府より提案理由の説明を聽取し、慎重審議を行ない、本二十八日、質疑を終了、討論もなく、直ちに採決の結果、多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、運輸省設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、第一に、海運局船舶整備公團監理官等を廃止すること。

第二に、本省の附屬機関として運輸政策審議会及び運輸技術審議会を設置すること。

第三に、陸運局の附屬機関として地方陸上交通審議会を設置し、自動車運送協議会を廃止すること。

第四に、本省の附屬機関として運輸研修所、交通安全公害研究所及び村上海員学校をそれぞれ設置すること。

その他、各種審議会の統廃合を行なうこと。

等であります。

本案は、二月二十日本委員会に付託、三月五日政府より提案理由の説明を聽取し、慎重審議を行ない、本二十八日質疑を終了いたしましたところ、塙谷一夫委員外二名より、原案中、昭和四十五年四月一日施行としている部分を公布の日から施行することに改める旨の自由民主党、公明党、民社党三党共同提案にかかる修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、多數をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

運輸省設置法等の一部を改正する法律案に

対する修正案(委員会修正)

運輸省設置法等の一部を改正する法律案の一部

を次のように修正する。

第一条のうち第二十九条の改正に關する部分を

次のように改める。

第二十二条第一項第十七号の三中「港湾局」を

「船舶局及び港湾局」に改める。

第二十六条第一項第十号の三を次のように改める。

第一条のうち第三十七条の改正に關する部分を

次のように改める。

第二十七条第二項の表中「一館山海員学校」を

「館山海員学校」を「館山市一村上海員学校」を「館山市一村上市」に改める。

第十の三 船舶から排出する廃油に係る廃油処理設備、廃油処理施設及び廃油処理事業に

関すること。

第二十九条中「港湾技術研究所」を「港湾技術研究所以」に、「航空大学校」を「航空大学校研究所」に、「航空大学校」を「運輸研修所」に改める。

第三十条第一項を次のように改める。

船舶技術研究所は、船舶、船舶用機関及び船舶用品に関する設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

第三十三条第一項を次のように改める。

船舶技術研究所を、船舶、船舶用機関及び船舶用品に関する設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

第三十条第二項中「前項第一号及び第三号に掲げる事項」を「船舶、船舶用機関及び船舶用品」に、「並びに同項第二号及び第四号に掲げる事項」を「航行する試験及び調査をする」を「を行なう」とし、第三十七条の二の次に「一条を加える改正に改める。

第三十三条第二項中「第一項の表に掲げる事項」を「第一項の表に掲げる事項」に改める。

第三十三条第三項を次のように改める。

第一条のうち第三十七条の三を第三十七条の四とし、第三十七条の二の次に「一条を加える改正に改める。

第三十八条第三項を次のように改める。

第一条のうち第三十七条の三を第三十七条の四とし、第三十七条の二の次に「一条を加える改正に改める。

第三十九条第一項を次のように改める。

船舶技術研究所は、船舶、船舶用機関及び船舶用品に関する設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

第三十条第一項を次のように改める。

船舶技術研究所を、船舶、船舶用機関及び船舶用品に関する設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

第三十三条第一項を次のように改める。

船舶技術研究所は、運輸省の

(交通安全管理研究所)

第三十二条 交通安全公害研究所は、運輸省の

所管行政に係る技術で陸運及び航空に關する

安全の確保公害の防止等に係るもの(前条第

一項第三号に掲げるものを除く。)に關する設

計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

第二条を削り、第三条から第五条までを一条す

2 交通安全公害研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項に規定する技術に關する設計、試験、調査及び研究を行なうことができる。

3 交通安全公害研究所は、東京都に置く。

4 交通安全公害研究所の内部組織は、運輸省令で定める。

つ繰り上げる。

附則第一項を次のように改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただしこの法律は、公布の日から施行する。ただし、第一項中運輸省設置法第二十九条の改正規定(交通安全管理研究所に係る部分に限る。)並びに同法第三十条、第三十二条、第三十三条、第六十八条及び第七十五条の改正規定並びに第

四条及び附則第六項の規定は昭和四十五年七月一日から、第一条中同法第三十七条第二項の改定(交通安全管理研究所に係る部分に限る。)並びに同法第三十条、第三十二条、第三十三条、第六十八条及び第七十五条の改正規定並びに第

が国の防衛費は少な過ぎる、GNPのせめて1%にせよとか、二%あるいは4%にせよと声高にすら発言が続き、軍備の増強に狂奔しているのであります。

こうした膨張する防衛費が行き着く先は、抜き差しならぬ軍事大国であることは明白であります。(拍手)このよくな一連の動きの背景には、一体何があるのか。それは言うまでもなく、昨年の秋に発表された日米共同声明であります。声明には、もし七二年にベトナム戦争が終結していなならば、など数々の条件つきで、七二年、核抜き、本土並みの沖縄返還をうたいながらも、アジアでの日米共同支配体制を強め、共同作戦区域を韓国、台湾、インドシナに拡大するという重要な問題が述べられております。それはアメリカの核のかさのもとで日本は自主防衛義務を押しつけられ、そのワク内での沖縄返還をたわけでござります。これは沖縄返還と同時に、将来に大きな禍根を残す代償を負つたことであり、六〇年の安保条約よりもさらに一步踏み出し、日本はアジアにおけるアメリカの先兵となり、沖縄は日米共同作戦行動のかなめになろうとしているのであります。

## 号外 報告

今国会に提出されております防衛三法は、こうしたアジア政治の大きな流れの中で考えられなければならぬのであって、わが国政府が日米共同声明を忠実に実行し、アメリカとともに危険な軍事大国になろうとする重要な一つのステップなのであります。私ども日本社会党がこの防衛三法に強く反対する根本の理由はまずここにあります。(拍手)

このような政府の意図を予算に盛り込んだのが、現在進行中の第三次防衛力整備計画であります。さらには四十七年から始まる四次防構想であります。

四次防は、自主防衛を前面に掲げ、アメリカ軍の極東戦略の一環として戦略的な核のかさ、ICBM、B52、生物化学兵器の使用、第七艦隊のも

とで日本が通常兵器を備えて東北アジア地域を支配することをうたっているものであります。

このことは、これまで日本政府が国民に、自衛隊の役割りをあくまで防衛的なものであるといつてきましたのから、攻撃的なことを物語つ正在の面で飛躍的に増加することを要求されているのであります。(拍手)

提案されている防衛三法は、この危険な道にわが国を一步一歩、歩ませるものであり、第三次防の仕上げから、総額五兆四千億円に達するという四次防の橋渡しになるものであります。

わが党は、世界の平和を望み、平和憲法を順守

する精神から、自衛隊の改組を主張しており、現在進行中の三次防についても、当初から強い反対

をして、計画の打ち切りを要求しております。

この法案に反対するものであります。

反対の第三の理由は、この防衛三法が、政府の意図する自主防衛体制の出発となつていています。とりわけ、自衛隊員の定数をふやす防

衛府設置法の一部改正案は、海上自衛隊五百十

人、航空自衛隊四百七十四人の計九百八十四人の

増員は、さきの海空重視の中曾根長官による四次

防構想に直接つながる法案となるものであります。

この増員は、昨年は七千七百一人を要求し、

三次防計画の目標である来年までには二十八万人

体制を準備するようになっています。

すでに、現在の自衛隊員は二十五万人以上を數

え、装備力でもアジアで有数であり、近隣のアジ

ア諸国に脅威を与えていたことが、しばしば伝え

られております。このたびの九百八十四人の増員は、政府提案文書にもありますように、航空自衛

隊の増強はナイキ部隊の新しい編成のためであ

り、海上自衛隊については艦船の増強に伴うもの

だと表現して、三次防から自主防衛の四次防に一

体的に進んでいることを示しているのであります。

### 第四の反対理由を申し述べます。

予備自衛官の定員を三千三百名増強する自衛隊の一部改正は、正規隊員のほかに、いつでも招集し投入できる部隊を日本全国に配置することであります。

今日までに、予備自衛官の人数は三万三千人に及び、野放しになつた元隊員は十万人近くにあります。今日までに、予備自衛官の人数は三万三千人に及び、野放しになつた元隊員は十万人近くにあります。ある者は役所にと転々としておりますが、問題は、彼らを政府が隊友会に組織し、さらに予備

自衛官に採用し、後方部隊を形成していることであります。これらがどんな危険な役割を果たすか。かつての郷土防衛隊づくりの中核としよりとするのが政府のねらいであることは、まさるもな

い事実であります。

昨年八月、自民党的船田中安全保障調査会長

は、百万の郷土防衛隊をつくれと言つてのけたこ

とは、予備自衛官を増強することの法案の行き着く

先を端的に示しておきます。特に今度の揚

合には、海上自衛隊の予備自衛官を新設し、海空

陸と、総合的な戦闘部隊の体制を整えようとする

ものであり、国民は大きな疑惑と不安のまなざしで見守つておられます。

最後に私は、いまの日本が外国からどんな評価

をされているかについて、一言触れておきたいと

思います。

さきに、中国の周恩来首相が、日本は軍国主義

が復活したと指摘したのに対しまして、佐藤首相

は、誤解、曲解であると反論しておられます。

わが国が台湾、ベトナム、韓国までを守備範囲と

する日米安全保障条約を継続し、防衛予算を年々

急ピッタリに増加させ、兵器の国産化を推進する限

り、日本が軍国主義の道をひた走りに向かってい

ることを否定することはできません。(拍手)

このことは、中国からの指摘ばかりか、日本政

府が永遠のパートナーとして選んだアメリカの下

院の議員も、指摘しているところではありません

か。すなわち、軍国主義復活、核戦力保有への道

を歩いていると、アメリカ下院の外交委員会アジ

### ア特別調査団が報告しております。

また、わが国の方針を左右しようとする財界は、政府が主張する自主防衛とは兵器の国産化であります。

あると強調し、経団連防衛生産委員会を窓口に、防衛庁関係者とひんぱんに、意見交換と称する政

治活動を繰り広げているのであります。防衛三法は、このように、政府・防衛庁と財界による産業

複合体を完成に導く一つの段階であると理解せねばなりません。

このような新しい世界情勢の中で、七〇年代におけるわが国は、従来とは異なった立場に立ち、対外政策を考えいかなければなりません。民力の向上、充実とともに、飛躍的な経済成長にささえられた六〇年代のわが国は、より新しい時代に向かってその勢いを増すとともに、わが国の国際的な地位もまた格別に向上し、好むと好まざるとかかわらず、世界、なかんずくアジアの民生の安定と発展について、内外からその責任を問われることは必至であります。

さて、わが国がこれからの中の国際政治の局面の中で信頼をかちうる役割りを果たしていくために、単に世界情勢の推移を見通して、これに順応していくという消極的な態度は許されないのであります。平和を願い、平和に徹するという全国民の悲願と理想を高く掲げ、平和で豊かな国際社会建設のために、積極的な役割りを果たさなければならないのであります。(拍手)

もちろん、わが国の对外政策の基本は、国連を中心とする平和外交の推進であり、国際協調の中に、わが国の安全と繁栄を確保しつつ、世界に貢献していくというものであります。しかし、われわれ国民生活の安全を守り、国家的利益を保障する道を模索することこそ、七〇年代における最も重要な課題の一つであります。(拍手)

世界の人々の平和への切なる願いにもかかわらず、現実の国際情勢は、依然として流動的で、予断を許さないものがあります。すなわち、核戦争の脅威、第二撃核能力の強化などによつて、核の相互抑止力は一そろ増大し、全面戦争は今日起ころ得ないものと考えられます。しかし、核保有国が、自国の安全保障の最後のよりどころを、何ら迷うことなく核兵器に求めているのを見ると、核を持たない、つくらない、持ち込まないという非核三原則に立つわが国の政策は、特筆に値するものであります。(拍手)

このよきびしい国際情勢の現実下において、自主防衛を基調とし、その力の足らざること、友邦との集団安全保障体制で補完するといふ政府の政策は、最も現実的かつ効果的なものでありますと確信いたします。(拍手)御承知のように、わが国の防衛力は、平和憲法の許す範囲の、純然たる自衛に限定された侵略阻止の防衛力であつて、かりそめにも他国に攻撃的な脅威を与えるものではありません。

しかし最近、わが国の国力の驚異的な伸長と、優秀で勤勉な国民性が、他の尊敬的となつてゐる反面、世界、特にアジア諸国の中には、日本に対する多少の不安も見受けられます。しかし、わが国は貿易に依存して生きている国であります。あらゆる國の人々や、財貨、資本が自由に交流し合う世界こそ、われわれ日本の基本的国益に合致した望ましい世界であります。(拍手)

われわれは、すべての国との友好を保つことだけが海洋国家としての日本の發展に通することを知っています。しかるに、わが国を、軍国主義、帝国主義コースに歩むがとき喧伝をすることは、曲解もはなはだしいのであります。(拍手)

幾世代にわたつて継承してきた独自の文化と伝統を、そして戦後の廢墟の中から、全国民の一致した努力で、みごとにかぢえた豊かで自由な日本を、われわれの世代、次の世代に引き継いでいくのが人的な面で厚みを欠くことは、きわめて危険であります。その意味で、かつて隊員として勤務し、練度の高い、そして國を守るという使命感に燃えた者を予備自衛官として十分に確保することは、わが国の防衛力をより効果的にするものであります。その意味で、かつて隊員として勤務し、練度の高い、そして國を守るという使命感に燃えた者を予備自衛官として十分に確保することを、きわめて重要な施策であると考えます。

以上、本法律案は、現在の国際情勢下において、わが国の防衛力整備の上から見て、まことに時宜に適した措置であり、国民の大多数がこれを支持するものであると深く確信をいたすものであります。(拍手)

最後に、防衛は、国民の心から発し、国民の心にささえられるべきものであることは申しません。国民を離れ、国民から孤立した防衛は成り立たないのであります。国民的合意への努力を放棄したとき、国家はもはや分裂し、解体をするものであります。

本法律案は、海上自衛官と予備自衛官の若干の増員及び准尉制度の新設等をそのおもな内容とするものであります。

持つわが国でありますと、通常兵器による局地的な紛争や戦争があとを断たないという不幸な事実——大戦から今日まで教えてみましても、四十数回にわたる武力紛争は、炎の中のアジアを含めて、われわれに自國の安全への努力を強く促すものであります。

このよきびしい国際情勢の現実下において、自主防衛を基調とし、その力の足らざること、友邦との集団安全保障体制で補完するといふ政府の政策は、最も現実的かつ効果的なものでありますと確信いたします。(拍手)御承知のように、わが国の防衛力は、平和憲法の許す範囲の、純然たる自衛に限定された侵略阻止の防衛力であつて、かりそめにも他国に攻撃的な脅威を与えるものではありません。

しかし最近、わが国の国力の驚異的な伸長と、優秀で勤勉な国民性が、他の尊敬的となつてゐる反面、世界、特にアジア諸国の中には、日本に対する多少の不安も見受けられます。しかし、わが国は貿易に依存して生きている国であります。あらゆる國の人々や、財貨、資本が自由に交流し合う世界こそ、われわれ日本の基本的国益に合致した望ましい世界であります。(拍手)

われわれは、すべての国との友好を保つことだけが海洋国家としての日本の發展に通することを知っています。しかるに、わが国を、軍国主義、帝国主義コースに歩むがとき喧伝をすることは、曲解もはなはだしいのであります。(拍手)

幾世代にわたつて継承してきた独自の文化と伝統を、そして戦後の廢墟の中から、全国民の一致した努力で、みごとにかぢえた豊かで自由な日本を、われわれの世代、次の世代に引き継いでいくのが人的な面で厚みを欠くことは、きわめて危険であります。その意味で、かつて隊員として勤務し、練度の高い、そして國を守るという使命感に燃えた者を予備自衛官として十分に確保することを、きわめて重要な施策であると考えます。

以上、本法律案は、現在の国際情勢下において、わが国の防衛力整備の上から見て、まことに時宜に適した措置であり、国民の大多数がこれを支持するものであると深く確信をいたすものであります。(拍手)

最後に、防衛は、国民の心から発し、国民の心にささえられるべきものであることは申しません。国民を離れ、国民から孤立した防衛は成り立たないのであります。国民的合意への努力を放棄したとき、国家はもはや分裂し、解体をするものであります。

本法律案は、海上自衛官と予備自衛官の若干の増員及び准尉制度の新設等をそのおもな内容とするものであります。

○

現在、自衛隊では、海空防衛能力の強化に重点を移しているようですが、四面を海に囲まれたわが国に対する侵略が、常に海または空を経路として行なわれることを考えると、海空防衛の面で一そうの充実が必要であることは言をまちません。外からの侵略を国土外において食いとめる体制を確立し、また、大部分の資源を海外に依存するわが国には、国民の生命線でもある航路の安全を確保していくために、その面でも十分の努力が払われなければなりません。

また、防衛力を考える場合、常に、物的な侧面と精神的な面との両面から考えなければならない、そのため、純然たる自衛に限定された侵略阻止の防衛力であつて、かりそめにも他国に攻撃的な脅威を与えるものではありません。

しかし最近、わが国の国力の驚異的な伸長と、優秀で勤勉な国民性が、他の尊敬的となつてゐる反面、世界、特にアジア諸国の中には、日本に対する多少の不安も見受けられます。しかし、わが国は貿易に依存して生きている国であります。あらゆる國の人々や、財貨、資本が自由に交流し合う世界こそ、われわれ日本の基本的国益に合致した望ましい世界であります。(拍手)

われわれは、すべての国との友好を保つことだけが海洋国家としての日本の發展に通することを知っています。しかるに、わが国を、軍国主義、帝国主義コースに歩むがとき喧伝をすることは、曲解もはなはだしいのであります。(拍手)

幾世代にわたつて継承してきた独自の文化と伝統を、そして戦後の廢墟の中から、全国民の一致した努力で、みごとにかぢえた豊かで自由な日本を、われわれの世代、次の世代に引き継いでいくのが人的な面で厚みを欠くことは、きわめて危険であります。その意味で、かつて隊員として勤務し、練度の高い、そして國を守るという使命感に燃えた者を予備自衛官として十分に確保することを、きわめて重要な施策であると考えます。

以上、本法律案は、現在の国際情勢下において、わが国の防衛力整備の上から見て、まことに時宜に適した措置であり、国民の大多数がこれを支持するものであると深く確信をいたすものであります。(拍手)

最後に、防衛は、国民の心から発し、国民の心にささえられるべきものであることは申しません。国民を離れ、国民から孤立した防衛は成り立たないのであります。国民的合意への努力を放棄したとき、国家はもはや分裂し、解体をするものであります。

本法律案は、海上自衛官と予備自衛官の若干の増員及び准尉制度の新設等をそのおもな内容とするものであります。

○

西中清君 私は、公明党を代表し、ただいま議題となつております防衛府設置法等の一部を改正する法律案について、反対の討論をいたします。佐藤総理は、去る二月の施政方針演説で、「日本は、軍事的手段によつて世界政治上の役割りを果たす国ではない」「自由を守り、平和に徹する基本的態度のもと、國力国情に応じて自衛力を整備し、その足らざるところを日米安全保障条約によって補完する」との政策を明らかにされております。この発言は、ここ数年間、日米安保条約のもと、漸増的に自主防衛を強化するといふ考え方が変化し、逆に、自主防衛を軸として、日米安保を補完的役割りとするのことを明らかにしたものであります。すなわち、主客転倒し、自主防衛の比重が相対的に重くなつたのであります。これが問題の第一点であります。

政府のいう自主防衛とはいかなるものか、具体的に自主防衛と安保体制はどう変わっていくのか、全く不明であります。すなわち、アメリカの核のもとに、一切を自力でやつていくのか、また、有事の際に米軍の救援を依頼する構想なのか、あるいは基本的に現状維持の体制で、対米依存度を減少させていく構想なのか。自主防衛と日米安保で足りないところを補完するといふ考えは、具体的にどのようなケースをたどるとしているのであります。全く不明であります。

ただ、自主防衛強化論が、少なくとも軍事力増強政策を、あたかも既定の事実、必然的なものとして強行しようとしているのに間違ひなく、この政府

の姿勢に、われわれ国民は多大の不安と危険を感じるものであります。(拍手) 第二の問題は、自主防衛力増強論の台頭と防衛費の飛躍的増大であります。今までの漸増方式が一変し、いまや、昭和四十五年度予算が大幅増を示したこと、さらに、四次防を見ても明らかのように、積極的な急増は、いわなければなりません。防衛政策が、将来どのような規模でなされるか、限度はどの程度か。ただ、國力国情に応じての自衛力とのきまりきった抽象的答弁では、国民に多大の危惧を抱かせることは当然ではありませんか。(拍手)

さらに、戦力放棄、戦力不保持をうたつた平和憲法の精神を、政府はどこまで尊重する気なのか、全く不明であります。いかに、口に平和主義を唱えようと、問題は、現実はどうかであります。急速な自衛力増強は、国内は言うに及ばず、東南アジア各国にも非常な脅威を与えるのであります。政府のこのあいまいな姿勢が、国際社会にゆえなき警戒心と緊張を惹起している責任は、まことに大といわなければなりません。現に、先ごろの日中貿易政治会談の共同声明をめぐって、中国が、日本に軍国主義が復活したと、痛烈に批判しているではありませんか。政府は、すみやかに、自主防衛増強の限度を明快に示すべきであります。

第三の問題は、自衛権の本質及び自衛権行使の地域的範囲の限界についてであります。政府は、外部からの武力攻撃に対処する場合、公空、公海までも必要な限度内で自主防衛できる接戦略を、どこまで出て排除するのか。特に、昨年秋の日米共同声明において、沖縄よりのベトナム発進について、極東の範囲が從来の政府声明から大きく逸脱して、ペトナムを含めた広範囲なものとなり、アジアにおける日米共同作戦がもたらす危険をますます増大しております。自衛権の本質と自衛権の行使の地域的範囲の限度にも明らかにならぬどめがなく、國際的な不安を招くことは当然であります。政府は、この点について明確にすべきものと考えるのであります。

ここで、第四の問題として、自主防衛の強化政策がはたして必要なものかどうかという問題であります。

現在、日本を取り巻く国際情勢は、必ずしも防衛力増強を必要としていないと考えられるのであります。むしろまほろしの脅威におびえての自主防衛ではないか。もし脅威があるとするならば、それは一体何であるか、どの程度のものか、政府は明快にすべきであります。

防衛費は、今年度実に五千七百億円、さらに四次防では五兆円をこすといわれます。また、隊員の増員計画も、いたずらにワクを拡大し、充足率が悪く、かつ、ずさんな募集と人選がしばしば問題となっています。こうした事実からも明らかなことなく、自衛力増強が、国民の支持も弱く、必然的意味を持たぬことは判然としているではあります。

この問題は、将来性と成長性を見込む財界の要請がきわめて強く、中にはG.N.P.四%程度まで防衛費を引き上げよと主張する者もある状況であります。二次防一兆三千億円、三次防二兆三千億円、四次防五兆円以上と、七〇年代どこまでふえるのか、全く歯どめはなく、際限なく加速度的に増加されようとしているのであります。これ、まさに、産軍複合体への危険な道を歩んでいると危惧せざるを得ません。加えて、財界からの武器輸出の要求も高まり、世界の平和安全から、まことに

最後に、七〇年代の安保についての最大の課題は、早期に安保条約を解消することにあります。その方途のさしあたつてとるべきものは、在日米軍基地の撤去、縮小であります。国際緊張の緩和、平和への方途として、まず米軍基地の撤去、縮小を急ぎ、安保条約の実質的形骸化を進め、段階的に解消していくことが肝要であります。

(拍手) 同時に、わが国が、戦争のない平和な世界を目指す限り、国際緊張を生む一切の障害を除去し、さらに多元的な平和外交を推進していくことが基本的姿勢でなければなりません。

したがって、わが公明党は、かねてより、日中の国交回復が一九七〇年代のわが国外交の最大の焦点であり、最重要の課題であることを指摘し、日中国交回復の必要を提唱してまいりました。今回の中の中国の人工衛星打ち上げの成功とともに憂慮されるのは、米ソ両核大国の核軍拡競争が、新しいう発火点を迎えるのではないかということです。したがって、中国を国際社会の中に迎え入れ、中国を含めた核軍縮が真剣に討議されなければなりません。そのため、まずわが国が中国との国交を回復し、世界平和のために、他の核保有国とともに、この核軍縮への国際世論を高める先頭に立つべきであります。

さらに、国連アジア極東地域本部の日本誘致の実現に努力を重ねていかねばなりません。政府は、以上あげた諸点につき、自主防衛強化の実態を明確にし、眞に国民に正しい判断をなす材料を誠意をもって提供する義務があります。そして、国民の不安及び諸外国の危惧を、また疑惑を、一掃されることを強く要望して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○和田耕作君 「和田耕作君登壇」 ○議長 船田中君 和田耕作君 われわれがこの法案に対し反対する最大の理由は、自衛隊の定員増が、わが国の防衛の根本的な考え方を明らかにしないまま、毎年毎年繰り返されておる点であります。

これまで、政府は、日米安保条約によって、アメリカ軍に依存することを中心にして、日米安保体制の長期堅持を主張してまいりました。今回突然に自主防衛の確立というとを言い出したのであります。しかし、何の変化があるに違ないと私は考えております。これまでアメリカは、日本の防衛の努力をおさなりなものだとして、内心攻撃をしてきました。逆にまた、ソ連や中国は、日本に軍国主義が復活するのではないかという点を特に最近強調いたしております。

政府は、この国会の勢頭の施政方針演説における防衛の努力をおさなりなものだとして、内心攻撃をしてきました。逆にまた、ソ連や中国は、日本に軍国主義が復活するのではないかという点を

す。  
政府の自主防衛の確立とは、このような実体が全然ありません。また、党内には強力なるタカ派をかかり、またハト派がおって、しかも平和外交ということばかりが先行して、実体はますますあいまいになり、危険を内包しておると断ぜざるを得ないのであります。

中曾根長官は、経済大国となつた日本、また日本民族の優秀性を前提にするなれば、もし政治が間違えば軍国主義になる危険性を持つておる、そのような要素を内包しておるといふことを言明されております。私も同意見であります。そうであればあるほど、政府は、軍備の増強だけではなくて、すべての国との友好促進、すなわち平和外交の推進を、ことばだけではなくて、実行しなければなりません。

反対理由の第二は、わが国自衛隊のあり方についてであります。  
わが国の自衛隊は、その発足以来、旧軍時代の伝統を受け継いで、陸、海、空のいわば三軍の縦割り体制となつております。しかも、三自衛隊の横の連絡は必ずしも十分ではありません。たとえば同じ防空の任務でも、ホークは陸上自衛隊が管理をしておる、ナイキは航空自衛隊が管理するというよりも、防衛任務制ではなくて、縦割りの体制の整備はできませんでした。これでは、総合的な防衛体制となつております。このように彈力的に考えることもできません。防衛力の効率化を達成することもできます。このように彈力的に考えて、初めて定員の問題も、單に海上をふやすとか空軍をふやすとかいうのではなくて、おのずから解決されるわけだと考えます。こうした質的な課題をおおざりにして、单に量だけをふやしていく、という政府の防衛政策は、いまこそ根本的に再検討をさるべきだと考えております。

私は、討論を結ぶにあたりまして、一言せひとも申し上げたいことがござります。  
戦後の日本国民のしあわせは、国際の平和にかかる手直しされたアメリカのアジア戦略の基本は、

かつておるということであります。世界をまたに貿易をすることによって、現在の経済成長は可能になりました。今後の日本国民のしあわせも、この道をもつと広く深く推し進めていくことによつてのみできるのであります。この認識を共通の土俵とするところに国民的合意の道が開かれてくると確信いたします。戦前の日本は、戦争を必要としてまいりました。しかし、戦後の日本は、平和を欲するのであります。といふよりは、世界には、平和なしには生きられないであります。世界に

は、平和を欲するのであります。世界に網をかけた日本の貿易の生命線は、武力で守ることはできません。ここに、ほんとうに心から平和憲法への忠誠心を新たに確認をしなければならない時期だと考えております。(拍手)もちろん、独立国家として必要な最小限の軍備は必要であります。しかし、いま申し上げたような合意の憲法を心から守るという気持ちが、にじみ出るこの気持ちが政府の態度にあるなれば、私は、最小限の自衛隊を持つという点で、必ず国民の合意が成立する反対の討論を終わりたいと思います。(拍手)

〔東中光雄君登壇〕  
○議長(船田中君) 東中光雄君。

〔東中光雄君登壇〕  
○東中光雄君 私は、日本共産党を代表して、防衛設置法等の一部を改正する法律案に反対するものであります。(拍手)

今回の自衛隊増強計画は、アメリカのアジア戦略が、ニクソン・ドクトリンと日米安保条約の実質上の改悪を取りきめた日米共同声明によって、新た一段階を迎えている中で行なわれているものであり、その意味するところは、きわめて重大といわなければなりません。私は、まずこの点を強調したいのであります。

すでにグアム・ドクトリン以来、ニクソン米大統領やレアード国防長官の諸報告によつて示され

てゐるところとおり、ペトナム侵略政策の行き詰まりか

ら手直しされたアメリカのアジア戦略の基本は、

ミサイル迎撃ミサイルや多核弾頭ミサイル配備など、核戦力と米軍の緊急投入能力を一そら強化しつつ、同盟国による戦力の肩がわりを一そら押し進め、その戦争計画にいわゆる同盟国軍事力を最大限に利用しようとするところにあります。これがアジアのいわゆる同盟国をアメリカの核のかさのものに入れて押しつつ、アジア人をしてアジア人と戦わせようとするアメリカのアジア侵略政策の再編、強化にあることは明らかであります。(拍手)

とりわけこのような中で、ニクソン米大統領は、日米共同声明の路線に基づく日米関係の意義を強調して、日本とアメリカの提携関係はアジアにおけるニクソン・ドクトリンの成功のかぎであ

るとして、アメリカ帝国主義のアジア侵略政策の遂行にあたつて日本の果たす役割りに、大きな評価と期待を表明しているのであります。

今回の自衛隊増強計画は、まさにこのアメリカの新しいアジア侵略政策に積極的に呼応して、日米共同声明のもとで、自衛隊の画期的増強をはかるとする第一歩にはなりません。

本案のおもな内容は、政府の海、空戦力の強化の方針のもとに、艦船、航空機の就役と組織改編に伴い、昨年に引き続いて自衛官の定数を、海上百七十四人増員すること、海上自衛隊において四自衛隊において五百十人、航空自衛隊において四百七十四人増員すること、海上自衛隊に新たに予備自衛官制度を設け、陸上及び海上自衛隊の予備自衛官を三千三百人増員すること、さらに、自衛隊の管理体制の強化を日ざして准尉制度の復活をはかけることにあります。この結果、改正後の自衛官定数は二十五万九千余人、予備自衛官を含めて実に二十九万五千余人に達するのであります。

しかも、政府は、今国会の審議を通じて、自主防衛の強化を口実に、自衛隊の作戦区域を日本領域から公然と公海、公空にまで探し広げ、公海、公空での武力排除、制海、制空権の確保、これを公

戦闘爆撃機、艦対艦ミサイルを装備する方針を積極的に明らかにするなど、自衛隊の編成、裝備、訓練等の全内容にわたつて、侵略的、攻撃的性格を著しく強めようとしているのであります。

また、兵器の國産化と軍需産業の育成強化をは

かるとともに、桜田発言に見られるように、憲法改悪への道を大きく切り開こうとしております。

しかも、その軍事力増強のテンポは世界最高であ

り、いまや自衛隊は、アジアにおけるアメリカの

反同盟諸国の中で、事實上最強の軍事力を持つ

自衛隊の増強を、専守防衛の名でこまかすることは絶対にできません。

それは第一に、陸、海、空軍その他一切の戦力

を保持しないとする憲法第九条をまつこうから

じゅうりんするものであります。(拍手)それは何

よりも、アメリカのアジア侵略政策に事實上組み込まれた自衛隊が、日本とアジアの平和と安全を脅かすこととなることで、アジアにおける緊

張を激化させ、日本人民をさらに危険な方向に導くものであります。

しかも第二に、これは国民生活に膨大な犠牲と負担を押しつける結果となるものであります。

第三に、自衛隊の治安出動体制の強化によつて、日本人民の独立と平和、民主主義と生活向上を目ざす鬪争を牽制する体制を露骨に強化しようとします。

こうして、今回の自衛隊増強計画は、安保条約とそのもとにおける日本の軍国主義、帝国主義復

活を新たな段階に推し進めようとするものであ

り、日米共同声明に基づく共同作戦体制強化の新

たな第一歩となるものであります。(拍手)

日本共産党は、自主防衛の装いに隠れて打ち立てるようとしておるこのよだんな対米従属化の軍事力増強と軍国主義復活の危険な策動をきびしく糾弾するとともに、安保条約を廃棄し、米軍基地

を撤去させ、憲法違反の自衛隊を解散させ、軍国主義復活政策の主要な拠点をなくして、憲法の平

和的、民主的条項の完全な実施を強く要求するものであります。

以上を強調しまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第八につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

次に、外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、運輸省設置法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 諸君の動議に御異議ありません。

すなわち、この際、内閣提出、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十三年度において海水の例年ではない高温等のため全国的にのりの被害が異常に発生したことにより、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる支払財源の不足をうめるための資金を、昭和四十五年度において、一般会計から繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を議題といたします。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○毛利松平君(登壇)

〔毛利松平君登壇〕

○毛利松平君 ただいま議題となりました漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和四十三年度におきまして、全国的な暖冬による海水の異常高溫等により、ノリの大きな被害が発生し、これに伴いまして、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定の保険金の支払いが増加したため、同勘定の支払い財源に五億六千七百五十五万円の不足が生ずる見込みでありますので、昭和四十五年度において、一般会計からこの金額を限り同勘定に繰り入れることができます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、特許法等の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を

つきまして、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○毛利松平君(登壇)

〔毛利松平君登壇〕

○毛利松平君 ただいま議題となりました漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和四十三年度におきまして、全国的な暖冬による海水の異常高溫等により、ノリの大きな被害が発生し、これに伴いまして、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定の保険金の支払いが増加したため、同勘定の支払い財源に五億六千七百五十五万円の不足が生ずる見込みでありますので、昭和四十五年度において、一般会計からこの金額を限り同勘定に繰り入れることができます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

すなわち、この際、内閣提出、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

説明を聴取、四月二十四日質疑を終了し、本日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

以上、御報告申し上げます。

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○毛利松平君(登壇)

〔毛利松平君登壇〕

○毛利松平君 ただいま議題となりました漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和四十三年度におきまして、全国的な暖冬による海水の異常高溫等により、ノリの大きな被害が発生し、これに伴いまして、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定の保険金の支払いが増加したため、同勘定の支払い財源に五億六千七百五十五万円の不足が生ずる見込みでありますので、昭和四十五年度において、一般会計からこの金額を限り同勘定に繰り入れることができます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

すなわち、この際、内閣提出、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

右

昭和四十五年三月十六日

内閣総理大臣 佐藤 築作

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○毛利松平君(登壇)

〔毛利松平君登壇〕

○毛利松平君 ただいま議題となりました漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和四十三年度におきまして、全国的な暖冬による海水の異常高溫等により、ノリの大きな被害が発生し、これに伴いまして、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定の保険金の支払いが増加したため、同勘定の支払い財源に五億六千七百五十五万円の不足が生ずる見込みでありますので、昭和四十五年度において、一般会計からこの金額を限り同勘定に繰り入れることができます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

すなわち、この際、内閣提出、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

右

昭和四十五年三月十六日

内閣総理大臣 佐藤 築作

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○毛利松平君(登壇)

〔毛利松平君登壇〕

○毛利松平君 ただいま議題となりました漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和四十三年度におきまして、全国的な暖冬による海水の異常高溫等により、ノリの大きな被害が発生し、これに伴いまして、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定の保険金の支払いが増加したため、同勘定の支払い財源に五億六千七百五十五万円の不足が生ずる見込みでありますので、昭和四十五年度において、一般会計からこの金額を限り同勘定に繰り入れることができます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 読み上げました。

第四条第一項中「第五十三条第四項」の下に「(第二百六十二条の三第一項において準用する場合を含む。)」を、「第五十六条」の下に「(第二百六十一条の三第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第六条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の二号を加える。

#### 一 出願審査の請求をすること。

第十七条第一項中「審査審判又は再審」を「特許官」に、「出願公告をすべき旨の決定(又は)」を「特許出願の日」(第四十三条规定第一項の規定による)を「特許出願の日」(第四十三条规定第一項の規定による)である。最初の出願若しくはパリ条約(千九百零年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月一日に)にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にロンドンへーブで、千九百三十四年六月一日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月三十日のパリ条約をいう。以下同じ。)第十四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。次条及び第六十五条第一項において同じ。)から一年三月を経過した後出願公告をすべき旨の決定の贈本の送達前、出願公告をすべき旨の決定の贈本の送達がつた後及び「第六十四条」を「次条及び第六十四条」に、「第二百五十九条第二項」を「第二百五十九条第二項及び第三項」に改め、「(第二百七十四条第一項の規定による)」を「(第二百九十五条第一項及び第二項の規定による)」の下に「並びに第二項の規定により納付すべき」に改め、同条第二項第三号中「第二百九十五条第一項の規定による」を「第二百九十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき」に改め、同条の次に第一条を加える。

第十七条の二 特許出願人は、特許出願の日から一年三月を経過した後出願公告をすべき旨の決定の贈本の送達前においては、次に掲げ

る場合に限り、願書に添附した明細書又は図面について補正をすることができる。

一 特許出願人が出願審査の請求をする場合において、その出願審査の請求と同時にす

ること。

#### 二 第四十八条の五第二項の規定による通知を受けた場合において、その通知を受けた日から三月以内にするとき。

三 第五十九条(第二百五十九条第二項(第二百七

あるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人との同一の者であるときは、この限りでない。

第三十条第一項及び第二項中「前条第一項各号」を「第二十九条第一項各号」に改め、同条第三項中「(千九百零年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約)」を削り、「(昭和三十一年法律第二百二十二号)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「期間は」を「三十日の期間は」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の二項を加える。

第四十二条中「第二百五十九条第二項」を「第二百五十九条第二項及び第三項」に改め、「(第二百七十四条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、同項を同条第二項に改め、同条に次の二項を加える。

第十八条中「前条第二項」を「第二百五十九条第二項」に改め、「(第二百七十四条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、同條に次に二項を加える。

2 特許庁長官は、第十七条第二項の規定により第二百五十九条第二項の規定による手数料の納付をすべきことを命じた特許出願人が第七条第二項の規定により指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、当該特許出願を無効にすることができる。

第十四条第一項中「特許出願人は」の下に「願書に添附した明細書又は図面について補正をできる時又は期間内に限り」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の場合」を「前項の場合」に、「第三十条第四項」を「新たなる特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法(昭和三十年法律第二百二十三号)第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十五条第一項若しくは第三項若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第五十三条第四項(第二百九十九条第一項(第二百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百六十二条の三第二項)に記載された明細書又は図面に記載された発明又は考案(その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。)と同一で

第四十六条第一項ただし書中「経過した後」の下に「又はその実用新案登録出願の日から七年を経過した後(その実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の贈本の送達がつた日から三十日以内の期間を除く。)」を加え、同条第二項ただし書中「経過した後」の下に「又はその意匠登録出願の日から七年を経過した後(その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の贈本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。)」を加え、

同条第二項を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「期間は」を「三十日の期間は」に改め、「(昭和三十一年法律第二百二十二号)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「期間は」を「三十日の期間は」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の二項を加える。

5 第四十四条第二項及び前条第五項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

6 第二十九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に出願公告又は出願公開がされたものに係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登

6 前条第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による特許出願の変更の場合に準用する。

2 第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十五条第一項若しくは第三項若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第五十三条第四項(第二百九十九条第一項(第二百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百六十二条の三第一項において準用する場合を含む。)及び第二百六十二条の二

であつて第五十三条第四項の規定の適用を受けた旨を記載した書面を提出したものについては、前項の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は書面の提出の日から三十日以内に限り、出願審査の請求をすることができる。

3 出願審査の請求は、取り下げることができない。

4 第一項又は第二項の規定により出願審査の請求をできる期間内に出願審査の請求がなかつたときは、その特許出願は、取り下げたものみなす。

第四十八条の四 出願審査の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人があつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 出願審査の請求に係る特許出願の表示

第四十八条の五 特許庁長官は、出願公開前に出願審査の請求があつたときは出願公開の際に又はその後遅滞なく、出願公開後に出願審査の請求があつたときはその後遅滞なく、その旨を特許公報に掲載しなければならない。

2 特許庁長官は、特許出願人でない者から出願審査の請求があつたときは、その旨を特許出願人に通知しなければならない。

(優先審査)

第四十八条の六 特許庁長官は、出願公開後に出願公告前に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合において必要があるときは、審査官にその特許出願を他の特許出願に優先して審査させることができる。

第四十九条第一号中「第二十九条」の下に「、第二十九条の二」を加える。  
第五十一条第三項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削る。

第五十二条第二項を削り、同条第三項中「第一百条」を「第一百条」に、「第一項の権利に基き損害の賠償の請求をする場合」を「前項の権利」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 第一項の権利を有する者がその権利行使した場合において、当該特許出願が放棄されたり下げられ若しくは無効にされたとき、又は当該特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その者は、その権利の行使により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。当該特許出願の願書に添附した明細書又は図面についてした補正又は補正の却下により特許権の設定の登録の際における特許請求の範囲に記載された発明の範囲に含まれないこととなつた発明についてその権利行使したときも、同様とする。

第五十二条の二 前条第一項の権利の侵害に関する訴えの提起又は仮差押え若しくは仮処分の申請があつた場合はその後遅滞なく、その職権で、特許出願について査定又は審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

2 前項の申立てに関する決定に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、中止の理由が消滅したときその他事情の変更があつたときは、第一項の決定を取り消すことができる。

第五十三条第四項に次のただし書きを加える。

たゞ、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれら規定の適用については、この限りでない。

第六十四条第一項中「同条」の下に「又は第五十七条」を加える。

第三章の次に次の二章を加える。

(出願公開)

第六十五条の二 特許庁長官は、出願公告の日から一年六月を経過したときは、出願公告をしたものと除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。

2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行なう。

一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

2 特許出願の番号及び年月日

三 発明者の氏名及び住所又は居所

四 願書に添附した明細書に記載した事項及び図面の内容(特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。)

五 出願公開の効果等

六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(出願公開の効果等)

第六十五条の三 特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができます。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知つて出願公告前に業としてその発明を実施した者に対する請求権は、当該特許出願

第七百七十二条第二項及び第七十九条中「(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)」の下に「及び第五百六十一条の三第一項」を加える。

第六百七十七条第二項及び第七十九条中「(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)」の下に「及び第五百六十一条の三第一項」を加える。

第十一条第一項において準用する場合を含む。)」の下に「及び第五百六十一条の三第一項」を加える。

第六百七十七条第一項の表の第一年から第三年までの項中「毎年五百円」を「毎年七百円」に、「につき五百円」を「につき八百円」に改め、同表の第四年から第六年までの項中「七百円」を「一千五百円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同表の第七年から第九年までの項中「毎年千五百円」を「毎年二千二百円」に、「につき一千五百円」を「につき二千三百円」に改め、同表の第十年から第十二年までの項中「三千円」を「四千五百円」に改め、同表の第十三年から第十五年までの項中「六千円」を「九千円」に改める。

第二百二十二条第一項中「第五十三条第一項」の下に「(第百六十二条の三第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第四項」を「第五十三条第四項(第百六十二条の三第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

2 前項の規定による請求権は、当該特許出願の出願公告があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、第五

十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第五百六十一条の三第三項において準用する場合を含む。)の権利及び特許権の行使を妨げない。

4 第五百十二条第三項及び第四項、第五十二条の二、第百一条、第百四条並びに第五百五十条並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行なう場合において、当該特許出願の出願公告前に当該特許出願に係る発明の実施の事實及びその実施をした者を知つたときは、民法の規定は、第一項の規定による請求権を行なう場合において、当該特許出願ノ出願公告ノ日」と読み替えるものとする。

第五百二十四条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、当該特許出願ノ出願公告ノ日」と読み替えるものとする。

第六百七十七条第二項及び第七十九条中「(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)」の下に「及び第五百六十一条の三第一項」を加える。

第六百七十七条第一項の表の第一年から第三年までの項中「毎年五百円」を「毎年七百円」に、「につき五百円」を「につき八百円」に改め、同表の第四年から第六年までの項中「七百円」を「一千五百円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同表の第七年から第九年までの項中「毎年千五百円」を「毎年二千二百円」に、「につき一千五百円」を「につき二千三百円」に改め、同表の第十年から第十二年までの項中「三千円」を「四千五百円」に改め、同表の第十三年から第十五年までの項中「六千円」を「九千円」に改める。

第二百二十二条第一項中「第五十三条第一項」の下に「(第百六十二条の三第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第四項」を「第五十三条第四項(第百六十二条の三第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

12 第百二十二条第一項(第百五十九条第三項(第百七

の下に「第二十九条の二」を加える。

第二百二十八条中「出願公告」の下に「出願公開」を加える。

第二百三十七条第一項中「審判事件」の下に「(第二百六十一条の二)の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、第二百六十一条の四第三項の規定による報告があつたものに限る。」を加える。

第二百五十九条第三項中「第五十二条」を「から第五十二条の二まで」に、「及び第六十条から第六十二条まで」を「、第六十条から第六十二条まで及び第六十四条」に改める。

第二百六十二条の次に次の三条を加える。

第二百六十三条の二  
特許局長官は、第二百二十一條第一項の審判の請求があつた場合において、その日から三十日以内にその請求に係る特許出願の願書に添附した明細書又は図面について補正があつたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。次条第三項において準用する第五十五条第一項の申立てがあつたときは、同様とする。

第二百六十四条の三  
第四十七条第二項、第四十八条、第五十三条、第五十四条及び第六十五条の規定は、前条の規定による審査に準用する。

第二百六十五条及び第六十四条の規定は、前条の規定による審査において審判の請求に係る検定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

第二百六十六条の二  
第五十二条の二まで、第五十五条から第六十条まで及び第六十二条から第六十四条までの規定は、前条の規定による審査において審判の請求を理由あるとする場合に準用する。

第二百六十七条の四  
審査官は、前条第三項において準用する第六十条又は第六十二条の規定により特許をすべき旨の査定をするときは、審判の請求に係る拒絶をすべき旨の査定を取

り消さなければならない。

2 審査官は、前項に規定する場合を除き、前条第一項において準用する第五十四条第一項の規定による却下の決定又は前条第三項において準用する第五十八条第一項の決定をしてはならない。  
3 審査官は、第一項に規定する場合を除き、当該審判の請求について査定をすることなく、その審査の結果を特許局長官に報告しなければならない。

第二百七十九条ただし書中「又は第二百二十九条第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する第一項の審判」を「若しくは第二百二十九条第一項の審判又は再審の請求人」を「審判又は再審の請求人」に改める。

第二百八十四条の二中「第二百九十五条の二」を「第二百九十五条の三」に改める。

第二百八十五条中「第五十二条第五項」を「第五十二条第三項(第六十五条の三四項、第二百五十九条第三項(第二百七十四条第一項において準用する場合を含む)及び第二百六十三条の三第三項において準用する場合を含む。)」に改め

る。  
第二百八十六条第一号中「であつて、出願公告がされていないもの」を「(出願公告又は出願公開がされたものを除く。)」に改め、同条第二号中「であつて、当該事件に係る特許出願について出願公告がされていないもの」を「(当該事件に係る特許出願について出願公告又は出願公開がされたものを除く。)」に改める。

(出願審査の請求の手数料の減免)

第二百九十五条の二  
特許局長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者がその特許出願の発明の発明者又はその相続人である場合において、貧困により前条第一項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を減免することができる。

第二百九十六条  
第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十一条)の一部を次のとおりに改正する。  
一 第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十一条)の一部を次のとおりに改正する。  
二 第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十一条)の一部を次のように改正する。  
三 第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十一条)の一部を次のように改正する。  
四 第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十一条)の一部を次のように改正する。

十三条の三  
十三条の二  
十三条の三の二  
十三条の三の三

(実用新案法の一部改正)  
第三条の二  
第三条の三  
第三条の三の二  
第三条の三の三

第三条の二  
第三条の三  
第三条の三の二  
第三条の三の三

をした者が当該実用新案登録出願に係る考案の考案者と同一の者である場合におけるその考案又は発明を除く)と同一であるときは、その考案については、前条第一項の規定にかかるらず、実用新案登録を受けることができる。ただし、当該実用新案登録出願の時に特許出願の出願人と当該他の実用新案登録出願又は、この限りでない。

第四条中「前条」を「第三条第一項」に改め。

第八条第一項ただし書中「経過した後」の下に「又はその特許出願の日から四年を経過した後(その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の査定の期間を除く。)」を加え、同条第二項ただし書中「経過した後」の下に「又はその意匠登録出願の日から四年を経過した後(その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の査定の期間を除く。)」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに次条第一項において準用する特許法第三十条第四項並びに第四十三条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

第八条第五項及び第六項中「期間は」を「三十日の期間は」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。

(実用新案登録出願の審査)

第十条の二 実用新案登録出願についての出願審査の請求

(出願審査の請求)

実用新案登録出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

第十条の三 実用新案登録出願があつたときは、何人も、その日から四年以内に、特許庁長官にその実用新案登録出願について出願審査の請求をすることができる。

2 特許法第四十八条の三第二項から第四項まで(出願審査の請求)の規定は、前項の出願審査の請求を用する。

第十二条第一号中「第三条」の下に「第三条の二」を加える。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「第二十八条」を「第二十七条」に、「第一項の権利に基き損害の賠償の請求をする場合」を「前項の権利」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 第一項の権利を有する者がその権利を行使した場合において、当該実用新案登録出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、又は当該実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その者は、その権利の行使により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。

当該実用新案登録出願の願書に添附した明細書又は図面についてした補正又は補正の却下により実用新案権の設定の登録の際ににおける実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案について

その権利を行使したときも、同様とする。

第十三条中「第五十条」を「第四十八条の四から第四十八条の六まで(出願審査の請求及び優先審査)、第五十条」に、「第五十三条」を「第五十二条の二」に、「補正の却下」を「訴訟手続の中止、補正の却下」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第十三条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願の日(第九条第一項において準用する特許

(出願公開)

第三章の二 出願公開

法第四十三条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百零一年十二月十四日)プラッセルで、千九百十一年六月二日(ワシントンで、千九百二十五年十一月六日)にハーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日)から一年六月を経過したときは、出願公告をしたものと開示をしなければならない。

2 出願公開は、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載することにより行なう。

一 実用新案登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 実用新案登録出願の番号及び年月日

三 考案者の氏名及び住所又は居所

四 領書に添附した明細書に記載した考案の名称、図面の簡単な説明及び実用新案登録請求の範囲並びに図面の内容(実用新案公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。)

5 出願公開の番号及び年月日

6 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 特許庁長官は、出願公開がされた実用新案登録出願の願書に添附した明細書及び図面の内容(公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。)

2 前項の規定による請求権の行使は、第十二条第一項の権利又は第四十一条において準用する特許法第一百五十九条第三項若しくは第二百六十五条の三第三項において、若しくは第四十五条において準用する特許法第一百七十四条第一項において準用する同法第一百五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十二条第二項の権利及び実用新案権の行使を妨げない。

3 第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条第一項において準用する特許法第一百五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十二条第二項の権利及び実用新案権の行使を妨げない。

4 第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条第一項において準用する特許法第一百五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十二条第二項の権利及び実用新案権の行使を妨げない。

4 第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条第一項において準用する特許法第一百五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十二条第二項の権利及び実用新案権の行使を妨げない。

5 特許法第五十二条の二及び第一百五条(訴訟手続の中止及び書類の提出)並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百十九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当該実用新案登録出願の出願公告前に当該実用新案登録出願に係る考案の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又は其法定代理人が損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「当該実用新案登録出願ノ出願公告ノ

(出願公開の効果等)

第十三条の三 実用新案登録出願人は、出願公開があつた後に実用新案登録出願に係る考案の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその考案を実施した者に対し、その考案が登録実用新案である場合にその実施に対し通常受けべき金額の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた実用新案登録出願に係る考案であることを知つて出願公告前に業としてその考案を実施した者に実用新案である場合にその実施に対し通常受けべき金額の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。



3 第十条第三項及び前条第四項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第十六条第三項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削る。

第四十条第一項中「八千円」を「一万二千円」に改め、同条第二項中「一万五千円」を「二万二千五百円」に改める。

第五十六条第一項中「第一百六十三条まで」を「第一百六十一条まで、第一百六十二条、第一百六十三条」に改める。

第六十五条第三項を次のように改める。

3 第十条第三項及び第十二条第四項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第八章中第六十九条の前に次の二条を加える。  
 (手続の補正)  
 第六十八条の二 商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正ができる。ただし、出願公告をすべき旨の決定の贈本の送達があつた後は、第十七条(前条第二項において準用する場合を含む)において、第五十六条第一項(前条第四項において準用する場合を含む)において準用する特許法第百五十九条第二項若しくは第三項において準用する場合を含む)において準用する特許法第百七十四条第一項において準用する同法第百五十九条第二項若しくは第三項において、それぞれ準用する同法第六十四条の規定により補正ができる場合を除き、その補正をすることができる。

第七十五条第二項中「第一百九十三条第二項第一号から第六号まで」を「第一百九十三条第二項第一号から第四号まで、第五号、第六号」に改め、同条第二項第一号から第六号まで、第五号、第六号」に改める。

める。

第七十七条第二項中「第二十四条まで及び」を「第十六条まで、第十七条第二項及び第三項、第十八条から第二十四条まで並びに」に改め、同条第六項中「第一百五十五条の二」を「第一百九十五条の三」に改める。

第八十三条中「第五十六条第一項」の下に「(第六十八条第四項において準用する場合を含む)」を「第十七条」の下に「(第六十八条第二項において準用する場合を含む)」を、「第十六条」の下に「(第六十八条第五項において準用する場合を含む)」を、「第十七条」の下に「(第六十八条第六号及び第七号別表第二号及び第三号中「八百円」を「一千五百円」に改め、同表第四号中「三千円」を「四千五百円」に改め、同表第五号中「三百円」を「四百五十円」に改め、同表第六号及び第七号中「八十円」を「百二十円」に、「三千円」を「四千五百円」に、「五百円」を「七百五十円」に、「六十円」を「九十円」に改め、同表第十号中「八十円」を「百二十円」に、「四十円」を「六十円」に改め、同表第十一号中「八十円」を「百二十円」に改める。

(附 則)

第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(改正後の特許法の適用)

第二条 改正後の特許法(以下「新特許法」といふ。)の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

ただし、改正前の特許法(以下「旧特許法」といふ。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

(特許の中断)

第三条 この法律の施行前に旧特許法第二十一条において準用する民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第二百十条の規定により中

断している手続の受継については、なお従前の例による。

(特許出願の拒絶の理由)

第四条 この法律の施行前にした特許出願に係る拒絶の理由については、新特許法第二十九条の二及び第四十九条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願についての先願)

第五条 この法律の施行前にした特許出願又は実用新案登録出願であつて新特許法第四十八条の三第四項(改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。)第十条の三第二項において準用する場合を含む。)又は附則第十条第五項(附則第十九条において準用する場合を含む。)の規定により取り下げたものとみなされたものについての新特許法第三十九条第五項の規定の適用に

ついては、同項中「取り下げられ」とあるのは、「出願公開前に取り下げられ」とする。

(特許出願の明細書等の補正)

第六条 この法律の施行前にした特許出願の願書に添附した明細書又は図面についての補正については、新特許法第十七条第一項及び第十七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によつては、新特許法第十七条第一項及び第十七条の二の規定の適用にかかる。ただし、この法律の施行後にする補正であつてその特許出願について拒絶をするべき旨の査定の贈本の送達があつた後にするものについては、新特許法第十七条第一項及び第十七条の二の規定を適用する。

(特許出願の分割)

第七条 この法律の施行前にした特許出願についての分割については、新たな特許出願が新特許法第二十九条の二に規定する他の特許出願又は新実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合においてこれらの規定を適用するときを除き、新特許法第四十四条の規定にかかる。

わらず、なお従前の例による。

(特許出願の変更等)

については、出願の変更に係る特許出願が新特許法第二十九条の二に規定する他の特許出願又は新実用新案法第三条の二に規定する特許出願又は新特許法第四十五条の規定にかかる。

に該当する場合においてこれらの規定を適用するときを除き、新特許法第四十五条の規定にかかる。

この法律の施行前に特許出願の日から五年以上を経過している特許出願(前項に規定するもの)を除く。)についての新特許法第四十八条の三第一項の規定の適用については、同項中「その日から七年以内」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第4号)」の施行の日から二年内とする。

この法律の施行前にした特許出願についての特許出願人が出願審査の請求をする場合は、新特許法第一百九十五条第一項の規定にかかる。

は、新特許法第一百九十五条第一項の規定にかかる。

は、新特許法第一百九十五条第一項の規定にかかる。

とを要しない。

とを要しない。

この法律の施行前にした特許出願に係る出願審査の請求に關し新特許法第一百九十五条第二項の規定により特許出願人が納付すべき手数料は、同項の規定にかかる。

要しない。



その他、仮保護の権利の強化、補正等の制限、先願の範囲の拡大、諸料金の改定等につきまして所要の措置を講ずることとし、施行期日は昭和四十六年一月一日となつております。

本案は、去る三月十六日当委員会に付託され、同月二十四日通産大臣より提案理由の説明を聽取した後、四月二十四日より質疑に入り、二十八日に至り質疑を終了いたしました。統いて、同日、自由民主党及び民社党より修正案が提出され、原案と一括して採決いたしましたところ、本案は多数をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

修正点は、改正法施行前にされた出願については、改正法を適用せず、従前の例によることとしたことであります。

なお、本案の審議に関連して、工業所有権制度の抜本改善に関する決議を全会一致をもつて行ないましたことを付言いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[参考]

特許法等の一部を改正する法律案に対する  
修正案(委員会修正)

特許法等の一部を改正する法律案の一部を次の  
ように修正する。  
附則中第二条から第二十一条までを次のよう  
に改める。

(改正前の特許法の適用)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願については、別段の定めがある場合を除き、その特許出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

(特許料)

第三条 この法律の施行前にすでに納付し、又は納付すべきであつた特許料については、改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によ  
る。

(特許の無効の理由)

第四条 この法律の施行前にした特許出願に係る特許の無効の理由については、新特許法第二十九条の二及び第一百二十三条第一項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第五条 新特許法第百九十五条第一項の規定は、この法律の施行後に納付すべき手数料について適用する。ただし、この法律の施行前にした特許出願についての同法別表第四号の手数料については、この限りでない。

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

第六条 附則第二条から前条までの規定は、第二条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置に關して適用する。

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第七条 附則第二条、第三条及び第五条の規定は、第三条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置に關して適用する。

(商標法の改正に伴う経過措置)

第八条 附則第二条及び第五条の規定は、第四条の規定による商標法の改正に伴う経過措置に關して適用する。

(政令への委任)

第九条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、鈴木善幸君外十六名提出、全国新幹線鉄道整備法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

全国新幹線鉄道整備法案を議題といたします。

以上の高速度で走行できる幹線鉄道をいり。

(新幹線鉄道の路線)

第三条 新幹線鉄道の路線は、全国的な幹線鉄道網を形成するに足るものであるとともに、全国の中核都市を有機的かつ効率的に連結するものであつて、第一条の目的を達成しうるものとする。

(新幹線鉄道の建設及び営業)

第四条 新幹線鉄道の建設は、日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団が行なうものとし、その営業は、日本国有鉄道が行なうものとする。

(基本計画)

第五条 運輸大臣は、鉄道輸送の需要の動向、国土開発の重点的な方向その他の新幹線鉄道の効果的な整備を図るため必要な事項を考慮し、政令で定めるところにより、建設を開始すべき新幹線鉄道の路線(以下「建設線」という。)を定める基本計画(以下「基本計画」という。)を決定しなければならない。

第六条 運輸大臣は、前項の規定により基本計画を決定しよとするときは、あらかじめ、鉄道建設審議会に諮問しなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

第七条 運輸大臣は、第一項の規定により基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。これを変更したときは、同様とする。

第八条 運輸大臣は、建設線の路線(以下「建設線」といふ。)を決定したときは、建設線の建設に關する必要な調査を行なうべきことを指示しなければならない。基本計画を変更したときは、同様とする。

(建設線の調査の指示)

第九条 運輸大臣は、前条の規定により基本計画を決定したときは、日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団に対し、建設線の建設に關する必要な調査を行なうべきことを指示しなければならない。基本計画を変更したときは、同様とする。

(整備計画)

第十条 運輸大臣は、政令で定めるところにより、基本計画で定められた建設線の建設に關する整備計画(以下「整備計画」という。)を決定しなければならない。

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 起立多數。

賛成者 安倍晋太郎 外二百四十八名

全国新幹線鉄道整備法

(目的)

第一条 この法律は、高速輸送体系の形成が国土の総合的かつ普遍的開発に果たす役割の重要性にかんがみ、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もつて国民経済の発展と国民生活領域の拡大に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新幹線鉄道」とは、その主たる区間に列車が二百キロメートル毎時

全国新幹線鉄道整備法案(鈴木善幸君外十六名提出)

官報(号外)

45

2	第五条第二項の規定は、整備計画を決定し、又は変更しようとする場合について準用する。 (建設線の建設の指示)
第八条	運輸大臣は、前条の規定により整備計画を決定したときは、日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団に対し、整備計画に基づいて当該建設線の建設を行なうべきことを指示しなければならない。整備計画を変更したときも、同様とする。
(工事実施計画)	第九条 日本国鉄道又は日本鉄道建設公団は、前条の規定による指示により建設線の建設を行なうとするときは、整備計画に基いて、路線名、工事の区間、工事方法その他運輸省令で定める事項を記載した建設線の工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
2	前項の工事実施計画には、線路の位置を表示する図面その他運輸省令で定める書類を附添しなければならない。
3	日本鉄道建設公団は、第一項の規定により工事実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、日本国有鉄道に協議しなければならない。
4	日本鉄道建設公団は、第一項の規定による運輸大臣の認可を受けたときは、工事実施計画に関する書類を日本国有鉄道に提出しなければならない。
(行為制限区域の指定及びその解除)	第十条 運輸大臣は、前条第一項の規定による認可に係る新幹線鉄道の建設を要する土地で政令で定めるものについて、当該新幹線鉄道の建設を円滑に遂行させるため第十一条第一項に規定する行為の制限が必要であると認めるときは、区域を定め、当該区域を行為制限区域として指定することができる。
2	運輸大臣は、前項の規定により行為制限区域
6	第二項の規定は、前項の規定により行為制限区域の指定を解除しようとする場合について準用する。
(行為の制限)	第十一条 前条第一項の規定により指定された行為制限区域内においては、何人も、土地の形質を変更し、又は工作物を新設し、改築し、若しくは増築してはならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。
2	前項の規定による行為の制限により損失を受ける者がある場合においては、建設主体は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。
3	前項の規定による損失の補償については、建設主体と損失を受けた者が協議しなければならない。
4	前項の規定による協議が成立しないときは、
5	第二項の規定により行為制限区域内においては、何人も、土地の形質を変更し、又は工作物を新設し、改築し、若しくは増築してはならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び政令で定めたるその他の行為については、この限りでない。
6	第一項の規定により特別の用途のない他の土地に立ち入つてはならない。
7	土地の占有者又は所有者は、正當な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
8	前条第二項から第四条までの規定は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者の損失補償について準用する。
9	第五項に規定する証明書の様式その他必要な事項は、運輸省令で定める。
(財政上の措置等)	第十二条 日本国鉄道若しくは日本鉄道建設公団又はその委任を受けた者は、新幹線鉄道の建設に関する調査、測量又は工事のためやむを得ない必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
2	前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。
3	第一項の規定により建築物が所在し、又はかかる等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
4	日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
5	第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
6	第一項の規定により特別の用途のない他の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。
7	土地の占有者又は所有者は、正當な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
8	前条第二項から第四条までの規定は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者の損失補償について準用する。
9	第五項に規定する証明書の様式その他必要な事項は、運輸省令で定める。
(運輸省令への委任)	第十三条 国は、新幹線鉄道が国土の総合的かつ普遍的開発、国民経済の発展及び国民生活の向上に果たす役割の重要性並びに新幹線鉄道の整備の緊急性等にかんがみ、新幹線鉄道に関し、その建設のため必要な資金についての助成その他の必要な措置を講ずるよう配慮しなければならない。
2	地方公共団体は、新幹線鉄道が当該地方の開発発展及び住民の生活の向上に果たす役割の重要性にかんがみ、新幹線鉄道に関し、その建設のため必要な資金についての援助、その建設に要する土地の取得のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
3	(日本国有鉄道法の適用除外)
4	第十四条 日本国鉄道が行なう新幹線鉄道の建設については、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十三条の規定は、適用しない。
5	第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、運輸省令で定める。
6	第一項の規定により行為制限区域内においては、何人も、土地の形質を変更し、又は工作物を新設し、改築し、若しくは増築してはならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び政令で定めたるその他の行為については、この限りでない。
7	第一項の規定により特別の用途のない他の土地に立ち入つてはならない。
8	第一項の規定により行為制限区域内においては、何人も、土地の形質を変更し、又は工作物を新設し、改築し、若しくは増築してはならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び政令で定めたるその他の行為については、この限りでない。
9	第一項の規定により特別の用途のない他の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。
10	第一項の規定により特別の用途のない他の土地の占有者又は所有者は、正當な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
11	前項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者の損失補償については、運輸省令で定める。
12	第十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
13	第一項第一項の規定に違反した者
14	二 第十二条第七項の規定に違反した者
15	第十七条 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、同条の罰金刑を科する。

の業務」の下に「(新幹線鉄道に係るもの)を除く。」を加える。

(東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の一部改正)

第一項中「予定鉄道線路へ」の下に「全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第○号)」の規定に依り建設スヘキモノノ外を加える。

規定期間内に「(新幹線鉄道に係るもの)を除く。」を加える。

第十八条 日本国鉄道又は日本鉄道建設公団が第九条第一項の規定に違反して認可を受けなかった場合には、その違反行為をした日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の役員は、十万元以下の罰金に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。ただし、附則第八項の規定による改正後の新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定は、この法律の施行の際現に日本国有鉄道が営業を行なつてゐる東京都と大阪府とを連絡する新幹線鉄道以外の新幹線鉄道については、それぞれ、営業を開始する政令で定める区間ごとに、政令で定める日から適用する。

(経過規定)

この法律の施行の際現に日本国有鉄道が営業を行なつてゐる東京都と大阪府とを連絡する新幹線鉄道及びこの法律の施行の際現に日本国有鉄道が建設を行なつてゐる大阪市と福岡市とを連絡する新幹線鉄道は、この法律による新幹線鉄道とする。

3 この法律の施行の際現に日本国有鉄道が建設を行なつてゐる大阪市と福岡市とを連絡する新幹線鉄道については、第五条から第九条まで及び第十四条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に日本国有鉄道が建設を行なつてゐる大阪市と福岡市とを連絡する新幹線鉄道については、第十条第一項中「前条第一項の規定による認可」とあるのは「日本国有鉄道第五十三条の規定による認可」と、同条第二項中「当該新幹線鉄道の建設を行なう日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団」とあるのは「当該新幹線鉄道の建設を行なう日本国有鉄道」と読み替えて、同条の規定を適用する。

号外 報告書

【福井勇君登壇】

○福井勇君 たゞいま議題となりました鈴木善幸君外十六名提出の全国新幹線鉄道整備法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の概要について申し上げます。

第一は、本案の目的であります。が、高速輸送体系の形成が国土の総合的かつ普遍的開発に果たす役割の重要性にかんがみまして、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備をはかり、もつて国民経済の発展と国民生活領域の拡大に資することを目的としております。

第二は、新幹線鉄道の整備の進め方についてであります。が、新幹線鉄道の路線は、全国的な幹線鉄道網を形成するに足るものであるとともに、全国の中核都市を有機的かつ効率的に連絡するものとして性格づけ、その建設につきましては、運輸大臣が鉄道建設審議会に諮問して、建設に関する基本計画及びこれに基づく整備計画を定め、日本国有鉄道または日本鉄道建設公団が、運輸大臣の認可を受けて新幹線鉄道の建設を行ない、日本国有鉄道がその営業を行なうこととしております。

第三は、財政上の措置等についてであります。が、国及び地方公共団体は、建設資金についての助成、援助、土地の取得のあつせん、その他の必要な措置を講ずることとしております。

本案は、去る二十三日当委員会に付託され、委員会におきましては、翌二十四日提出者の大橋武夫君から提案理由の説明を聴取した後直ちに質疑に譲ることいたしました。

本日、採決いたしました結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

7 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)の一部を次のよう改定する。

第一項第一号を同項第一号の二とし、同項に次の一号を加える。

一 新幹線鉄道の基本計画及び整備計画の作成その他新幹線鉄道の整備に關すること。

8 第二十七条第一項第一号を同項第一号の二とし、同項に次の一号を加える。

一 新幹線鉄道の基本計画及び整備計画の作成その他新幹線鉄道の整備に關すること。

9 第十九条第一項第一号中「以外のもの」の下に「並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第二号)による新幹線鉄道であつて、同法の施行の際現に日本国有鉄道が営業を行なつてゐるもの以外のもの」を加え、同号の次に次の一号を加える。

10 第二条から第四条までの規定中「東海道新幹線鉄道」を「新幹線鉄道」に改める。

11 第十九条第一項第一号中「以外のもの」の下に「並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第二号)による新幹線鉄道であつて、同法の施行の際現に日本国有鉄道が営業を行なつてゐるもの以外のもの」を加え、同号の次に次の一号を加える。

12 第二十二条第一項中「前条第一号に掲げ新幹線鉄道の建設に關する調査を行なうこと。」を加える。

13 第十九条第一項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同条第二項ただし書中「前項第一号の業務」の下に「又は日本国有鉄道が行なう鉄道新幹線の建設」を加える。

14 第二十一条第一項中「前条第一項第一号に掲げる業務」の下に「(新幹線鉄道に係るもの)を除く。」を加える。

15 第二十二条第一項中「第十九条第一項第一号

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。	委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求める。
	〔賛成者起立〕
	衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

○議長(船田中君) 設議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。	〔急行料金(議院運営委員長提出)
	年金法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。	〔急行料金(議院運営委員長提出)
	議会議員互助年金法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。	〔急行料金(議院運営委員長提出)
	〔急行料金(議院運営委員長提出)
	〔急行料金(議院運営委員長提出)

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求める。

第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条第三項本文中「第一項」を「前項」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第二項とする。

第十五条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第十六条を削り、第十六条の二を第十六条とする。

第一項とし、同条第二項を同条第二項とする。

第十五条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とする。

第一項とし、同条第二項を同条第二項とする。

第一項とし、同条第二項を同条第二項とする。

第一項とし、同条第二項を同条第二項とする。

第一項とし、同条第二項を同条第二項とする。

第一項とし、同条第二項を同条第二項とする。

第一項とし、同条第二項を同条第二項とする。

第一項とし、同条第二項を同条第二項とする。

第一項とし、同条第二項を同条第二項とする。

〔急行料金(議院運営委員長提出)

は、昭和四十五年四月一日から適用する。

改正後の議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の規定は、この法律の公布の日以後に議院に出頭した証人等の当該出頭に係る旅費及び日当について適用し、同日前に議院に出頭した証人等の当該出頭に係る旅費及び日当については、なお従前の例による。

以後に議院に出頭した証人等の当該出頭に係る旅費及び日当については、なお従前の例による。

会議員等に給付する互助年金の年額の特例

会議員等に給付する互助年金の年額の特例

会議員等に給付する互助年金の年額の特例

会議員等に給付する互助年金の年額の特例

会議員等に給付する互助年金の年額の特例

会議員等に給付する互助年金の年額の特例

会議員等に給付する互助年金の年額の特例

会議員等に給付する互助年金の年額の特例

会議員等に給付する互助年金の年額の特例

○議長(船田中君) 提出者	〔急行料金(議院運営委員長提出)
	〔急行料金(議院運営委員長提出)

第一条 国会議員互助年金法の一部改正	〔急行料金(議院運営委員長提出)
	〔急行料金(議院運営委員長提出)

務費の交付に関する法律の規定に基づいて国会における各会派に対し昭和四十五年四月一日以後の分として交付した立法事務費は、改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定による立法事務費の内扱とみなす。

**理由**

互助年金の年額等に廻し所要の是正を行ない、あわせて立法事務費の額を改定し、議院に出頭する証人等の旅費等に廻し所要の改定を行ない、及び国會議員の秘書に対し通勤手当を支給することができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

右の議案を提出する。

昭和四十五年四月二十八日

提出者

議院運営委員長 渡海元三郎

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

衆議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月二十八日議決）の一部を次のように改定する。  
第一条中「千六百九十一人」を「千六百九十四人」に改める。

#### 附 則

この規程は、昭和四十五年四月二十八日から施行し、同年四月一日から適用する。

○議長（船田中君） 委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員会理事海部俊樹君。

〔海部俊樹君登壇〕

○海部俊樹君 ただいま議題となりました国會議員互助年金法等の一部を改正する法律案外一件に

つきまして、提案の趣旨を説明いたします。

まず、国會議員互助年金法等の一部を改正する法律案は、国会議員互助年金法外三件の法律の改正を行なおうとするものであります。

その第一は、国會議員互助年金法の一部改正であります。これは互助年金の基礎歳費月額が十

四万円であるものを、本年五月分以降十八万円に引き上げ、また、普通退職年金の若年による停止の制度を、本年四月分以降廃止し、高額所得による停止の制度を、本年七月以降廃止し、納付金の率を、本年五月以降百分の五・三から百分の六に改めようとするものであります。

その第二は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改定であります。これは立法事務費の月額を、本年四月以降所

うとするものであります。

その第三は、議院に出頭する証人等の旅費及び事務費の交付に関する法律の一部改定であります。これは立法事務費の月額を、本年四月以降所

うとするものであります。

この第三は、議院に出頭する証人等の旅費及び事務費の交付に関する法律の一部改定であります。これは立法事務費の月額を、本年四月以降所

うとするものであります。

す。（拍手）

○議長（船田中君） これより採決に入ります。

まず、国會議員互助年金法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船田中君） 起立多數。よって、本案は可決いたしました。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長（船田中君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

午後四時二分散会

○議長（船田中君） 本日は、これにて散会いたします。

出席國務大臣

法務大臣 小林 武治君  
外務大臣 横一君  
大蔵大臣 愛知  
通商産業大臣 福田 起夫君  
労働大臣 宮澤 喜一君  
建設大臣 野原 正勝君  
國務大臣 根本龍太郎君  
國務大臣 荒木萬壽夫君  
國務大臣 中曾根康弘君  
運輸政務次官 山村新治郎君

（要請書受領）  
一、去る二十四日、内閣から、国家公安委員会委員に津田正夫君を任命したいので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要請書を受領した。

（理事補欠選任）

一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。  
地方行政委員会  
理事 山口 鶴男君（理事山本弥之助君去る二十四日理事辞任につきその補欠）  
大蔵委員会  
理事 永末 英一君（理事竹本孫一君去る二十四日理事辞任につきその補欠）  
（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員  
辞任 受田 新吉君  
門司 亮君  
愛田 新吉君  
補欠  
以上両案は、いずれも議院運営委員会において起算、提出したものであります。

て承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定の締結について承認を求めるの件

アシア統計研修所の設立及び運営のための援助に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定の締結について承認を求めるの件



地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改  
正する法律案

(議案撤回)  
農林省設置法の一部を改正する法律案  
許可、認可等の整理に関する法律案

情報処理振興事業協会等に関する法律案  
国民年金法等の一部を改正する法律案

日本私学振興財團法案

一、昨二十七日、予備審査のため次の本院議員提出  
出案を參議院に送付した。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数  
の標準に関する法律の一部を改正する法律案

(川村義君外五名提出)  
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法  
律案(阪上安太郎君外五名提出)

兵器の輸出の禁止に関する法律案(伊藤惣助丸  
君外一名提出)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律  
案(広瀬秀吉君外六名提出)

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正す  
る法律案(広瀬秀吉君外六名提出)

(議案通知書受領)  
一、去る二十四日、參議院において次の件を議決  
した旨の通知書を受領した。

日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定  
の締結について承認を求めるの件

日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航  
空業務協定の締結について承認を求めるの件  
アシア統計研修所の設立及び運営のための援助  
に関する日本国政府と国際連合開発計画との間  
の協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)  
一、去る二十四日、參議院において次の本院提出  
案を可決した旨の通知書を受領した。

沖縄住民の国政参加特別措置法案

一、去る二十四日、參議院において次の内閣提出  
案を可決した旨の通知書を受領した。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案  
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資  
格等の付与に関する特別措置法案

宗教法人法第二条に規定する宗教団体の目的

から逸脱したものとみなすべきではないか。前  
創価学会長戸田氏は、「われわれが政治に関  
心をもつてゐるのは、三大秘法の南無妙法蓮華  
經の広宣流布にある。すなわち、国立戒壇の  
建立だけが目的なのである。」とのべ、昭和三  
十四年の參議院議員選挙の際には、當時、創  
価学会長代行の池田氏は、「国立競技場・  
国立美術館・国立公園等も、すべて国民の要  
望であり、国民のものである。宗教にあつて  
も最高の宗教が国民の幸福のために、国立戒  
壇として建立されることは必然でなくてはな  
らぬ。……それには同志をたくさん議会にお  
くらなければならぬ。」とのべ、さらに、池  
田氏は、「大聖人様の至上命令である国立戒  
壇建立のためには関所ともいうべき、どうし  
ても通らねばならないのが創価学会の選挙な  
のでござります。」とのべていた。

(イ) 昭和三十一年の參議院議員選挙のとき、前  
連盟に行なつてゐる。(昭和三十九年十二月  
十二日官報号外八一號、昭和三十九年八月二  
十六日官報号外五一號、昭和四十一年二月十三  
日官報号外九号掲載)

このことは、宗教法人法第六条二項の規定  
に違反するものではないか。

(ロ) 創価学会出版局が昭和三十八年一月一日か  
ら翌年六月三十日までの間に、一億六千六百  
七十万八千二百八十円の政治献金を公明政治  
連盟に行なつてゐる。(昭和三十九年十二月  
十二日官報号外八一號、昭和三十九年八月二  
十六日官報号外五一號、昭和四十一年二月十三  
日官報号外九号掲載)

このことは、宗教法人法第六条二項の規定  
に違反するものではないか。

(ハ) 昭和四四年十二月の総選挙に際し、創価  
学会の機関紙「聖教新聞」の社説およびその紙  
面は、選舉期間中、布教活動の具体的な内容と  
して選挙活動に集中していることをしめして  
いることは、私が三月九日の予算委員会にお  
いてしめしたとおり、すでにあきらかなこと  
である。しかも、創価学会は、選挙ごとに  
布教活動に集中することを繰返してい  
るが、かかる事実は宗教法人法第二条の規定に  
よる宗教団体の目的にかなつたものと認めら  
れるかどうか。

(イ) 宗教法人法第一條によれば、宗教団体は、「宗  
教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者  
を教化育成することを主たる目的とする」と規  
定している。

(ロ) 宗教団体が、選挙に際して特定の候補者を  
推せんし、その当選のために活動することは、  
右の規定にある「宗教の教義をひろめ、儀式  
行事を行い信者を教化育成する」宗教活動の  
一部とみることができるとどうか。

(ハ) 宗教団体が選挙に際し、選挙活動といふ政  
治活動を主要な活動とするよなことは、宗  
教法人法第一條の規定にてらして宗教団体の  
目的から重大な逸脱とみなすべきではない  
か。

(イ) 昭和四四年十二月の総選挙に際し、創価  
学会の機関紙「聖教新聞」の社説およびその紙  
面は、選舉期間中、布教活動の具体的な内容と  
して選挙活動に集中していることをしめして  
いることは、私が三月九日の予算委員会にお  
いてしめしたとおり、すでにあきらかなこと  
である。しかも、創価学会は、選挙ごとに  
布教活動に集中することを繰返してい  
るが、かかる事実は宗教法人法第二条の規定に  
よる宗教団体の目的にかなつたものと認めら  
れるかどうか。

(ロ) 宗教法人法第一條によれば、宗教団体は、「宗  
教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者  
を教化育成することを主たる目的とする」と規  
定している。

(ハ) 宗教法人法第一條によれば、宗教団体は、「宗  
教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者  
を教化育成することを主たる目的とする」と規  
定している。

(ロ) 宗教法人法第一條によれば、宗教団体は、「宗  
教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者  
を教化育成することを主たる目的とする」と規  
定している。

(ハ) 宗教法人法第一條によれば、宗教団体は、「宗  
教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者  
を教化育成することを主たる目的とする」と規  
定している。

(ロ) 宗教法人法第一條によれば、宗教団体は、「宗  
教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者  
を教化育成することを主たる目的とする」と規  
定している。

(ハ) 宗教法人法第一條によれば、宗教団体は、「宗  
教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者  
を教化育成することを主たる目的とする」と規  
定している。

(ロ) 宗教法人法第一條によれば、宗教団体は、「宗  
教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者  
を教化育成することを主たる目的とする」と規  
定している。

(ハ) 宗教法人法第一條によれば、宗教団体は、「宗  
教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者  
を教化育成することを主たる目的とする」と規  
定している。

(ロ) 宗教法人法第一條によれば、宗教団体は、「宗  
教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者  
を教化育成することを主たる目的とする」と規  
定している。

(ハ) 宗教法人法第一條によれば、宗教団体は、「宗  
教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者  
を教化育成することを主たる目的とする」と規  
定している。

(ロ) 宗教法人法第一條によれば、宗教団体は、「宗  
教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者  
を教化育成することを主たる目的とする」と規  
定している。

右質問する。

るのではないか。また、このような違憲の目的  
をかかげて、政治活動を行なう宗教団体は、  
るものではないか。

昭和四十五年四月二十八日

内閣總理大臣 佐藤 築作

衆議院議員谷口善太郎君提出宗教団体の政治活動に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員谷口善太郎君提出宗教団体の政治活動に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

國が、「神社・仏閣あるいは礼拝堂・祭壇・戒壇などの宗教的施設」を、文字どおり国立として設置することは、國が宗教的活動をすることになるので、憲法第二十条第三項に違反するものと考える。

## 〔1〕について

憲法第二十条第一項後段および第三項ならびに第十九条は、憲法第二十条第一項前段に規定する信教の自由の保障を実質的なものにするため、國その他の公の機関が、國権行使の場面において、宗教に入りし、または開示することを排除する趣旨であつて、それをこえて、宗教団体が、政治活動をすることも排除しているものと考へられない。

この質問の趣旨は、現行憲法の下においては、國が國立の宗教的施設を設置することが許されないのであるから、そのような違憲の事項を実現することを目的とする政治活動を行なうことあると思われるが、事理としては、憲法を改正しなければ実現することができない事項である。建立の当事者は信徒であり、宗門の事業として行なうのであつて、國家権力とは無関係である。」

〔2〕について

宗教法人の行なう機関紙、布教書の刊行頒布などの出版事業は、布教活動そのものとして行なわれる場合または公益事業として行なわれる場合が多いと考えられるが、かりに、出版事業

えば、ご指摘のような政治活動を行なうことが

主張をすることが許されていることからみて、明らかであろう。

次に、宗教法人法第二条との關係についてい

憲法に違反しないことは右に述べたとおりであるばかりでなく、同条は、もともと、宗教団体があつても、その収益の一部を、当該宗教法人が支持または支援する政党その他の政治団体の政治活動を助成するために支出するといふのであるが、同条が「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする」と定めていることからも明らかのように、宗教法人たる宗教団体が政治活動を行なつたからといって、直ちに同条に定める宗教団体の目的から逸脱したものと断ずることはできない。

〔3〕について

前述の〔1〕について述べたところにより、了承されたい。

なお、昭和四十五年三月九日、衆議院予算委員会においてご質問のあった國立戒壇の意義については、宗教法人創価学会の所轄局である東京都知事から同法人に照会したところ、次のとおり回答があつたので、念のため申し添える。

「一、本門戒壇とは、本尊をまつり、信仰の中心とする場所のこととて、これは民衆の中に仏法が広まり、一つの時代の潮流となつたとき、信者の縁意と供養によつて建てて建られたるべきものである。

二、既に現在、信徒八百万人の参加によつて、富士大石寺境内に、正本堂の建設が行なわれており、昭和四十七年十月十二日には完成の予定である。これが本門戒壇にあたる。

三、一時、本門戒壇を「國立戒壇」と呼称したことがあつたが、本意は一で述べた通りである。建立の当事者は信徒であり、宗門の事業として行なうのであつて、國家権力とは無関係である。」

## 〔4〕について

宗教法人の行なう機関紙、布教書の刊行頒布などの出版事業は、布教活動そのものとして行なわれる場合または公益事業として行なわれる場合が多いと考えられるが、かりに、出版事業

が、公益事業以外の事業として行なわれる場合であつても、その収益の一部を、当該宗教法人が支持または支援する政党その他の政治団体の政治活動を助成するために支出するといふのであるが、同条が「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする」と定めていることからも明らかのように、宗教法人たる宗教団体が政治活動を行なつたからといって、直ちに同条に定める宗教団体の目的から逸脱したものと断ずることはできない。

〔5〕について

前述の〔4〕について述べたところにより、了承されたい。

前記の〔4〕について述べたところにより、了承されたい。

〔6〕について

宗教団体が、選舉に際して特定の候補者を推薦し、その當選のために活動することは、宗教法人法第二条に規定する「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する」

〔7〕について

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

〔8〕について

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

〔9〕について

〔10〕について

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

〔11〕について

宗教活動の一部とみることはできないと考える。

〔12〕について

宗教団体が、選舉活動をその主要な活動とすることは、宗教法人法第二条の規定に照らし、許されないところであるが、それが主要な活動であるかどうかは、ある特定の時点のみをとらえて判断すべきではなく、その宗教法人の継続的な活動全般との対比において判断すべきものである。したがつて、かりに、宗教法人が、ある選舉に際し、集中的に選舉活動を行なつたらといって、そのことのみをもつて、直ちに、同条に規定する宗教団体の目的を逸脱したものと断定することはできないと考える。

〔13〕について

前述の〔12〕について述べたところにより、了承されたい。

右答弁する。

〔14〕について

民事訴訟手続に関する条約及び第十九条の規定を実施するため、訴訟費用の担保の免除を受けた者に対し訴訟費用の負担を命ぜる裁判について、締約国からわが国に外交上の経路を通じて執行認定の請求があつた場合の裁判手続に關し詳細な規定を設ける。

〔15〕民事訴訟手続に關する条約第十七条の規定を実施するため、締約国に住所を有する締約国の国民がわが国において原告となつた場合には、その者がわが国に住所を有しないときでも訴訟費用の担保を課さないものとする。

〔16〕民事訴訟手続に關する条約第十八条及び第十九条の規定を実施するため、訴訟費用の担保の免除を受けた者に対し訴訟費用の負担を命ぜる裁判について、締約国からわが国に外交上の経路を通じて執行認定の請求があつた場合の裁判手続に關し詳細な規定を設ける。

〔17〕民事訴訟手続に關する条約第十七条の規定を実施するため、最高裁判所が最高裁判所規則で定めることができるものとする。

6 本案は、両条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

## 二 議案の可決理由

本案は、「民事訴訟手続に関する条約」及び「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」の批准に伴い、右両条約にもとづく国内法上必要な措置を定めたものであり、これにより涉外的な民事事件に関する裁判手続の迅速化と当事者の利益の保護増進を図ろうとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年四月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

法務委員長 高橋 英吉

## 航空機の強取等の处罚に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

### 一 議案の要旨及び目的

本案は、最近の航空機奪取事犯の実情等にかんがみ、航行中の航空機を強取する行為等について特別の处罚規定を新設しようとするもので、その主なる内容は次のとおりである。

1 航空機の乗客・乗組員等に暴行・脅迫等を加えて、航行中の航空機を強取し、あるいは、ほしいままでその運航を支配した者は、その未遂をも含め、現行刑法の強盗罪(五年以上の有期懲役)よりも重い無期懲役又は七年以上の懲役に処し、この犯罪を犯した結果、人を死亡させた場合には、死刑又は無期懲役に処する。

2 1の罪を犯す目的で、その予備をした者を罰することとし、現行刑法の強盗予備罪(二年以下の懲役)より重い、三年以下の懲役に処することとし、実行に着手する前に自首した者に対する者は、必ず刑を減輕又は免除する。

3 傀計又は威力を用いて航空機の針路を変更させるなど運航阻害行為をした者には、一年以上十一年以下の懲役に処する。

4 以上の犯罪の国外犯を広く处罚することとする。

## 二 議案の可決理由

さる三月末に発生した、いわゆる日航機乗つ取り事件は、国民に大きな衝撃を与えた、ハイジャックキングに対するきびしい社会的非難が高まるにいたつた。しかるに現行法制上その実態に適合できない罰則がなく、かつ既存の罰則のみでは刑法が軽きに失すことや、日本国外における行為を处罚できぬ場合があるなど不十分な点が少なくない。

本案は、この種事犯に対する处罚を強化する等の措置を講するため、特別の規定を設けようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年四月二十八日

法務委員長 高橋 英吉

## 北西大西洋の漁業に関する国際条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

### 一 本件の要旨及び目的

本条約は、北西大西洋水域における国際的な資源保存措置をとるための条約を作成することを目的として、一九四九年二月ワシントンで開催された関係国政府代表会議において採択され、一九五〇年七月三日に効力を生じている。また、関係諸議定書は、その後条約の運用の強化を図ることを目的として条文の改正等を行なつてある。

本条約は、締約国政府代表により構成される北西大西洋漁業国際委員会を設置し、同委員会は調査、研究及び共同措置のための提案を行ない、締約国政府は、この条約の実施に必要な措置をとること等について規定し、また、関係諸議定書は、この条約の運用の強化を図るために条約の規定を改正し、又は条約の適用を拡大するための新しい規定を加えている。

なお、本条約及び関係諸議定書は、わが国の加入書をアメリカ合衆国政府が受領した日に、わが国について効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本条約及び関係諸議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

## 二 本件の議決理由

本条約及び関係諸議定書を締結することは、北西大西洋水域における漁業の国際協調に貢献し、かつ、将来におけるわが国の漁業の安定した発展を期待できるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

## 三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和四十五年度一般会計予算農林省所管農林本省国際捕鯨委員会等分担金の目中に北西大西洋漁業委員会分担金として二百六十九万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十五年四月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

外務委員長 田中 築一

## 全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約(の加入について承認を求めるの件に関する報告書)

### 一 本件の要旨及び目的

本条約は、東太平洋水域において、まぐろ類の資源を最大の持続的漁獲が毎年可能となる水準に維持することを目的として、一九四九年五月ワシントンにおいてアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国代表との間に作成され、一九五〇年三月三日に効力を生じているものである。

本条約は、締約国代表により構成される全米熱帯まぐろ類委員会を設置し、同委員会は、まぐろ類の魚類の豊度等に関する調査、資源状態等に関する情報の収集及び分析、科学的調査を基礎とした締約国の共同措置のための提案の勧告等を行ない、かつ、調査事務局長を任命すること等について規定している。

なお、本条約は、その加入につきすべての締約国の同意を得て、その加入が効力を生ずる日を明記したわが国の加入書をアメリカ合衆国政府に寄託することにより、その明記した日にわが国について効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本条約への加入について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

## 二 本件の議決理由

本条約に加入することは、東太平洋水域における漁業の国際協調に貢献し、かつ、将来におけるわが国の漁業の安定した発展を期待できるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきもの

と議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和四十五年度一般会計予算農林省所管農林本省国際捕鯨委員会等分担金の目中に全米熱帶まぐろ委員会分担金として九百六十七万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十五年四月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

外務委員長 田中 榮一

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

近年トロール漁業の急速な発展に伴い、南東大西洋水域における生物資源の保存措置の必要性が関係諸国から強く表明されていた。このため、一九六七年、国際連合食糧農業機関水産委員会は、

当該水域における生物資源の保存及びその合理的利用を目的とする国際委員会の設立を決定し、以

後条約案作成の準備をすこめてきた。

一九六九年十月に同機関主催による「南東大西洋の生物資源の保存に関する全権代表会議」がわが国を含む十七箇国参加のもとに開催され、本条約が採択された。わが国は、本年二月九日に署名を行なつた。

この条約は、南東大西洋の生物資源の保存及び合理的利用について、締約国が相互に協力することを目的としており、その主要内容は、条約の適用区域を定め、その区域におけるすべての魚類その他の生物資源を条約適用の対象資源として規定し、全締約国の代表により構成される「南東大西洋漁業国際委員会」を設置し、この条約の任務を遂行せしめることとしている。同委員会は、条約適用の対象資源の調査・研究について責任を有し、科学的調査の結果に基づく勧告又は必要に応じ漁具の規制、魚貝の体長制限、総漁獲量の規制等に関する勧告が行なえることとしている。また、締約国はこの条約の目的達成のためにとるべき措置並びに国際的取締制度の設置について相互協力すべきこと等を規定している。

なお、本条約は、これを採択した会議に代表を出した国の政府又は国際連合若しくはその専門機関の事務局長に寄託するものとし、四の政府から批准書、受諾書、承認書又は加入書は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、四の政府から批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。また、本条約の有効期間は十年である。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、

国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、漁業における国際協調を旨とするわが国の立場上きわめて有意義であり、また、南東大西洋水域におけるわが国の漁業の安定した发展を図ることが期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年四月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

外務委員長 田中 榮一

(四) 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における道路交通の実情にかんがみ、交通事故の防止をはかり、その他交通安全と円滑をはかるため、酒気帯び運転に関する規制および罰則を強化し、悪質な運転者による規制を適用するとともに、都市交通規制のための規定を整備し、交通巡視員の制度を新設すること等を内容とするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 惡質事犯の排除の徹底

1 酒気帯び運転に関する規制および罰則を強化する。

- (1) 酒気帯び運転の禁止の範囲を拡大し、酒気帯び運転全般を禁止することとする。
- (2) 酒酔い運転の罰則について懲役刑の長期を一年から二年に引き上げるとともに、酒気帯び加重の制度に代えて、酒気帯び運転のうち、身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有して車両等を運転した場合を処罰することとする。

- (3) 警察官は、酒気帯び運転の禁止に違反して運転をするおそれがあると認められる者について呼気検査をすることができることとする。
- (4) 酒気帯び運転の禁止に違反して運転をするおそれがある者に酒類を提供し、または飲酒をすこめることを禁止することとする。

- 2 運転免許の取消し等を受けた後の免許の欠格期間は、悪質な運転者については、三年以下の範囲内で延長することができることとする。

- 3 運転者の罰則と同一のものにする。

- (二) 交通反則通告制度適用対象者の範囲の拡大

- 1 少年である反則者についても交通反則通告制度を適用することとし、あわせて反則金を納付しない少年について家庭裁判所が反則金の納付を指示することができることとする。

- 2 運転免許の行政処分を受けたことがある者のうち、軽微な反則行為をした者については、は通反則通告制度を適用することとする。

- (三) 都市交通規制等のための措置

- 1 公安委員会は、車両の交差点で進行する方向別の通行区分ならびに左折および右折の方法を指定することができることとする。

- 2 公安委員会は、車両の進路の変更を禁止し、または制限することができることとする。

- (四) 交通巡視員制度の新設

- 1 都道府県警察に、歩行者の安全の確保、駐停車の規制の励行およびその他の交通指導を行なわせるため、交通巡視員を置くこととする。

- 2 交通巡視員は、手信号等による交通整理、歩行者に対する通行方法の指示、違法駐車に対する是正の措置および駐停車違反をした反則者に対する告知を行なうことができることとする。

- 3 歩行者および自転車の保護のための通行方法について規定を整備する。

- 4 自動車の運転者の資質の向上

- 1 指定の基準に適合しなくなつた指定自動車教習所に対しては、指定の解除のほか、六月をこえない期間を定めてその期間内における教習に基づき試験免除の対象となる卒業証明書を発行することを禁止することとし、あわせて教習内容の改善等の命令をすることができる。する」ととする。
- 2 マイクロバスを大型自動車とする等のため、総理府令等で所要の経過措置を設けることができる」ととする。

(四) 故障車両による交通妨害の排除

- 1 警察官等は、故障等のため禁止に違反して駐車している車両を移動することができる」とし、これに要した費用は、その車両の運転者等に負担させることとする。
- 2 高速自動車国道または自動車専用道路においては、燃料不足等によつて運転することができなくなるおそれがある自動車を運転することを禁止することとする。

- (八) この法律の施行期日および経過措置等
- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において、政令で定める日から施行することとする。
- 2 交通反則通告制度の適用対象者の範囲の拡大、免許の欠格期間の延長等に伴う必要な経過措置を設ける。

3 自動車の保管場所の確保等に関する法律等の規定を整備する。

- 二 議案の可決理由
- 交通事故死傷者激増の現下の道路交通の実情にかんがみ、交通事故の防止をはかり、その他交通安全と円滑をはかるとする本案の趣旨は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
- なお、本案に対し、別紙の「とき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

官報(外)

[別紙]

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、現下の交通事故激増の深刻な事態に対処し、人命を尊長し、交通事故防止の徹底を期するため、左の諸点についてその対策に遺憾なきを期すべきである。

一 市民生活と密接不可分な本法の性格にかんがみ、国民に十分な理解をうるよう、その表現を平易にし、また、副説本等の普及をはかるなどその周知徹底に努めること。なお、常時、必要に応じ、広く関係方面的意見を聴取することに努めること。

二 車両の増加、道路整備の進展に比して著しく立ち遅れている信号機や標識の増設・高度化等交通管制システムの増強整備を義務づけるより十分な財源措置を講ずること。

三 酒気帯び運転に関する規制の強化にともない、酒を飲めば絶対に運転せず、運転をする者には酒を飲ませない慣習が国民の間に定着するよう、実効ある措置を講ずること。

四 自動車の運転者の資質の向上をはかるため、安全運転管理制度の強化、安全運転学校の拡充強化、更新時講習等の充実など、運転者教育の徹底をはかるとともに、少年運転者に対する安全教育についても、その指導につき十分に配慮すること。

五 交通巡視員制度の運用にあたつては、取締りに偏しないことはもちろん、歩行者、運転者への安心についても、その指導につき十分に配慮すること。

- 六 全指導が適正に行なわれるよう十分に指導すること。
- 七 指定自動車教習所の果たす役割的重要性にかんがみ、早急にその保護育成に努めること。
- 八 交通事故の原因の科学的究明のため、調査機関の設置を検討すること。

右決議する。

家内労働法案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 家内労働手帳及び届出

委託者は、物の製造、加工又は販売等を委託するときは、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託業務の内容、工賃単価、工賃の支払期日等を記入しなければならないこと。

(二) 家内労働者数、委託業務の内容等を都道府県労働基準局長に届け出なければならないこと。

委託者は、家内労働者数、委託業務の内容等を都道府県労働基準局長に届け出なければならないこと。

就業時間

1 委託者は又は家内労働者は、周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常の労働時間をこえるよろくな委託をし、又は委託を受けることのないように努めなければならないこと。

2 都道府県労働基準局長は、必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて、家内労働者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

三 委託の打切りの予告

六月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、引き続いて継続的に委託をすることを打ち切らうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するよう努めなければならないこと。

四 工賃及び最低工賃

1 工賃は、特別の場合を除き、委託者が家内労働者から委託した物品を受領してから一月以内に、通貨でその全額を支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、その日から一月以内に支払わなければならないこと。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、必要があると認めるときは、家内労働審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、家内労働者の最低工賃を決定することができる。

五 安全及び衛生

委託者は又は家内労働者は、物品等の製造等に關し、危害を防止するため、安全及び衛生に関する必要な措置を講じなければならないこと。

前項の措置を講じない場合には、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者に対し、委託をし、若しくは委託を受けることを禁止し、又は機械等の使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(六) 家内労働に関する審議機関

1 労働省に中央家内労働審議会を、政令で定める都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置くものとし、審議会は、家内労働者、委託者及び公益を代表する委員各同数をもつて組織するこ

と。

2 地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、最低工賃に関する事項は、  
地方最低賃金審議会が、その他の事項は、地方労働基準審議会がつかさどること。

## (4) 施行期日

この法律の施行期日は、公布の日から六月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定めること。

## 二 議案の修正議決理由

家内労働者の工賃の最低額、安全及び衛生その他必要事項を定め、労働条件の向上を図ることとは、時宜に適するものと認めるが、なお、地方家内労働審議会の設置につき修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

昭和四十五年度一般会計予算（労働省所管）に一億三千四百八十万二千円、労働者災害補償保険特別会計に五百四十七万八千円合計一億四千二十八万円が計上されている。右報告する。

昭和四十五年四月二十四日

社会労働委員長 倉成 正

〔別紙〕

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

（小字及び一は修正）

## 〔中央家内労働審議会等の設置〕

第十九条 労働省に中央家内労働審議会を、政令で定める都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。ただし、政令で定める都道府県労働基準局にあつては、この限りでない。

## 〔附則〕

〔労働省設置法の一部改正〕第六条 労働省設置法（昭和二十四年法律第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の四中「最低賃金法」を「家内労働法（昭和四十五年法律第二百六十二号）」に改め

る。

第八条第一項第十四号中「最低賃金法」の下に「家内労働法」を加え、同条第二項中「じん肺

法」の下に「家内労働法（第四章の規定に限る。）」を加え、同条第三項中「及び」を「並びに」に改め、「最低賃金法」の下に「及び家内労働法（第四章の規定を除く。）」を加える。

第十三条第一項の表中「家内労働審議会」家内労働に関する重要な事項を調査審議すること。

〔中央家内労働審議会〕労働大臣の諮問に応じ、家内労働に関する重要な事項を調査審議すること。

に改め、同表中央最低賃金審議会の項中「及び最低工賃」を削る。

第十五条第一項中「最低賃金法（これに基づく命令を含む。）」の下に「家内労働法（これに基づく命令を含む。）」を加える。

第十六条第一項に次のただし書きを加える。

## 第十六条第一項の表を次のように改める。

ただし、地方家内労働審議会は、政令で定める都道府県労働基準局に置かれるものとする。

は置かれないものとする。

名 称	目 的
地方労働基準審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項並びに地方家内労働審議会にあつては、家内労働に関する事項（最低工賃に関する事項を除く。）を審議すること。 都道府県労働基準局長の諮問に応じ、最低賃金に関する事項及び地方家内労働審議会に置かない都道府県労働基準局の地方最低賃金審議会については、最低工賃に関する事項を調査審議すること。 都道府県労働基準局長の諮問に応じ、家内労働に関する重要な事項を調査審議すること。

第十七条第一項中「最低賃金法（これに基づく命令を含む。）」の下に「家内労働法（これに基づく命令を含む。）」を加える。  
附則中第三項を削り、第四項を第三項とする。

## 〔別紙〕

家内労働法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について特段の配意をすること。

一 家内労働者に対して、税制の改善を図るよう検討すること。

二 工賃について賃金と同様な民事上の保護を図るよう検討すること。

三 最低工賃の決定に際しては、最低工賃の八時間労働換算額について最低賃金との均衡を考慮するよう配慮すること。

四 最低工賃制度に関しては、最低賃金制度の基本的な方について、中央最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、再検討すること。

五 労働者災害補償保険制度における特別加入制度に加入させる家内労働者の範囲について、家内労働における安全及び衛生の実情に即して決定し、必要に応じて業種の拡大を図るよう検討すること。

六 本法施行に必要な労働基準監督官の確保、地方家内労働審議会の設置その他家内労働行政体制の整備充実に努めること。

七 少数の他人を使用する者でも、必要がある場合は、家内労働者に含めることについて検討すること。

## 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

本案は、最近における道路交通需要の増加が、昭和四十二年度を初年度とする現行道路整備五年計画定當時の予想をはるかに上まわるに至つたため、この際、新たに昭和四十五年度を初年度とする道路整備五年計画を樹立することとし、ここに道路整備緊急措置法等の一部を改正しようといふもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 建設大臣は、昭和四十五年度を初年度とする道路整備五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めるべきこと。
- 2 建設大臣は、昭和四十五年度以降五箇年毎を各一期として、積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとすること。
- 3 奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を昭和五十年三月三十一日まで延長すること。
- 4 この法律は、公布の日から施行すること。
- 5 その他閣連規定の整備を行なうこと。
- 二 議案の可決理由
- 本案は、増大する道路交通需要に対処するため、適切な措置と認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
- 三 本案施行に要する経費
- 本案は、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。
- 昭和四十五年四月二十四日

(号外)

衆議院議長 船田 中殿

- 〔別紙〕
- 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
- 政府は、この法律の施行に際し、左の事項について努力すべきである。
- 一 第六次道路整備五箇年計画の財源調達にあたつては、あくまで大衆負担にならないよう留意すること。
- 一 道路法による道路の公共性にかんがみ、これが整備にあたつては、民間企業の営利的投資の対象とならないよう特に配慮すること。
- 一 市町村道の整備にあたつては、極力、道路管理者に自主性をもたせるよう指導することとともに、財源の確保についても特に考慮すること。
- 右決議する。

## 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

- 1 本案の改正点は、次のとおりである。
- (1) 防衛庁設置法の一部改正
- 防衛庁の任務遂行の円滑を図るため、自衛官の定数を九八四人増員して、一二五九、〇五八人

陸上自衛官

一七九、〇〇〇人(増減なし)

三八、三三三人(増員五一〇人)

- 1 建設大臣は、船船の増加に伴う要員並びに航空関係の部隊及び後方支援部隊等の充実のため求めなければならないものとすること。
- 2 簡年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとすること。
- 3 奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を昭和五十年三月三十一日まで延長すること。
- 4 この法律は、公布の日から施行すること。
- 5 その他閣連規定の整備を行なうこと。

- 二 議案の可決理由
- 本案は、増大する道路交通需要に対処するため、適切な措置と認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
- 三 本案施行に要する経費
- 本案は、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。
- 昭和四十五年四月二十四日

建設委員長 金丸 信

衆議院議長 船田 中殿

- (増員分は、艦船の増加に伴う要員並びに航空関係の部隊及び後方支援部隊等の充実のための要員)
- 航空自衛官
- 四一、六五七人(増員四七四人)

- (増員分は、ナイキ部隊の新編並びに航空保安管制等の部隊の充実のための要員)
- 統合幕僚会議の自衛官
- 七八八人(増減なし)

- 合計
- 一一五九、〇五八人

- 二 防衛施設庁の附属機関である中央調達不動産審査会と被害者給付金審査会とを統合して防衛施設中央審査会とし、その組織、所掌事務を整備し、防衛施設の運用による障害に關する事項等についても調査審査することとするとともに、防衛施設局の附属機関である地方調達不動産審査会を防衛施設地方審査会に改める。

## (二) 自衛隊法の一部改正

- 1 自衛隊の部隊等の効率的な運用と、人事の適正な管理とを図るため、自衛官の階級として、一曹と三尉の間に准尉の階級を設け、曹の階級の自衛官の待遇改善を図ることとする。

- 2 自衛隊の予備勢力確保のため、陸上自衛隊の予備自衛官三、〇〇〇人、海上自衛隊の予備自衛官(新設)三〇〇人、計三、三〇〇人を増員して、予備自衛官の員数を三六、三〇〇人とする。

## (三) 防衛庁職員給与法の一部改正

- 准尉制度の新設に伴い、准尉の俸給月額を定める。(四万五千五百円(一号俸)ないし八万七千六百円(二十一号俸)とする。)

- その他、附則において、衛視等又は警察監獄職員の在職期間を有する准尉に対する退職年金の受給資格又は額の保障についての所要の措置等を規定している。

## (一) 議案の可決理由

- 本案は、わが国の防衛をより効率的に処理し、現下の諸情勢に對処するため、適當な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

## (二) 本案施行に要する経費

- 本案施行に要する経費として、約三億五千三百八万円が昭和四十五年度一般会計予算に計上されている。

## (三) 本案施行に要する経費

- 本案施行に要する経費として、約三億五千三百八万円が昭和四十五年度一般会計予算に計上されている。

昭和四十五年四月二十七日

衆議院議長 船田 中殿

内閣委員長 天野 公義

## 一 議案の要旨及び目的

- 1 本案の改正点は、次のとおりである。
- (1) 外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

- 外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 合意な外交政策の企画立案に関する事務を加え、各局にまたがる外交政策の企画立案機能の強化

化拡充を図ること。

2 ブラジルの首都が、リオ・デ・ジャネイロからブラジリアへ移転することに伴い、大使館の所在地名を変更すること。

3 スワジランに大使館を、リオ・デ・ジャネイロ及びレニングラードに総領事館を、ジュネーヴに軍縮委員会日本政府代表部をそれぞれ新設すること。

(二) 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正

1 新設公館に勤務する外務公務員の在勤手当の額を定めること。

2 公館所在地の変更に伴う物価上昇、あるいは住居費の急上昇による勤務、生活条件の著しい変動に対応するため、在ブラジル日本国大使館の在勤基本手当の額並びに在インドネシア、在パキスタンの各日本国大使館及び在ジャカルタ日本国総領事館の住居手当の限度額をそれぞれ改めること。

## 二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を期するため、必要な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十五年度一般会計予算に約五千六百四万円が計上され、これによつて外務省の運営に充てられる。

右報告する。

昭和四十五年四月二十八日

衆議院議長 船田 中殿

## 運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

### 一 議案の要旨及び目的

本案は、経済、社会の発展に対応して運輸に関する基本政策を立案し、調整するため、運輸省の企画機能の充実強化を図るとともに、運輸に関する安全の確保、公害の防止に関する行政を一層強化するための組織改正を行なうほか、審議会の整理統合等を行なおうとするもので、その改正点は次のとおりである。

1 海運局船舶整備公团監理官を廃止する。

(本省の政策立案機能の充実強化を図るため、政令職として大臣官房に置かれていた政策計画官の増員に充てることとする。)

2 運輸省の所管行政に関する基本的な政策及び計画の策定について調査審議するため、本省の附属機関として運輸政策審議会を設置する。

3 運輸省の所管行政に関する技術の開発、改良及び普及に関する重要な事項を調査審議するため、本省の附屬機関として運輸技術審議会を設置し、造船技術審議会をこれに統合する。

4 船員職業安定審議会を船員労働委員会に統合し、船員職業安定法の施行に関する重要な事項は船員労働委員会において調査審議するものとする。

5 海技審議会及び海上安全審議会を統合して海上安全船員教育審議会とする。

海運企業整備計画審議会を廃止する。

7 鉄道をも含めた地方における陸上交通に関する諸問題を調査審議するため、陸運局の附屬機関として地方陸上交通審議会を設置し、自動車運送協議会を廃止する。

8 職員等に対する研修を統一的かつ効果的に実施するため、本省の附屬機関として運輸研修所を設置する。

9 陸運及び航空に関する安全の確保並びに公害の防止に関する行政を一層強化するため、本省の附屬機関として交通安全公害研究所を設置する。

10 船員の養成を促進するため、本省の附屬機関として村上海員学校を設置する。

11 10 船舶技術研究所の次長及び北九州支所並びに気象測器製作所を廃止する。

12 大臣官房の所掌事務の一部を船舶局へ移管する。

その他関係法律に要する改正を行なつてある。

なお、施行期日は1、2、3、4、5、7及び8は公布の日、6及び12は昭和四十五年四月一日、9及び11は昭和四十五年七月一日、10は昭和四十五年八月一日としている。

### 二 議案の修正議決理由

本案は、運輸行政の効率的運営を図るため妥当な措置と認めるが、施行期日のうち昭和四十五年四月一日はすでにその日を経過しているので、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

### 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十五年度一般会計予算及び特別会計予算に、合わせて約四億三千四百万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十五年四月二十八日

内閣委員長 天野 公義

内閣委員長 天野 公義

### [別紙]

衆議院議長 船田 中殿

(小字及び一は修正)  
(運輸省設置法の一部改正)

第一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。

第二十二条第一項第十七号の三を次のように改める。

第十の三 船舶から排出する廃油による廃油処理設備、廃油処理施設及び廃油処理事業に關すること。

O 港湾技術研究所を「港湾技術研究所」に、

第三十条第一項第十一号の三を次のように改める。

第三十三条第一項第一号及び第三号に掲げる事項を「船舶、船舶用機器及び船舶用品」に、「並びに同項第三号及び第四号に掲げる事項に關する試験及び調査をする」を「を行なう」に改め、同条第三項中「北九州市」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

(交通安全公害研究所)

第三十二条 交通安全管理研究所は、運輸省の所管行政に係る技術で陸運及び航空に関する安全の確保、公害の防止等に係るもの

(前条第一項第三号に掲げるものを除く。)に關する設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

2 交通安全管理研究所は、その事務に支障のない場合には、委託により、前項に規定する技術に關する設計、試験、調査

及び研究を行なうことができる。

3 交通安全公害研究所は、東京都に置く。

4 交通安全公害研究所の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十三条 刪除

第三十七条第二項の表中「館山海員学校（館山市）」を「館山海員学校  
村上海員学校  
村上市」に改める。

第三十七条の三を第三十七条の四とし、第三十七条の二の次に次の二条を加える。

(運輸研修所)

第三十七条の三 運輸研修所は、運輸省の所管行政に係る事務を担当する職員等に対し、その職務

を行なうに必要な研修（他の所掌に属するものを除く。）を行なう機関とする。

2 運輸研修所は、東京都に置く。

3 運輸研修所の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十八条第二項を次のように改める。

5 都市交通審議会は、昭和四十七年三月三十一日まで置かれるものとし、同日までは、運輸政策審議会は、都市交通審議会の設置の目的に係る事項について調査審議を行なわないものとする。

第三十八条第三項中「第一項の表に掲げる附屬機関のうち、」を削り、「同表」を「第一項の表に

改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項に掲げる」を「前二項の」に、「委員」を「及び

委員」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、本省の附屬機関として都市交通審議会を置き、運輸大臣の諸間に応じて都市における交通に関する基本的な計画について調査審議することをその目的とする。

第三十八条第一項中「左の表」を「前項に定めるもののほか、次の表」に、「記載する通り」を「記載するもの（運輸政策審議会及び運輸技術審議会の設置の目的とする事項を除く。）」に改め、同項の前に次の二項を加える。

表中中央船員職業安定審議会及び造船技術審議会の項を削り、海運企業整備計画審議会の項の次に表中中央船員職業安定審議会及び造船技術審議会の項を削り、海運企業整備計画審議会の項の次に次のように加え、○海技審議会、海上安全審議会及び都市交通審議会の項を削る。

海上安全船員教育審議会 運輸大臣の諸間に応じて船舶の航行の安全その他海上保安に関する重要な事項、船員教育に関する重要な事項並びに水先法（昭和二十四年法律第二百二十一号）及び船舶職員法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に定める事項を調査審議すること。

海上安全船員教育審議会

第三十八条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

次の一表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するものとする。

種類	目的
----	----

運輸政策審議会 運輸大臣の諮問に応じて、総合的輸送体系の樹立のための基本的な政策及び計画の策定について調査審議すること。

運輸技術審議会 運輸大臣の諮問に応じて、運輸省の所管行政に關する技術の開発、改良及び普及に關する重要な事項を調査審議すること。

第三十八条に次の二項を加える。

6 都市交通審議会は、昭和四十七年三月三十一日まで置かれるものとし、同日までは、運輸政策審議会は、都市交通審議会の設置の目的に係る事項について調査審議を行なわないものとする。

第四十条第一項第二十二号の二及び第二十二号の三中「臨港倉庫業」を「倉庫業」に改める。

第四十四条及び第四十五条を次のように改める。

第四十四条及び第四十五条 削除

第五十一条第一項中第十六号及び第十六号の二を削り、第十六号の三を第十六号とする。

第五十五条を次のように改める。

(地方陸上交通審議会)

第五十五条 陸運局に、附屬機関として地方陸上交通審議会を置く。

2 地方陸上交通審議会は、陸運局長の諮問に応じて陸運局の所掌事務に関する重要な事項を調査審議することをその目的とする。

3 地方陸上交通審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、運輸省令で定める。

第五十七条中「船員法」の下に「船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）」を加える。

第六十八条中「気象測定器製作所」を削る。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

第二条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第十七号の三中「港湾局」を「船舶局及び港湾局」に改める。

第二十六条第一項第十号の三を次のように改める。

十の三 船舶から排出する廃油に係る廃油処理設備、廃油処理施設及び廃油処理事業に関するこ

と。

第二十九条中「港湾技術研究所」を「港湾技術研究所」に改める。

第三十条第一項を次のように改める。

船舶技術研究所は、船舶、船舶用機器及び船舶用品に関する設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

第三十二条第一項中「前項第一号及び第三号に掲げる事項」を「船舶、船舶用機器及び船舶用品に改め、「並びに同項第二号及び第四号に掲げる事項に關する試験及び調査」を削り、同条第二項中「北九州市」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

(第三十二条及び第三十三条を次のように改める。)

(交通安全公害研究所)

第三十二条 交通安全公害研究所は、運輸省の所管行政に係る技術で陸運及び航空に関する安全の確保、公害の防止等に係るもの（前条第一項第三号に掲げるものを除く。）に関する設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

12 交通安全公害研究所は、その事務に支障のない場合には、委託により、前項に規定する技術に関する設計、試験、調査及び研究を行なうことができる。

13 交通安全公害研究所は、東京都に置く。

14 交通安全公害研究所の内部組織は、運輸省令で定める。

15 [削除]

第三十七条第二項の表中「館山海員学校」を「館山市」を「村上海員学校」を「村上市」に改める。

第三十七条第三項の表中「館山海員学校」を「館山市」を「村上海員学校」を「村上市」に改める。

第三十八条第二項の表海運企業整備計画審議会の項を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第六十八条第一項の表「氣象測器製作所」を削る。

第七十五条を次のとおりに改める。

第七十五条 [削除]

(船員職業安定法の一部改正)

第三条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「船員職業安定審議会」を「船員労働委員会への諮問等」に改める。

第四章 船員労働委員会への諮問等

(船員労働委員会への諮問等)

第五十七条 この法律の施行に関するすべての重要な事項については、運輸大臣は船員中央労働委員会の、海運局長は船員地方労働委員会の意見をきかなければならない。

2 船員労働委員会は、この法律の施行に関する重要な事項に關し、必要に応じ國務行政府に建議することができる。

3 前二項の規定による所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、船員中央労働委員会は運輸大臣に、船員地方労働委員会は海運局長に、資料の提供を求めることができる。

4 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なうため、船員中央労働委員会の会長は三月に一回以上、船員地方労働委員会の会長は一月に一回以上、会議を招集しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なわせるため、船員労働委員会に、政令で定めるところにより、部会及び専門委員を置くことができる。

(道路運送法の一部改正)

第四条 道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

(第三条 道路運送法の一部改正)

目次中「第八章 自動車運送協議会（第二百二条—第二百十九条）」を「第八章 削除」に改める。

第八章 削除

第一百三十九条から第二百十九条まで 削除

(道路運送車両法の一部改正)

第五条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一百二条第二項中「、第七号又は第八号」を「又は第七号から第九号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律の規定は、公布の日の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。ただし、

第一条中運輸省設置法第二十九条の改正規定（交通安全公害研究所に係る部分に限る。）並びに同法第三十条、第三十二条、第三十三条、第六十八条及び第七十五条の改正規定並びに第四条及び附則第六項の規定は昭和四十五年七月一日から、第一条同法第三十七条第二項の改正規定は同年八月一日から施行する。

2 第一条、第三条、第四条及び次項から附則第五項までの規定

3 第二条の規定中運輸省設置法第二十二条第一項、第二十六条第一項及び第三十八条の改正規定

4 第二条（前号及び次号に掲げる部分を除く。）、第五条及び附則第六項の規定

5 第二条（前号及び次号に掲げる部分を除く。）、第五条及び附則第六項の規定

6 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

7 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

8 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

9 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

10 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

11 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

12 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

13 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

14 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

15 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

16 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

17 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

18 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

19 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

20 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

21 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

22 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

23 第二条の規定中運輸省設置法第三十七条第二項の改正規定

であると認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

### 三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十五年度一般会計予算において、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定への繰入金五億六千七百五十五万円を計上している。

右報告する。

昭和四十五年四月二十八日

衆議院議長 船田 中殿

大蔵委員長 毛利 松平

### 特許法等の一報を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の要旨及び目的

最近、工業所有権制度、特に特許及び実用新案制度において、出願件数の激増とその内容の高度化、複雑化により、特許庁における未処理案件の累積と審査、審判の遅延がはなはだしく、制度本来の機能を著しく減殺している。本改正案は、このような事態に対し、特許及び実用新案制度について法制面から改善を図る趣旨のもとに、次のような法改正を行なおうとするものである。

#### 1 出願の早期公開制度の採用

現行法では、出願公告までは出願が公開されないことになつてゐるのを改め、次のような出願の早期公開制度を採用する。

#### 2 出願公開の時期

出願後一年六ヶ月を経過したときは、その内容が公序良俗に反するものである場合を除き、その出願を公開する。

#### 3 出願公開の方法

出願公開は、特許については明細書及び図面を、実用新案については請求範囲及び図面を公報に掲載することにより行なう。

#### 4 優先審査

特許庁長官は、公開された出願に係る発明又は考案を第三者が業として実施した場合には、その出願を他の出願に優先して審査させることができる。

#### 5 審査請求制度の採用

現行法では、すべての出願を審査することになつてゐるのを改め、次のような内容の審査請求制度を採用する。

- (1) 審査
- (2) 出願審査請求料の徴収
- (3) 出願審査請求料の徴収
- (4) 出願審査請求の請求
- (5) 出願審査請求の請求
- (6) 出願審査請求の請求
- (7) 出願審査請求の請求
- (8) 出願審査請求の請求
- (9) 出願審査請求の請求

#### 2 出願審査の請求

出願については、何人も、出願の日から特許については七年以内、実用新案については四年以内に審査の請求をすることができる。この期間内に請求がなかつたときは、その出願は取り下げたものみなす。

#### 3 審査前置制度の採用

現行法では、特許又は実用新案の拒絶査定不服審判の請求があつた場合は、すべて審判官が処理することになつてゐるが、これを改め、審判請求の日から三十日以内に願書に添附した明細書又は図面の補正があつたときは、審判の前にその請求を審査官に審査させることとする。

#### 4 仮保護の権利の強化

現行法における仮保護の権利を強化し、公告された出願について、差止請求権、損害賠償請求権、不当利得返還請求権の行使を認める。

#### 5 先願の範囲の拡大

特許又は実用新案の出願が公告又は公開されたときは、その出願の願書に最初に添附した明細書又は図面に記載された発明又は考案は、すべて先願の地位を有することとする。

#### 6 拡正、分割、変更の時期の制限

出願の早期公開制度の採用に伴い、明細書又は図面の補正、出願の分割及び出願変更につき、次のように改正する。

#### 1 拡正、分割の時期の制限

出願日から一年三ヶ月経過した後出願公告決定の贈本送達の日前においては、明細書又は図面の補正、出願の分割は、審査請求時(第三者の請求の場合)はその通知を受けた日から三ヶ月間、拒絶理由の通知があつた場合の指定期間内又は拒絶査定不服審判の請求の日から三十日間のいずれかの時期に限る。

#### 2 出願変更の期間の制限

特許への出願変更是出願から七年以内、実用新案への出願変更是出願から四年以内に限りすることができる。

#### 3 料金の改訂

特許、実用新案、意匠、商標について、手数料及び特許料又は登録料の改訂を行なう。

#### 4 施行期日

この改正法は、昭和四十六年一月一日から施行する。

#### 5 経過規定

この改正法施行前に生じた事項についても改正法の規定を適用する。ただし、拒絶理由、無効理由、補正等については従前の例による。

#### 6 議案の修正議決理由

本案は、特許及び実用新案の出願の処理を促進し、工業所有権制度の機能の増進を図るための措置として、おおむね有効適切なものと認めるが、改正法施行前にされた出願に対する改正法の適用については、規定を改める必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第で

ある。  
右報告する。  
昭和四十五年四月二十八日

商工委員長 八田 貞義

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(改正後の特許法の適用)

この法律の施行に特許出願に係る特許出願については、別段の定めがある場合を除き、その特許出願についての特許法(以下「新特許法」という。)の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

(特許に関する手続の中止)

第三条 この法律の施行に旧特許法第二十四条において準用する民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第二百十条の規定により中断している手続の受継については、なお従前の例による。

(特許出願の拒絶の理由)

第四条 この法律の施行前にした特許出願に係る拒絶の理由については、新特許法第二十九条の二及び第四十九条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願についての先願)

第五条 この法律の施行前にした特許出願又は実用新案登録出願であつて新特許法第四十八条の三第四項(改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。)第十一条の三第二項において準用する場合を含む。)又は附則第十五条(附則第十九条において準用する場合を含む。)の規定により取り下げたものとみなされたものについての新特許法第三十九条第五項の規定の適用については、同項中「取り下げられ」とあるのは、「出願公開前に取り下げられ」とする。

(特許出願の明細書等の補正)

第六条 この法律の施行前にした特許出願の願書に添附した明細書又は図面についての補正については、新特許法第十七条第一項及び第十七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この法律の施行後にするものについては、新特許法第十七条第一項及び第十七条の二の規定を適用する。

(特許出願の分割)

第七条 この法律の施行前にした特許出願についての分割については、新たな特許出願が新特許法第一項

二十九条の二に規定する他の特許出願又は新実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合においてこれらの規定を適用するときを除き、新特許法第四十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願の変更等)

第八条 この法律の施行前にした特許出願の変更については、出願の変更に係る特許出願が新特許法では、出願の変更に係る特許出願が新特許法第二十九条の二に規定する他の特許出願又は新実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合においてこれらの規定を適用するときを除き、新特許法第四十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 この法律の施行前にした実用新案登録出願又は意匠登録出願についての特許出願への変更については、出願の変更に係る特許出願が新特許法第二十九条の二に規定する他の特許出願又は新実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合においてこれらの規定を適用するときを除き、新特許法第四十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 (特許出願についての出願審査の請求)

第九条 この法律の施行前に旧特許法第五十条の規定による通知又は出願公告をすべき旨の決定の踏本の送達があつた特許出願については、この法律の施行の日に、その特許出願人が出願審査の請求をしたものとみます。

この法律の施行の時に特許出願の日から五年以上を経過していいる特許出願(前項に規定するものを除く。)についての新特許法第四十八条の三第一項の規定の適用については、同項中「その日から七年以内」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)」の施行の日から二年以内」とする。

13 この法律の施行前にした特許出願についてその特許出願人が出願審査の請求をする場合には、新特許法第一百九十五条第一項の規定にかかわらず、出願審査の請求の手数料を納付することを要しない。

14 この法律の施行前にした特許出願に係る出願審査の請求に關し新特許法第一百九十五条第二項の規定により特許出願人が納付すべき手数料は、同項の規定にかかわらず、納付することを要しない。

第十一条 特許出願人は、この法律の施行前にした特許出願(出願審査の請求があつたものを除く。)について出願審査の請求をしない旨を特許庁長官に申し出ることができる。

前項の規定による申出をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

11 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

12 特許出願の番号及び年月日

13 三 発明の名称

特許庁長官は、第一項の規定による申出があつたときは、その申出があつたことを証明する書面をその特許出願人に交付するものとする。

若しくは第二項の規定により手数料を納付すべきもの又は附則第十八条の規定により従前の例により手数料を納付すべきものから請求があつたときは、その納付すべき手数料について、その交付を受けた書面一通につき千円を逓減するものとする。

第一項の規定による申出があつたときは、その申出に係る特許出願は、取り下げたものとみなす。

第一項の申出についての新特許法第九条及び第十四条の規定の適用については、これらの規定中「特許出願の変更」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二十号）附則第十条第一項の規定による申出、特許出願の変更」とする。

#### 〔特許出願の出願公告の効果等〕

第十二条 旧特許法第五十二条第一項（同法第百五十九条第三項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の権利であつて、この法律の施行の際現に存するものについては、新特許法第五十二条及び第五十二条の二（同法第百五十九条第三項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、なお従前の例による。

#### 〔特許出願の出願公開〕

第十二条 この法律の施行前にした特許出願についての新特許法第六十五条の二第一項の規定の適用については、同項中「特許出願の日から一年六月を経過したときは」とあるのは、「特許出願の日から一年六月を経過した後相当の期間内に」とする。

#### 〔特許料〕

第十三条 この法律の施行前にすでに納付し、又は納付すべきであつた特許料については、<sup>改正後の特許法（以下「新特許法」という。）</sup>新特許法第一百七十七条第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

#### 〔特許の無効の理由〕

第十四条 この法律の施行前にした特許出願に係る特許の無効の理由については、新特許法第二十九条の一及び第一百二十三条第一項第一号の規定にかかるらず、なお従前の例による。

#### 〔特許出願の拒絶査定に対する審判の特則〕

第十五条 この法律の施行前に旧特許法第百三十四条第三項の規定による尋問、同法第百五十六条第十一項の規定による通知又は同法第百五十九条第二項若しくは第三項において準用する同法第五十条若しくは第五十一条第一項の規定による通知若しくは決定があつた同法第二十一条第一項の審判事件については、新特許法第一百六十二条の二の規定は、適用しない。

第十六条 この法律の施行の際に係属している旧特許法第二十一条第一項の審判事件（前条に規定するものを除く。）に係る特許出願の願書に添附した明細書又は図面についてその審判の請求の日からこの法律の施行の日の前日までの間にした補正（その審判の請求の日から三十日以内にしたものと除く。）は、新特許法第一百六十一条の二の規定の適用については、その審判の請求の日から三十

日以内にしたものとみなす。

第十七条 にの法律の施行の際現に係属している旧特許法第二十一条第一項の審判事件（附則第十五条に規定するものを除く。）であつて、その審判の請求の日から三十日以内に願書に添附した明細書又は図面の補正がされたもの（前条の規定により審判の請求の日から三十日以内にしたものとみなされた補正に係る審判事件を含む。）について旧特許法第二百三十七条第一項の規定によつてした審判官の指定は、この法律の施行の日（当該補正がこの法律の施行後にされたときは、その補正があつた時）にその効力を失う。

#### 〔特許出願の手数料〕

第十八条 新特許法第一百五十五条第一項の規定は、この法律の施行後に納付すべき手数料について適用する。ただし、この法律の施行前にした特許出願について特許出願をする者が納付しなければならない手数料の額は、新特許法別表第四号の規定にかかるらず、なお従前の例による。

（実用新案法の改正に伴う経過措置）

第十九条 附則第二条から第七条まで、第八条第二項、第九条第一項から第三項まで及び第十条から第十七条までの規定は、第二条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置に關して準用する。

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第二十条 附則第二条、第三条、第八条及び第十三条の規定は、第三条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置に關して準用する。

（商標法の改正に伴う経過措置）

第二十一条 附則第二条、第三条及び第八条第一項の規定は、第四条の規定による商標法の改正に伴う経過措置に關して準用する。

（政令への委任）

第九条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 全国新幹線鉄道整備法案（鈴木善幸君外十六名提出）に関する報告書

##### 議案の要旨及び目的

本案は、高速輸送体系の形成が国土の総合的かつ普遍的開発に果たす役割の重要性にかんがみ、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もつて国民経済の発展と国民生活領域の拡大に資することを目的とするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 新幹線鉄道の路線は、全国的な幹線鉄道網を形成するに足るものであるとともに、全国の中核都市を有機的かつ効率的に連絡するものであつて、この法律の目的を達成しうるものとする。

2 新幹線鉄道の建設は、日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団が行ない、その営業は、日本国有鉄道が行なうものとする。

3 運輸大臣は、鉄道建設審議会に諮詢して、建設を開始すべき新幹線鉄道の路線を定める基本計画及び基本計画で定められた建設線の建設に關する整備計画を定め、日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団に必要な調査並びに当該路線の建設を指示することとする。

- 4 日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団は、整備計画に基づいて新幹線鉄道に関する工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならないこととする。
- 5 運輸大臣は、新幹線鉄道の建設予定区域について行為制限区域を指定し、当該区域における土地の形質、工作物の新設等を制限することができるものとし、この場合、日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団は必要な補償措置を講ずることとする。
- 6 日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の職員等は、新幹線鉄道に関する調査、測量又は工事のため必要がある場合は、他人の土地に立ち入り、又は一時使用することができるものとし、この場合、必要な補償措置を講ずることとする。
- 7 新幹線鉄道に関する法律は、その建設資金についての助成その他必要な措置を講ずるよう配慮し、地方公共団体は、その建設資金についての援助、用地の取得のあつ旋その他必要な措置を講ずるよう努めることとする。
- 8 その他所要の闘則を定めるほか、関係法律について所要の改正を行なう。
- 9 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

## 二 議案の可決理由

高速輸送体系の形成が国土の総合的かつ普遍的開発に果たす役割の重要性にかんがみ、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もつて国民経済の発展と国民生活領域の拡大に資そらとする本案の趣旨は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費は、本年度において調査費五億一千円の見込みであつて、本年度一般会計予算に一千万円、日本国有鉄道予算に三億円、日本鉄道建設公団予算に二億円が計上されている。

右報告する。

昭和四十五年四月二十八日

衆議院議長 船田 中殿

運輸委員長 福井 真

衆議院会議録第二十一号中正誤

八九 一 二 六 每年	一段行 地行政 地方財政	誤 正
毎度		

昭和四十五年四月二十八日

衆議院會議録第二十三号

九八六

明治二十五年三月三十日  
種郵便物記可

定価  
一部四十円  
(配送料共)  
発行所  
大藏省印刷局  
東京都港区赤坂五丁二番地 郵便番号一〇七  
電話 東京 五八二四四二一(大作)